

# 金融研究会「江戸期三貨制度について」

## 会議の様様

### はじめに

日本銀行金融研究所では、平成9年12月22日、経済史、日本史、経済理論、考古学、分析化学など、貨幣・金融史に関わる多方面の専門家約50名を招いて、表記の金融研究会を以下の要領で開催した(参加者については後掲「参加者リスト」を参照)\*。

#### (金融研究会の概要)

- ・各セッションにおける司会： 大阪大学経済学部 宮本又郎 教授
- ・第1セッション  
報告「出土銭貨からみた中・近世移行期の銭貨動態」  
慶應義塾大学文学部 鈴木公雄 教授  
指定討論者からのコメント 東京大学史料編纂所 中島圭一 助手  
リジョインダーおよび討議
- ・第2セッション  
報告「近世貨幣の動揺」  
東京大学経済学研究科博士課程 桜井信哉 氏  
指定討論者からのコメント 住友史料館 安国良一 主席研究員  
リジョインダーおよび討議
- ・第3セッション  
報告「江戸期貨幣制度のダイナミズム」  
松山大学経済学部 岩橋 勝 教授  
指定討論者からのコメント 京都大学人文科学研究所 山本有造 所長  
リジョインダーおよび討議
- ・総括コメント： 中京大学経済学部 新保 博 教授

\* 本号所収の金融研究会関連ペーパーに記載された所属ならびに肩書きは、すべて研究会開催時点のもの。

今回の金融研究会は、江戸時代に成立した「三貨制度」の成立事情や、地域・時期ごとの各貨幣の性格と変容などについて、幅広い専門分野の視点から意見交換し、検討することを目的として開催された。

金融研究所では、平成7年12月に「貨幣学（Numismatics）の方向を探る」と題し、貨幣学全般について問題の所在を検討するための研究会を開催し、ここで掲げられた検討課題を受けて、平成9年1月には「日本の貨幣・金融史を考える」をテーマに、古代の貨幣ならびに中世から近世への移行に伴う貨幣の変容を主たる論題とする研究会を行った。今回の金融研究会はこうした一連の流れに沿うもので、近世江戸期の貨幣制度に焦点を当てたものである。

本研究会は、3つのセッションに分けて行われた。まず第1セッション「出土銭貨からみた中・近世移行期の銭貨動態」では、中世後期における銭単貨体系とその変質がいかんして近世の三貨制度へとつながったか、またそうした貨幣動態に永楽銭や領国銀貨がどのように関わったか、などの諸点について報告・討議が行われた。続く第2セッション「近世貨幣の動揺」では、主として17世紀末以降の貨幣改鑄が、貨幣の持つ諸機能（価値尺度、交換手段、富貯蔵）に対してどのような影響を及ぼしたか、という視点から分析がなされた。第3セッション「江戸期貨幣制度のダイナミズム」では、江戸期における銭貨利用の実態や、正貨を供給する際の江戸幕府の思惑や意図なども織り込みながら、江戸期の三貨制度を総括的に論じる試みがなされた。

なお、金融研究会当日は、会場において、当研究所が保有している渡来銭や模鑄銭、秤量・計数銀貨、藩札（特に銀札）など、今回の報告のなかで分析対象とされた貨幣や紙幣を臨時に展示した。

## 報告の概要ならびに討議の様相（文責：金融研究所、文中一部敬称略）

### （1）第1セッション「出土銭貨からみた中・近世移行期の銭貨動態」

#### イ. 鈴木公雄 慶應義塾大学教授による報告

今回の報告では、出土銭貨の資料をもとに、中世から近世への移行期における貨幣の流通実態を明らかにし、そのうえで中世から近世にかけての貨幣の変遷を一貫したかたちで捉えることを試みる。

すなわち、中世の貨幣である銭は、価値尺度機能、交換手段機能、富の貯蔵ないし価値保蔵機能といった貨幣の諸機能を併せ持っていたと考えられるが（単貨体系）これがどのように近世の金・銀・銭という三貨制度に引き継がれていったのか。中世から近世にかけて連続的に使用された唯一の金属貨幣である銭に焦点を当てつつ、この銭が持っていた諸機能がどのように分散されながら近世の諸貨幣に移

行していったのか、といった問題について、出土貨幣を中心に総合的に考えてみたい。

議論のポイントとしては、次の2点が挙げられる。

第1に、16世紀に入って出土備蓄銭の数量が急激に減少するという大きな変化がデータから見てとれる。これは、15世紀においてみられた銭の価値保蔵手段としての機能が16世紀に入ると徐々に失われていき、代わって小額貨幣が持つ交換手段機能が徐々に高まったためではないかと推測される。

第2に、この時期を境に貨幣の乏質化が顕著となり、価値保蔵機能および価値尺度機能が健全に働いていた精銭の体系が揺らぎ始めた。これに対応するために公布されたのが16世紀における「撰銭令」であり、そのなかで取り上げられた永楽銭が新たな価値尺度として脚光を浴びていくこととなった。これは、出土銭のデータに占める永楽銭のウエイト上昇というかたちで確認できる。因みに、こうした変化はデータのみならず、文献からもみてとることが可能である。

私は、こうした永楽銭の基軸通貨化の動きを、永楽銭への「集中化ないし超精銭化現象」と名付けることとしたい。このように、永楽銭が基軸通貨の役割を果たすことによって、価値が揺らいだ銭貨体系全体を安定化させたのみならず、

もちろん、永楽銭の絶対量には限界があるため、永楽銭への集中化が全国レベルでみて成功したとは言い難いが、関東を中心とした東日本地域では、近世初頭に至るまで一定の影響力を保持していたと評価できよう。これは、畑年貢を納める際に、永楽銭に基づく永銭勘定を用いる習慣が明治維新直前まで続いたという事実からも確認できる。

こうした永楽銭の使用は、江戸初期の慶長13、14(1608、1609)年の幕府法令で禁止され、以後銭貨は鑿銭びたせんに一本化される。この際、幕府は、東国において永楽銭が基準通貨として使用されてきたそれまでの実態を考慮に入れ、永楽銭と鑿銭の交換を1対4という永楽銭に有利なかたちで認め、さらに鑿銭を介して金貨とリンクさせることによって、貨幣制度の転換をスムーズに行うような政策を採用した。

一方、永楽銭のように、価値保蔵手段として機能する銭の出現がみられなかった西日本地域においては、銀がこれにとって代わった。これは、以前より近世領国銀の前身ともいべき多数の秤量銀貨がこの地域に流通しており、実質的な価値保蔵機能を担ってきたためである。幕府が最初に発行した公鑄貨としての銀貨が、丁銀や豆板銀という秤量銀貨の形態をとっていたのは、西日本の銀使用の実態との連続性に配慮した政策であったといえよう。そして、日常的な小額決済手段としては、銭が機能するというように、銀貨と銭貨との使い分けがみられた。

そうした前提条件の下で、徳川幕府は、金貨については計数貨幣という新しい貨幣としての形態をとらせる一方、銭貨や銀貨については、それぞれの地域性を考慮に入れたうえで、できるだけ使いやすいかたちをとるというように、円滑な貨幣流通がなされるような工夫を行った。この結果として、江戸初期に三貨制度が成立したと理解できるのではないかと。

口. 指定討論者（中島 圭一・東京大学史料編纂所助手）からのコメント

第1に、報告の中で、15世紀から16世紀にかけて出土備蓄銭1件当たりの埋蔵量が著しく減少したとの指摘があったが、こうした大きな変化は貨幣ないし経済の面だけにとどまらないことには留意する必要がある。

すなわち、まず貨幣の主たる使用者であった商人社会において大きな変化がみられた。例えば、15世紀に関東地方でみられた有徳人と呼ばれる富裕商人の家系が、何らかの理由で没落したものとみられ、16世紀に入ると断絶してぱったりと確認できなくなる。また、16世紀から17世紀にかけて、統一政権や大名からさまざまな権限を得て、京都をはじめ全国各地で活躍したいわゆる初期豪商については、15世紀以前に系譜をさかのぼることができない。こうしたことは、それまで銭を埋蔵していた商人、すなわち価値保蔵主体そのものに変化があったことを示唆している。また、割符（中世の為替手形）や折紙銭（中世において手形的に使用された、現金贈答目録）の使用も、15世紀に最盛期を迎えた後、16世紀に入ると突然消滅する。

このように、埋蔵銭の量的な変化は、単なる貨幣の流通面の変化としてではなく、より広範な貨幣経済における変化の一環としてみることができる。つまりこれは、15世紀までの中世的な社会が崩れてから、17世紀中頃に近世的社会が確立するに至る間の、過渡的現象として捉えることができるのではないか。

第2に、撰銭令を議論する際に参考資料として提示された「撰銭令にみられる銭名一覧・分類」（本号所収、鈴木論文の表8参照）には、いくつかの不十分な点があることを指摘したい。

まず、この表は、さまざまな撰銭令の意味内容といった一定の傾向を大まかにみる場合には有効であろうが、地域を限定して公布された撰銭令や、江戸初期の撰銭令などが数多く抜け落ちており、すべての法令を網羅できていないわけではないことに注意が必要である。また、この表の分類についても、形状の項目にある「ころ」は「こうぶ」と同じで渡唐銭系に分類されるべきものであるし、破損系にある「うちひらめ」は新銭系に分類した方がよいだろう。このほか、「さかひ銭」を堺で鑄造された銭と直接結びつけるのにはやや抵抗がある。

第3に、報告では、精銭体系破綻の原因を流通通貨の質的劣化に求めているが、果たしてこれは適当であろうか。当時、貨幣を使用していた人々が、銭の物理的性質の良し悪しだけで価値の高低を決めていたとは考えにくい。これは、15世紀末から16世紀初期の資料において、鈴木氏が高品質であるとした永楽銭をはじめとする明銭を高く評価した資料が一つも確認されていないことから裏付けられる。逆に、永正元（1504）年に畿内のある村で発布された撰銭令のなかには、永楽銭を忌避する人々の存在が確認できるほか、さらに明の洪武銭を割れ銭と同様に低く位置付けていることがわかる。

こうしてみると、貨幣に対する信用は、必ずしも品質によって左右されるとは限らず、第三者からみると不合理、不条理とも思えるもののうえに成り立っていることがたびたび見受けられるのである。

第4に、鈴木氏は、信長の撰銭令について、鋳銭をはじめその時点で存在してい

たすべての銭貨を、プレミアムを付けてでも流通させようとした点を非現実的と評している。しかしながら、当時すでに鋳銭は、低いながらも何らかの価値をもって流通していたと考えられ、むしろ信長の撰銭令は、現状追認的な法令であったとみなすべきではなかろうか。

第5に、幕府初期の法令の評価についてコメントしたい。報告においては、慶長13、14（1608、1609）年に発布された幕府法令が、「一定の形態と品位を持つ、法貨としての資格を持たせた幕府発行の金貨・銀貨を媒介として、鋳銭の公用貨幣としての地位を保証した」として、幕府発行の通貨が全国貨幣の統一に貢献した点が評価されている。

しかし当時、多くの地方金・銀貨が流通していた状況にあって、幕府の発行した金・銀貨が直ちに国内標準の法貨として全国レベルで流通したとは考えにくいのではないか。つまり、実情としては、「すでに多種類存在していた有力な発行主体の手になる金貨や銀貨に、幕府公鑄貨が付け加わった」という程度にすぎなかったのではないか。

こうした点を明らかにするためには、この幕府法令がどのような地域でどの程度の効力を持っていたか、という点を掘り下げることが重要であり、加えて、中世末期における金銀使用の実態を解明することも問題解決の鍵となるだろう。

最後に、鈴木氏の今回の報告が、中世から近世への貨幣制度の移行を探るうえで一つの基本線となることは間違いないと評価できる。

すなわち、江戸期の三貨制度成立に際しては、領国銀の使用や永楽銭の基準通貨としての通用など、江戸期以前に各地域に存在したさまざまな貨幣流通に配慮しつつ、その連続性を保とうとする幕府の意図がみえてとれる。貨幣流通の現状に即した現実的な対応として、金・銀・銭という三つの異なる金属貨幣を流通させることを余儀なくされつつも、三貨制度を構築して幕府が自ら貨幣政策を遂行しようとする意志があったことが、最も評価されるべき点であろう。

#### 八. 上記コメントに対する鈴木のリジョインダー

まず、「貨幣に対する信用は、必ずしも品質によって左右されるとは限らない」との中島氏の見解について意見を述べたい。

こうした見解とは逆に、実際には中世の時代より、すでに流通銭貨の品質を維持することによって価値を一定に保とうとする工夫がなされていた。数々の撰銭令に示される「撰ぶ」という行為には、そもそも「良いものを撰ぶ」という面と「悪いものを撰ぶ」という面の両義の意味があったように思う。あまりにも良い銭貨、あまりにも悪い銭貨など、品質的に著しい差異が見られる銭貨を取り除いて銭貨の品質を一定にし、一般の人が銭貨を混乱なく使うことができるよう、平準化された銭貨を流通させるところに、撰銭本来の狙いがあったものと考えられる。

次に、分類表の不完全さについての指摘があったが、この表はもちろん完成したものではない。あくまでも、中世と近世における銭貨流通の実態を一覧できるようにするための参考資料として作成したものである。



また、分類表に関する中島氏の指摘のなかで、「破損系にある『うちひらめ』を新銭系に分類した方がよい」とあったが、撰銭令の分類にある「新銭系」の銭とは、「鑄造された時代が新しい銭」ではなく、「その時々新たに鑄造された銭」という意味で捉えていただきたい。新鑄銭は、真新しく見慣れない銭であることから、忌避されることが多く、撰銭令によってしばしば撰銭の対象となった。しかしこうした貨幣も、流通しているうちに次第に使用者の信任を得るようになり、後に撰銭令の対象から外れるものがあったという可能性は否定できない。

いずれにしても、この分類表については、適宜、改訂・見直しを進めていくこととしたい。

さらに、「三貨制度成立以前の16世紀において、多くの地方で独自の銀貨、さらには金貨が流通過程に存在していた」とのコメントがあったが、これらの金属貨幣は、地金としての価値はあったものの、貨幣としての役割すなわち一般的な交換手段としての機能は担っていなかったのではないだろうか。

16世紀以前の金や銀は、甲州金を唯一の例外として、各地で自由かつ勝手に鑄造された傾向が強く、純分比もまちまちであった。しかるに徳川幕府は、そうした領国貨幣について、金匠や銀匠に検査をさせて品位を確定する必要があるためであった。ここに、中世における金・銀貨と、17世紀初めの三貨制度の発足とともに幕府が発行し、品質が一定に保たれていた慶長金・銀貨との、決定的な違いを見出すことができよう。

## 二. 一般討議

### (永楽銭の品質と価値の関連)

大倉(阪南大学教授)は、永楽銭の評価ないし価値がどのように規定されたかについて問題提起を行った。そして、「良質であったがために永楽銭が超精銭化したとの記録はどこにも残っていない」とし、わが国貨幣史のなかで、永楽銭を「質に関係なく評価が変化した興味深い貨幣」と位置付けた。

また、西日本地域と東日本地域における永楽銭の価値の差異については、「対明貿易に力を注いでいた周防国の大内氏は、永楽銭を明における評価と同様に価値のないものとみなし、所領の貨幣流通圏から排除する行動をとった」との事例を紹介し、「そうした理由もあって、永楽銭が東北地方などの東日本地域に運ばれて使用されるようになったのではないか」との説を述べた。

これを受けて、永原(一橋大学名誉教授)も、「京都や周防国などの西日本地域では、永楽銭は高い評価は受けていなかったことが文献からみてとれる」とする一方、「港における入津料からみると、東国では永楽銭の価値が高かった」と述べた。また、東国において永楽銭の価値が高かった理由については、「東国の大名は、領内の百姓から反銭を徴収する際にも永楽銭を要求するなど、永楽銭に対するニーズは明らかに高く、これがなにがしか影響を与えているかもしれない」との仮説を示した。

一方、神立(創価大学教授)は、「中世から近世にかけてみられた、永楽銭を換

算基準として村高を決定する、いわゆる『永高制』と呼ばれる慣習は、関東だけでなくそれ以外の地域でもみられた」とのコメントを加え、価値基準財として関東地域以外でも永楽銭が用いられた事例があることを指摘した。

（永楽銭の流通状況と幕府法令）

さらに、**大倉**は、幕府法令においてなぜ永楽銭が三貨制度の一角を占めるに至らなかったかという点について触れ、「永楽銭の超精銭化現象は、東国における特有の現象と捉えるべきであり、幕府法令においては全国的に数量が多かった鑿銭が基準貨幣とされたのも当たり前のこと」と言及した。

これを受けて、**鈴木**は、「関東には永楽銭によって資産を保全していた人々があり、かつてその地の戦国大名であった徳川家康が、こうした人々の存在に対して特別に配慮したため、永楽銭と鑿銭との交換に関する規定を織り込んだ幕府法令が発布されるに至った」との見解を示した。

さらに**鈴木**は、「永楽銭の超精銭化現象といっても、永楽銭だけがまとまって出土した備蓄銭はこれまで例がなく、永楽銭だけで構成される<sup>せにさし</sup>錢緡も今のところ発見されていない」と述べ、「錢貨体系としては、あくまでも鑿銭の体系が母体としてあり、永楽銭が錢緡や埋蔵銭に多く含まれるほどそれらの価値が上昇するなどといった具合に、金属における純分比のような役割を担っていたにすぎないのではないか」と述べた。

（国内外における永楽銭の動き）

また、**大倉**は、鈴木<sup>の</sup>報告にあった「幕府法令が、永楽銭と鑿銭の換算基準を永楽銭1貫＝鑿銭4貫とし、一方で金と鑿銭の換算基準を金1両＝鑿銭4貫と規定した」ことについて触れ、「そうであるとしても永楽銭1貫が金1両と交換されたとは考えにくい」との見解を示した。その理由として、「仮にこうした交換が可能であれば、国外から永楽銭が大量に持ち込まれ、金と引き換えられて大量の金が国外流出するという事態が起こったはずだが、そうした事実はみられないため」と説明した。

これに対し、**鈴木**は、「中世において実際の取引における永楽銭の使用比率は全体の6%程度であったと考えられるので、永楽銭と金との取引が広範に起こって混乱が生じることはなかつたろう」と述べた。さらに、**安国**（住友史料館主席研究員）も、『『当代記』によれば、慶長13、14（1608、1609）年の幕府法令は、関東地域に限定して発布された法令である可能性が高い」との見解を示し、法令の通用範囲が限定的であるとの見地からしても、大倉が指摘した金の流出は起こり得ないとコメントした。

このほか、**山本**（京都大学人文科学研究所長）は、「永楽銭は、中国であまり使用されなかったために、日本に流入することになったのか」との疑問を述べ、これに対して、**永井**（兵庫埋蔵銭調査会代表）は、「永楽通宝は中国ではほとんど流通せず、その大部分は日本に流入したようだ」とコメントした。

(支払い手段としての米の使用をめぐる)

齋藤(修)(一橋大学教授)は、「中世から近世への移行期に米が支払い手段として用いられた時期があったが、こうした動きを鈴木氏の報告にあった銭貨の流通実態とどのように関連付ければよいか」との問題提起を行った。

これに対して、鈴木は、「信長の撰銭令が発布されたことで、貨幣の使用規則がますます複雑化し、人々は銭を決済手段として使うのを忌避するようになり、その結果、銭に対する代替手段として米が決済手段として使用されるようになった。しかしこれも長続きはせず、いずれは金・銀による決済へと変化していった」と説明した。

この議論に関連して、浦長瀬(名古屋学院大学教授)は、「16世紀後半に、少なくとも西日本では決済手段が銭から米に変化し、17世紀以後、米から銀に変化した」として、地域ごとの決済手段の変遷に違いがあったことを強調した。

また、大倉は、「西日本地域における銀貨を中心とする貨幣体系は、中国の銀貨体系と密接に結び付いていたのではないか」との説を述べた。さらに、永原は、「そうした点を明らかにするためには、製錬技術の発達といった点に加え、国内における産金地帯、産銀地帯など地域性に関わる問題も考慮しておく必要がある」との意見を示した。

(金・銀地金の貨幣的使用について)

永原は、幾つかの具体的事例をもとに、16世紀半ばには金・銀が「枚」という単位で数えられていたことを紹介し、「当時、銭貨を中心とした貨幣経済が揺らぎ始めるなかで、金・銀を貨幣体系の中心に位置付けようとする動きが各地で起こったため、すでに貨幣的な性質を持った金・銀が相当広く存在していたのではないか」と述べた。

これを受けて、浦長瀬は、「地域の大名によって発行された金・銀の領国貨幣は、地金の形態で流通していたと考えられ、発行主体の保証を表すために極印が押されていた」とコメントした。鈴木は、これに同意するとともに、「地金としての性格を持つ丁銀や豆板銀の発行には、政治権力がそれを保証するかどうか重要なポイントとなり、そうした貨幣発行者の意図は極印という形態を通じて理解できる」とまとめた。

最後に、宮本(大阪大学教授)は、「徳川幕府の三貨制度の前提が16世紀の半ばに置かれていたことが、本セッションによってあらためて浮き彫りにされた」とコメントした。



## (2) 第2セッション「近世貨幣の動揺」

イ. 桜井信哉 東京大学経済学研究科博士課程による報告

私の研究意図は以下のところにある。

日本経済史研究の最近の潮流といってもよいと思うが、例えば高度経済成長期を研究する場合に、わが国が高度成長を実現した遠因を明治や江戸期に求め、そこから研究の糸口を探ろうとするアプローチが盛んである。しかしながら、そうした意図があまりにも強くなりすぎると、各時代が持っている固有の経済現象が見失われるといった弊害が生じるように思う。そうした問題意識に立って、私は「江戸時代『固有の』貨幣現象を明らかにする」ことを試みた。

提出論文で私は二つの題材を取り上げた。一つは「貨幣単位と重量単位」の問題であり、もう一つは「地金価値による貨幣の通用」という問題である。まず「貨幣単位と重量単位」について述べる。

江戸期の日本のみならず、西欧においてもしばしば行われた貨幣悪鑄のケースでは、貴金属の含有比率を下げるという方法のほか、貨幣を軽量化してその重量単位を名目化する方法、言い換えれば「重量単位を貨幣単位として用いる方法」が多く採用された。周知の通り、「円」以前の貨幣単位であった「両」は、元来は重量単位であり、両という貨幣単位が初めから独立して存在していたわけではない。重量単位「両」が貨幣単位として用いられるようになったのは、18世紀前半のことである。因みに、英国の貨幣単位「ポンド」も同様に、元々は重量単位であった。

銀貨の重量単位であった「匁」については、文政期において貨幣鑄造に携わった大黒常是だいくじょうぜが、名目化するなわち貨幣単位化を試みている。その具体例の一つが「四十三匁銀」であり、これは、その額面価値にもかかわらず、重量が16匁しかない銀貨であり、贈答用として用いられたと考えられている。

大黒常是が匁の名目化を提案した背景には、江戸時代の銀貨鑄造をめぐる特殊な事情、すなわち、金座が単独で鑄造していた金貨とは異なり、銀貨は常是と銀座の2か所が鑄造していたという事情がある。銀座は明和期における計数銀貨の鑄造・流通促進にあたって勘定所に多大な貢献を成し得た。これに対し、銀座とライバル関係にあった常是は、銀座への巻き返しを図るために、19世紀に入ると新規貨幣の鑄造を勘定所に対して積極的に提案したのである。

次に、二つめの題材として挙げた「地金価値による貨幣の通用」に移ろう。これも周知の事実だが、江戸時代の借用証文には、借金額に加えて、「但文字金也」という具合に、貨幣名を特定してあるのが一般的である。こうした事実は、この当時の貨幣価値が地金価値によって保証されていたことを示しているといえる。仮にこの当時通用していた貨幣が文字金のみであり、将来もこの文字金しか通用する見込みがない、あるいは新貨幣が発行されたとしても、その貨幣が文字金と同様に取引に用いられるのであれば、このような特定はまったく無意味となるからである。

もう一つの事例を紹介しよう。京都の三井家では、江戸店が新貨幣発行に関する情報を入手した場合、即座に京都宛に書状によって報告しており、改鑄が悪鑄であったことから三井家は手持ちの金貨を即刻売り払った、という記録がある。江戸

時代において貨幣品位は極秘事項であったにもかかわらず、三井家がいかなる手段でそれを調べていたかも興味深い点であるが、それ以上に、当時の商人が貨幣価値を地金価値と無関係に考えていたわけではないことを、この三井家資料は物語っている。

ロ. 指定討論者（安国良一・住友史料館主席研究員）からのコメント

桜井氏の報告について特に評価できる点は、重量単位であった「匁」の貨幣単位化構想を実証的に明らかにしたこと、ならびに貨幣改鑄の影響について、貨幣の経済的機能別に、その動揺という観点から論じたことが指摘できる。

以下、氏の報告に関連して質問および問題提起を行いたい。

重量単位の名目化（貨幣単位化）が、貨幣の価値尺度機能の動揺を表す一つの事象であるとの解釈であったが、貨幣の価値が「重量×貨幣に含まれる貴金属の品位」で決まる以上、必ずしも「重量単位の名目化＝価値尺度機能の動揺」とはいえないように思う。にもかかわらず、ここで重量単位の名目化を強調した背景は何か、言い換えれば、重量単位の名目化が近世貨幣史のうえでどのような意義を持つと考えているか。

大黒常是が計画した四十三匁銀をはじめとする「匁」の貨幣単位化構想は、結局のところ実現には至らなかった。その理由を本報告では、勘定所と常是の間の現実的な貨幣政策の相違に求めているが、その点をより具体的に説明してほしい。貨幣改鑄時における三井家の投機的行動にみられるような、貨幣の富貯蔵機能・交換手段機能といった二つの機能の動揺は、必ずしも「近世貨幣の動揺」にはつながらないのではないか。むしろ、そのような貨幣の経済的機能の動揺を、一時的なものにとどめつつ吸収できることを、江戸期三貨制度の大きな特徴、いうなれば三貨制度の「柔構造」と理解してはどうか。併せていえば、経済的機能という観点から近世貨幣の動揺について論じようとするならば、金・銀貨が3機能を統一的に体現していた時代から、各機能ごとに分化していった「過程」こそを、むしろ問題とすべきではないか。

近世貨幣が地金の価値により通用していたことは事実と思われるが、近世貨幣制度の変遷を考えるうえでは、そうした経済的機能のみに捉われず、貿易や貨幣政策などさまざまな制度的枠組みを併せて考慮に入れなければ、変容過程の全体像が明らかにはならないのではないか。

すなわち、新規改鑄貨幣の量目や品位のみに着目する、いってみれば「改鑄史観」とも呼べるこれまでの江戸期貨幣史の捉え方に対する私の批判的な問題意識とも関連するが、江戸時代を通じて行われた改鑄の背景には、幕府が不良貨幣の取り扱いをどう制度的に担保していったか、あるいはそうした制度整備のための政策が貨幣流通にどのように影響を与えたか、といった視点を抜きにしては語ることはできないように思うが、その点についての桜井氏の見解を伺いたい。

## 八. 前頁のコメントに対する桜井のリジョインダー

まず、刃の名目化が失敗した理由、すなわち勘定所と常是の貨幣構想の相違については、今回取り上げた資料だけで断定することはできない。しかし、おそらく勘定所にとっては、金貨単位である両がすでに名目化している状況のなかで、銀貨単位である刃の名目化まで認めてしまう必要性は特になかったのではないか。そればかりか、銀貨単位を名目化することによって、銀貨の使用方法、ひいては貨幣制度そのものがさらに複雑化することを恐れたということは十分推測し得る。

むしろ本報告では、改鑄において期待し得る出目獲得に対して、勘定所と常是のいずれがより積極的であったかという観点から論じたこと、また改鑄を考えるに際しては、勘定所と錢座の対立構造を問題視すべきことを明らかにした点に意義があったと考えていただきたい。

次に、価値尺度機能の動揺を表す事例のなかで、重量単位の名目化を特に強調したのは、報告の冒頭でも述べた通り、その時代固有の貨幣現象を取り上げることを通じて近世貨幣史を分析するという、私自身の研究スタンスを明確に示すことがまず目的にあり、そのうえで重量単位の名目化すなわち貨幣単位化を、そうした研究意図にふさわしい題材として選択したためである。

## 二. 一般討議

(四十三刃銀の解釈をめぐって)

**大倉**(阪南大学教授)は、常是による刃の貨幣単位化構想の一例として示された四十三刃銀の品位について触れ、「四十三刃銀は、額面通り四十三刃の重量があるが、品位は当時の通用銀であった文字銀と同じく36%で、含有純銀量は16刃しかなかったのではないか」という疑問を呈した。これに反論して、**桜井**は、「四十三刃銀は、品位こそ慶長銀と同じく80%であったが、総重量は16刃しかなく、それに四十三刃の価値を持たせて通用させようとしたものである点で、名目化意図が明確である」と説明した。

また、これを受けて**東野**(大阪大学教授)は、「四十三刃銀は、総重量が16刃で、品位は慶長銀と同じく80%の銀貨であり、したがって純銀量が文字銀のそれに等しいものである」ことを指摘して桜井の見解に賛意を示す一方で、「四十三刃銀によって刃単位が名目化したというよりは、四十三刃銀発行によって当時広く通用していた文字銀を小型化・軽量化する意図があったにすぎないのではないか」として、刃の名目化については疑義を呈した。

これに対し、**桜井**は、「秤量銀貨が流通していた当時においては、『43刃の銀貨』といわれれば、品位はともかくとして、『43刃の重量があるもの』と認識されるのが通常である。そうした状況のもとで、16刃しか重量のない銀貨を43刃として通用させようとしたことは、刃の名目化を試みたものと評価してよいのではないか」と説明した。

(常是と銀座の関係)

中田(城西大学教授)は、「常是が勘定所に対して刃単位貨幣の名目化を働きかけたという問題を考えるにあたっては、常是と銀座の関係が重要な意味を持つ」ことを指摘した。

すなわち、「貨幣鑄造における銀座と常是の事務分掌上の関係は、少なくとも江戸前期頃までは、銀座は幕府から銀貨の製造全般にわたる権限を付与されていたのに対し、常是にはそうした権限がなく、いわば『経営者たる銀座が工場長たる常是に製造を委託する』という上下の関係にあった」ことを指摘した。そして、このような両者の関係を背景として、「常是は刃の名目化構想を唱えることによって、貨幣鑄造のなかでも極めて重要な政策提言を行ったわけだが、勘定所は銀座の存在を考慮に入れたために、常是の構想には乗らなかったと考えてはどうか」と問題提起した。

これに対し、桜井は、銀貨の製造過程において、銀座が常是と比較して広範な権限を有していたこと、また実際の発言力などの面でも優位に立っていたことを認めつつも、常是は、「製造過程において鑑査等の重要な役割を果たしていたほか、幕府から招致される際にも、金座・銀座とならび三座の一つとみなされるなど、家格上はまったく対等に扱われていた」ことなどを挙げ、「貨幣鑄造といった経済政策面でも、常是は新しい貨幣鑄造の提案をし得るだけの立場に置かれていたといえる」ことを強調した。

(「地金価値による通用」の含意をめぐって)

宮本(大阪大学教授)は、地金価値としての性格を濃厚に残しながら貨幣が流通していたことを示す例として桜井が報告で取り上げた、貨幣改鑄に際してみられた三井家による投機的行動の理由について触れ、「桜井氏の言う通り、貨幣が地金価値によって通用していたと考えるならば、改鑄によって貨幣に含まれる地金の量あるいは品位が変化しても、貨幣全体の価値は地金の量に応じて決まってくるため、改鑄は貨幣価値に対して中立的となるのではないかと述べた。そのうえで、「改鑄時に投機的行動がみられたという事例は、貨幣が当時、地金価値としてではなく、額面価値によって通用していたことを示している」と述べ、報告とは異なる見方が存在する可能性を指摘した。

また、田代(慶應義塾大学教授)も、「『近世貨幣の価値が含有地金量によって保証されていた』とする主張は、地金そのもののマーケットが存在していなかった当時の状況の下では、やや問題があるのではないかと、桜井の見解に疑問を示した。

さらに、「地金価値を重視する考え方は、江戸時代初期については当てはまるかもしれないが、桜井氏が本報告で問題視している江戸中期、すなわち荻原重秀の悪鑄など、貨幣改鑄が頻繁に行われるようになってからは当てはまると言えるのか。つまりこの時期になると、改鑄時の貨幣発行主体の関心は、貨幣に含まれる地金量そのものではなく、貨幣が円滑に通用するうえでできるだけ多く必要とされる地金



量と、出目獲得のためできる限り節約したい地金量のバランスをどのようにとりながら貨幣を発行するかにあった」として、地金価値に対して江戸幕府がどのような認識を持っていたかについての議論の足掛かりについても付言した。

### (3) 第3セッション「江戸期貨幣制度のダイナミズム」

#### イ. 岩橋 勝 松山大学教授による報告

本報告に先立って提出した論文では、辺境地における銭貨利用の実態も踏まえつつ江戸時代の三貨制度を検討するという分析視角により、これまで必ずしも十分な理解がなされてきたとは言い難かった「中世から近世への移行と三貨制度の成立事情」について、総括的に論じることを試みた。

従来、銭貨については、「価値体系が連続性を維持しつつ中世から近世に移行した」と考えられてきたが、必ずしもそうではないと考える。例えば、西南日本地域における銭貨体系をみると、中世の名残をとどめない「銭<sup>せんめ</sup>匁勘定」が近世中期以降に確立している。これは江戸時代特有の貨幣制度であるといえる。

報告論文における問題提起ならびに論旨は以下の通りである。

第1に、京都の銭・銀相場は、慶長13(1608)年まで大きく変動した後に、安定化したという事実を指摘したい。このことから、中世から近世にかけての銭貨体系は不連続であったと考えられる。

第2に、三貨制度についての主たる研究対象は、これまで金遣い・銀遣い、そしてそれに次いで18世紀後半以降の定位金・銀貨であった。しかしながら、銭貨については、藩札・私札と並び、日常の消費活動に密接に関連する小額貨幣として全国的に普及していたにもかかわらず、大きな論点になってきたとは言い難い。

第3に、江戸期貨幣制度を考えると、まず江戸(ないし東日本)の「金遣い」、上方(ないし西日本)の「銀遣い」と二別してしまう固定的な考え方から一度離れ、金・銀貨のような「高額貨幣」対、銭・札・定位金銀貨のような「小額貨幣」、あるいは「隔地間決済手段」対「地域内通貨」というような捉え方で三貨のあり方を見直すことが有効ではなかろうか。

第4に、幕府は江戸時代初期において、なぜ基軸通貨を金・銀貨いずれか一つに統一しなかったのか、という問題を指摘したい。これについては以下のような解釈が可能であると考えている。幕府は、開府当初より金貨本位制を志向していたが、秤量銀遣いが確立していた西国との政治的軋轢を避けるために、金・銀両建てにしたというものである。加えて、慶長丁銀の発行には、日本各地の多様な領国貨幣を標準化したという意義も認めなければならない。ただし、慶長金貨の国外流出が総流通量の20%にとどまったのに対し、慶長丁銀は鑄造された120万貫のうち、実に100万貫が流出したとされていることから、幕府の金貨重視のスタンスを窺うことができよう。

第5に、私が強調したいことは、地方、特に西南日本や東北日本において、金・銀貨で取引されてしかるべき大口取引が、銭建てで行われていたという事実である。

第6に、19世紀に入ると、秤量銀貨の払底から、いわゆる「銀目の空位化」が進



行した。にもかかわらず、幕末期まで西日本（特に上方）では「銀遣い経済」が存続したとされている。この秤量銀貨の絶対量不足との関係で銭遣いを考える、ひいては三貨制度を考えるということが、従来は十分になされてこなかったのではないか。

以上が私の問題提起ならびに報告論旨である。

ロ. 指定討論者（山本有造・京都大学人文科学研究所長）からのコメント

まず、岩橋氏の見解について言葉の定義などの前提を整理したうえで、若干の質問をしたい。

第1に、言葉の定義に関わる部分であるが、岩橋氏が用いる「金遣い圏」「銀遣い圏」「銭遣い圏」のそれぞれの差異は、「取引の価値基準の差異」と同義であると理解して差し支えないか。

第2に、以下の3点について、認識の相違がないことを確認しておきたい。

東北・西南地域において「銭遣い」すなわち「銭建て取引」が存在した年代を、元文改鋳期から天保・安政期までとする时期的な把握は正しいか。

岩橋氏の「銭遣い」は、字義の通り銭を使用するところの「高額銭文遣い」と、銭を価値尺度として用いるところの「銭匄遣い」の2類型に分類されるとみてよいか。

このうち、高額銭文遣いは、18世紀以降に盛行した「札遣い」が行われない地域において主にみられる一方で、銭匄遣いは、札遣いと密接に関わりつつ定着する。こうした体系は、幕末期に至って貨幣供給のあり方の変化（すなわち金・銀貨の小額化）や対外関係の変化を契機に、崩壊過程をたどっていったと考えて差し支えないか。

続いて以下、若干の質問を行いたい。

第1に、地域ごとの貨幣供給の問題についてどのような整理が可能か。つまり、私見を述べると、「銭遣い圏」地域とは、江戸初期において銀貨の供給が遅れた地域と一致しているのではないか。

第2に、金・銀貨遣いと札遣い・銭遣いとの間の関わりについて、明確にする必要があるように思われる。

第3に、銭匄勘定は固定相場であるが、報告では銀1匄の相場が地域ごとに19～80文とばらついていたことや、こうしたばらつきは、藩境を隔てているとはいえ比較的近隣地域においても見受けられることなどが指摘されていた。このことについてはどのように理解すればよいか。

ハ. 上記コメントに対する岩橋のリジョインダー

まず、若干の訂正をしたい。コメントにあった「銭建て取引」に関する東北・西南地域における年代についてであるが、元文改鋳期から天保・安政期までとする时期的な把握は、山本氏の理解するようなものではなく、より広げるべきであると考え。その一つの理由として、地域ごとの商家帳簿や土地取引証文などの分析結果から、新貨条例が出された明治4(1871)年まで、取引の価値尺度として銭匄が使

用されていることが判明するためである。

次に、言葉の定義などに関わる山本氏の解釈ならびに確認であるが、それらについては格段の異論はない。

以下、山本氏の質問事項に関しては何点か追加説明を行いたい。

まず、高額銭文札遣いについてであるが、これは特に奥羽・南部藩の事例を参考にして議論を行った。当地では西日本ほど札遣いが活発ではなく、あたかも私札のように高額の銭文札や商人手形が転々と流通していた。ただし、西国のなかでも、藩札発行が比較的円滑ではなかった出雲藩では、例えば銭百貫文といった高額札が流通した。

第2に、一般的にいて、銭匁遣いと札遣いとの相関関係は高く、両者が同時にみられるケースが多い。しかし、土佐藩のように藩札（札遣い）が定着しなかったにもかかわらず、銭80文を単位とした銭匁遣いが藩領内全域に定着していたというような例外も見逃すことはできない。

また、金・銀貨が潤沢に各地域にまで出回っていれば、「銭遣い」の成立があったかどうかは確定できないと考えている。金・銀貨の供給が特に辺境地域において不十分であった結果として、その時点、つまり金・銀貨の流通が停滞した時点における銀・銭相場が固定化し、銭遣い圏として独立した価値尺度を有するに至った、といったケースが見られた。ある時点で固定化された銭相場（銭匁相場）は、その後、貨幣制度が新しくなる明治初年まで継続する場合が多かった。

最後に第3の質問に関していうと、銀・銭の固定相場のなかでも、1匁=19~80文というように地域的に乖離が存在することは事実である。しかしながら、実際には1匁=19文といった、一見銭の高値ととられる相場は、九州天領である天草や豊後日田等ごく一部の地域に限られていた。その他の九州・四国各地では概ね1匁=60~80文であった（例えば、伊予・松山藩：60文、長門・萩藩：80文、九州・福岡藩：80文）。

## 二. 一般討議

（「銭遣い圏」の概念に関して）

まず三上（和歌山大学名誉教授）は、報告のキーワードである「銭遣い圏」という用語を用いることの妥当性について疑義を呈した。

すなわち、江戸時代については、東日本は概ね「金遣い」（あるいは「金貨圏」）、西日本は「銀目遣い」（あるいは「銀貨圏」）とみなすのが通説であるが、このことは、「高額決済が主として金貨あるいは銀貨（銀貨が払底した場合には「金位の銀目」）でなされたこと」と同義であるとしたうえで、「小額取引は全国において銭貨決済されたので、その意味で『銭遣い圏』は『日本全国』と同義になり、意味を成さない」と述べた。

そうした前提に立って、藩際取引が金・銀決済であることを許容しても、「金遣い圏」や「銀遣い圏」と並列に「銭遣い圏」を規定するためには、その圏内において、小額取引は当然ながら、高額取引についても銭建て決済が行われた事実の存在

が必要であるとした。そして、三上は、この条件を満たさない場合に「銭遣い圏」という概念を言挙げすることは疑問であると述べた。

これに対し、岩橋は、まず第1に「金遣い」、「銀遣い」経済圏では、小額取引にも金・銀貨を用いることが多かったにもかかわらず、「銭遣い圏」地域ではそのようなことがなかったこと、第2に、「銭遣い圏」では、本来なら金・銀貨の貨幣単位を用いる高額取引についても銭貨の単位で表示していたこと、換言すれば、高額取引においても「価値尺度」として銭貨単位を用いていることを挙げ、「どの貨幣が価値尺度として用いられたかという視点から『銭遣い圏』という用語を使用した」と説明した。

これに関連して、林（東京都江戸東京博物館研究員）は、下野・下館の商家の、寛文年間（17世紀後半）から昭和期までの棚卸帳の整理実績を下敷きとして、以下の通りコメントした。すなわち、「天明年間（18世紀末）以降、同商家では晒し木綿を取り扱っているが、このいずれもが決済勘定は高額・小額問わず、なべて銀建てであった。この事実から、当地では価値尺度として銀貨が用いられた可能性がある」。これに対して岩橋は、「銀遣いの西日本と円滑に取引を行う必要上、銀を基準通貨とした取引、すなわち銀建てで取引せざるを得なかったことは十分考えられる」と回答した。

（銀・銭相場とそれに関係する問題）

草野（甲南大学教授）は、相場および商取引における銭匁札の交換機能の有無について、以下の通り質問した。第1に、「銭匁相場が初期の変動相場から後に固定相場に移行していったと考えてよいか」。第2に、「商取引において銭匁札や藩札等の交換がなされたのかどうか、仮になされたとしたら、額面通り等価交換されたのか否か」という点である。

岩橋は、このうち第1の点については、「銀・銭相場は時代を経るにつれて固定相場化する傾向にあった」と答えた。その一例として、「岩国藩（周防・毛利家支藩）の一部の地域においては、銀1匁＝44～76文という変動相場の時期の後、寛政7（1795）年に至って1匁＝80文に固定化した」との事実を提示した。そのうえで、「銀・銭相場の固定化は、時期や理由などの点で地域差こそあれ、総じてあらゆる銭匁遣い地域においてみられたものであり、相場が一度固定化されれば、それ以後は銭貨が価値基準として機能した」と述べた。

また、第2の点については、「隔地間取引については銀目建て、18世紀後半から19世紀にかけては金建てでも行われるようになった」と指摘し、「取引の際には、域内価値尺度として銭固定相場が用いられた」と回答した。なお、中国地方西部の徳山・岩国・萩の各藩札間においては、銭建ての換算相場によって交換が行われたなど、近隣域内において札同士が交換された事例についても言及した。

次に、山本より、銀・銭の変動相場期における商取引の決済方法について質問がなされた。これについて、岩橋は、「変動相場期には、換算にかなりの手間が必要であり、このため、例えば先述の岩国藩の事例でいえば、同藩では1匁が44～76文

の変動域にあったため、1匁相当額の錢緡をその時点の相場に合わせて調節し、取引時の便宜を図ったものと考えられる」と説明した。

さらに、宮本（大阪大学教授）は、錢建てと銀建てに関連して以下2つの質問を行った。第1は、「錢遣い圏においては錢建ての取引は簡便である一方、銀建ての取引では（変動・固定を問わず）相場に応じて錢に換算する手間がかかるため、その手間を省くためには全取引を銀建てで行えばよく、錢建てをあえて高額取引に適用したと考える理由が依然として不明である」という点である。また第2は、「錢匁遣いが盛行していた地域は、その地域に銀貨が不足していたがために、このような価値尺度体系を採用するに至ったのかどうか」という点である。

これに対し、岩橋はまず第1の点につき、「銀・錢相場は当初、地域ごとにまちまちに変動していて錢建て高額取引は煩瑣であったため、隔地間では銀目を介させて取引が行われた」と答えたいうで、「その後、時代の推移とともに相場が固定化するにつれ、すでに錢遣いが定着していた『錢遣い圏』において、次第に『錢匁』という、商取引等における比較的安定した価値尺度が確立していった」とした。

第2の点については、質問の趣旨を「錢匁遣いは、銀の払底によって銀に代替する価値基準の必要性が生じた結果、登場したものか否か」という意味に解したうで、必ずしもそうではないことを強調した。すなわち、「『錢遣い』は『銀遣い』とは独立して発生し得るものであり、例えば、錢遣いが比較的早期に成立した防長2州においては、江戸中期まで錢遣い以前の主たる決済手段は米であった」という事実を述べた。

（その他の関連する質問・コメント等）

藤本（九州産業大学教授）は、基調報告に関して、特に九州地方などでみられた錢遣いの傾向について、若干の補足説明を行った。まず、「錢遣いが東北や九州などの西南地域の辺境においてみられた」という岩橋の説に賛意を示したうで、「高額錢文遣いが南部藩（現岩手県）に限定されていたこと、他方で、錢匁遣いがないのは、薩摩藩・佐土原藩（島津家支藩）が金遣いであること等を例外として、西南地方に集中していた」ことを補足した。

また藤本は、錢札遣いについての歴史的事実として、福岡藩では享保年間（18世紀前半）に60、80文の匁錢が成立したのではないかといい、享保期、福岡藩における銀錢相場が次第に混同（錢と銀の混同）され、日記によると、ある日の相場を「銀1匁＝錢24文」と記録した翌日に「錢1匁＝24文」と記載した例があるのは匁錢創出の過程を示していると考えられる。このことは、西南地域の銀貨不足、匁錢の代銀性を示しているのであって、例えば、天領天草石本家の膨大な史料に、九州の特産物を上方へ運搬して「銀買い仕候」と、よく見出せることには注目する必要があることなどを述べた。

続いて、三上は、報告論文のなかで近江の事例に「永何文」という表現が見受けられるが、一般には織豊政権期までの価値尺度として知られている「永高」（渡来錢である永楽錢を基軸通貨とした価値尺度）が、江戸中期の明和年間（18世紀後半）



まで存在したということ、またそれは公的にも使用されていたかどうかについて、事実関係の確認を行った。

これに答えて、岩橋は、それが事実である旨述べたうえで、「特に東日本における年貢高の勘定などでは、金1朱未満の端数は通常『永勘定』を用いた」と説明した。そして、「三上氏より指摘を受けた近江の事例では、銀目建ての世界であったが、実際には銀貨が流通していなかったため、まずは『金何両何分何朱』、そして端数は『永何文』と数えられた」と説明した。さらに、この「永勘定」が、幕府勘定方においても採用されていたことを述べた。そのうえで、神立は、「永勘定は、関東農村においては明治初期まで一般的に用いられていた」という事実を紹介した。

さらに、林は、先述の商家文書調査における発見として、「享保年間（18世紀前半）前後の同商家の記録には、『銭が足りないから銭を購入した』という趣旨の記事が出ている」ことを紹介した。このように、「銭貨が『もの』として扱われていることから、東国においては銭が不足していたのではないかという推論が成立する」と述べた。

最後に、岩橋は、「東日本において、ある時期、銭不足を来していたことは事実であり、銭遣い維持のためには、大量の銭の購入が必要とされた」ことについて賛意を示した。

#### （４）総括コメント（新保 博・中京大学教授）

本日の報告、コメント、ディスカッションを踏まえつつ、江戸期の三貨制度を総括して若干のコメントを述べたい。その際、キーワードとして、「貨幣の重層的構造」と「貨幣統合」の二つを挙げておく。

貨幣には、国際貨幣、国内貨幣（あるいは全国貨幣）、域内貨幣（あるいは地方貨幣）という三つの異なった次元がある。そして、それら相互間の関係、ないし貨幣の性格の違いが、それぞれの貨幣制度を特徴付ける大きな要因となっている。

例えば、国際貨幣がそのままある国の国内貨幣として用いられる場合もあるし、逆に、ある国の国内貨幣が国際貨幣になることもある。また、国際貨幣と国内貨幣がそれぞれ自立した存在で、それらの間に一定の関係が成立しているという場合も考えられる。そうした貨幣の存在形態は、時代や地域によってさまざまである。このような切り口から江戸時代の三貨制度はどのように理解できるかというのが、第一のキーワード「貨幣の重層的構造」が意味するところである。

貨幣とは、もともとは商人が作り出し、商人間で使用されていたものであり、その後、国家がこれを自らの下に取り込んだ（いわば国家貨幣とした）ものと考えられる。国家貨幣が出現した背景は、商人間で混在して使用されていたさまざまな貨幣に対し、国家が「基準化」（鈴木公雄氏の言葉を借りれば「均質化」）を試みたことにある。この場合、基準化というのは、金属貨幣においては、品質や重量について国家が一定の基準を提供することを指す。いわばこれは、国家による「公共サービスの提供」を意味するが、同時に国家にとっては「財政的な利益の獲得」（通貨発行益の享受）という異なった側面も有している。このように、国家貨幣は一国経



済にとって大きな役割を果たすものである。

国家貨幣の出現によって、それまで存在していた各種貨幣は、国家が提供する貨幣によって統合されることになる。これが、第二のキーワード「貨幣統合」が意味するところである。

鈴木氏の報告にあった13～17世紀前半の錢貨の動態も、こうした貨幣統合のシナリオに沿って理解することができる。日本では中世に、中国から錢、すなわち渡来錢が入ってきた。渡来錢は中国では国家貨幣であったが、わが国では、当初はもっぱら商人が利用する取引手段にすぎなかった。そして、渡来錢が広く使用されるようになるなかで、種類はもとより、品質的にも異なった貨幣が出現し（鈴木氏の言葉によると「乏質化」）、何らかの基準を提供して貨幣を均質化する必要性が出てきた。そこで撰錢令が出されるわけだが、その通用範囲は地域ごとに限定されたものであり、影響力が全国に及ぶものでは到底なく、渡来錢を域内貨幣として通用させる試みにすぎない。次いで起こったのが永楽錢への集中化で、ある種の貨幣統合がなされたかにみえるが、これはあくまでも渡来錢という国際貨幣の統合であって、日本における真の意味での貨幣統合、つまり国家貨幣の出現ではなかった。やがて江戸期に入り、幕府が鑄造した寛永通宝が発行されるに至り、ようやく従来の渡来錢という国際貨幣からの自立というかたちで錢貨の貨幣統合が達成され、国内貨幣としての錢貨が国家貨幣として登場することになる。こうした点で、寛永通宝の鑄造は、日本貨幣史にとって重要な意味を持つものと位置付けることができよう。

一方、江戸期三貨制度の主役ともいえる金貨と銀貨についてみると、国家貨幣が作られ、貨幣統合が達成されたのは、徳川幕府の権力基盤が確立した17世紀末頃であった。

三貨制度は「金銀複本位制度」として解釈されることもあるが、金銀複本位制度の場合、一般には貨幣単位が金銀とも同一であるのに対し、三貨制度においては、金貨は計数貨幣、銀貨は秤量貨幣と異なる単位を持っている。この点において、三貨制度はきわめてユニークな貨幣制度であるといえる。そして、時代を経るにつれて金貨が国家貨幣の中心となっていくわけだが、品質や重量について一定の基準を定めるといふ国家貨幣の性格上、国家貨幣には秤量貨幣ではなく計数貨幣がなるべきであり、計数金貨を中心とした貨幣統合、つまり、三上隆三氏のいう「両金貨本位制」への傾斜が強まっていくのは当然の帰結であったといえよう。

ではなぜ、金貨が国家貨幣としての地位を確立していくなかであっても、銀貨が秤量貨幣というかたちで幣制のなかに残ったのであろうか。それには以下のような説明を試みたい。

日本が16～17世紀に組み込まれていた「環東シナ海経済圏」における国際貨幣はbullion（地金）としての銀であった。したがって、国際貨幣に対応する日本の国内貨幣もbullionでなければならない。そして、国際貨幣である秤量銀貨と国家貨幣の

中心である計数金貨を何らかのかたちでリンクさせるために、秤量銀貨を国内に残したのではないか。このように、江戸期三貨制度は、貨幣の重層的構造が幣制のなかに組み入れられたかたちとなっており、際立った特徴といえる。

なお、当時銀貨が貿易によって大量に海外に流出したのは、日本が銀を軽視していた証拠であるとする見方もあるが、上述の通り、国際貨幣としての銀の性格からすれば、銀貨は当然の役割を果たしたというべきであろう。幕府が銀貨を決して軽視してはいなかったからこそ、幕府は極印を押し、銀貨が国家貨幣であることを示したのである。

日本経済が開放体系から閉鎖体系に移行するにつれて、国際貨幣と国内貨幣のつながりが徐々に薄れていく、あるいはつながりが切れていくことになる。このため、江戸時代初期に1対14であった金銀比価は、幕末には1対5と金安銀高に向かい、国際相場と比較して大きく乖離していくのである。

しかし、それでもなお、秤量銀貨はシェアを大幅に落としつつも残存する。それは、当時わが国は閉鎖経済といわれているものの、実際には中国やオランダなど限定的ながら依然として貿易が残っており、そのために、国際経済とリンクするシステムを、銀を媒介にして残しておく必要があったからではないかと考える。もちろん銀が商人間の一般的な支払い手段として長い間使用されていたことも事実であり、重要な意味を持っていたということは否定し得ないが、国際貨幣との関連にウエイトを置いて考える必要があるだろう。

江戸時代における、計数金貨を中心とする貨幣統合の到達点は、天保8（1837）年の天保幣制であった。この時、「1分」未満の額面を持つ貨幣は廃止され、その代わり少額取引には銭をはじめ、もっぱら商人札や藩札といった信用貨幣が使用されるようになる。これらは全国貨幣ではなく、明らかに域内貨幣である。したがって、1分以上の取引については国内貨幣（全国貨幣）に、1分未満のそれについては域内貨幣（地方貨幣）に依存し、両者が補完するような関係を持っていたのが天保の幣制であったといえるのではないか。付言すれば、こうした域内貨幣が全国貨幣に吸収され、統合が達成されるのは、明治期に入ってからのことである。

一方、国際面に目を転じれば、東アジアでの国際貨幣が「1ドル銀貨」という計数銀貨へと移行したため、わが国においても、国際貨幣に結び付ける銀貨が「1分銀」という計数銀貨に移るのである。

このように、江戸時代の幣制は、貨幣統合は進んだものの、貨幣の重層的構造が何らかのかたちで組み込まれたまま残っていたといえる。また、そうした理由もあって、市場の需要に従って貨幣供給量を調節するような貨幣供給システムは、江戸時代にはまだ成立し得なかった。例えば幕府は、藩札や、商人間で行われている手形のような通貨の供給量をコントロールすることはできなかった。近代的な貨幣供給システムが確立するのは、貨幣統合が達成された明治期以降のことである。

「金融研究会」参加者リスト

(日本銀行からの出席者を除く)

神戸大学	天野 雅敏
東京大学(金融研究所顧問)	石井 寛治
慶應義塾大学	磯田 道史
東京大学	伊藤 正直
大蔵省	井上 正巳
松山大学	岩橋 勝
名古屋学院大学	浦長瀬 隆
東京国際大学	江口 英一
阪南大学	大倉 健彦
国立歴史民俗博物館	岡田 茂弘
創価大学	神立 孝一
甲南大学	草野 正裕
慶應義塾大学	朽木 量
東海銀行	工藤 洋久
一橋大学	斎藤 修
千葉商科大学	齊藤 壽彦
東京大学	桜井 信哉
下関市立大学	櫻木 晋一
麗澤大学	佐藤 政則
千葉県立関宿城博物館	島田 洋
中京大学	新保 博
東洋英和女学院大学	杉山 和雄
慶應義塾大学	鈴木 公雄
国立歴史民俗博物館	高橋 照彦
(元)早稲田大学	瀧澤 武雄
慶應義塾大学	田代 和生
法政大学	鷺見 誠良
大阪大学	東野 治之
徳川美術館	徳川 義宣
兵庫埋蔵銭調査会	永井 久美男
東京大学	中島 圭一
国立歴史民俗博物館	永嶋 正春
城西大学	中田 易直
一橋大学	永原 慶二
慶應義塾大学(Princeton大学)	David Howell
東京大学	馬場 章

東京都江戸東京博物館  
国際日本文化研究センター  
三和総合研究所  
九州産業大学  
駿台予備校  
富士銀行  
和歌山大学  
大阪大学  
千葉商科大学  
同志社大学  
住友史料館  
京都大学

林 玲子  
速水 融  
飛田 紀男  
藤本 隆士  
松延 康隆  
三重堀 栄一  
三上 隆三  
宮本 又郎  
村田 隆三  
安岡 重明  
安国 良一  
山本 有造

(報告論文)

# 出土銭貨からみた 中・近世移行期の銭貨動態

鈴木公雄

キーワード：銭貨、出土備蓄銭、撰銭令、永楽銭、精(清)銭体系、三貨制度

## 1. 視点の設定

銭貨は中世から近世にかけて連続して使用された唯一の金属貨幣であった。大量の貨幣が現に流通し、社会・経済上で重要な役割を担っていたのであれば、その流れは政治的な変革とは別個な形での歴史的ー貫性を保持し得たものと考えられる。したがって銭貨の流通動態を追跡することにより、中世から近世への歴史過程を貨幣流通の観点から一貫した形で把握することが可能となる。本稿は以上のような基本認識に立って、まず中世の貨幣流通を、最近資料的に充実してきた出土銭貨を中心にあとづけ、中世において銭貨の果たした役割は単一なものではなく、時代の進展と共に変化してきたことを明らかにする。次いでその変化が近世に展開した金・銀・銅の三貨制度とどのような関連を持っていたのかを取り上げ、永楽銭の流通動態に焦点を当てつつ、中世において銭貨が単独で担わされていた貨幣的役割がどのように分散されつつ近世の諸貨幣に継承されていったのかを追跡する。これらの検討を行うことにより、中世から近世への貨幣制度の移行が、より円滑に理解できるものと考えられる。

.....  
本稿は、平成9年12月22日に日本銀行において開催された金融研究会「江戸期三貨制度について」に提出したものである。

鈴木公雄 慶應義塾大学教授



## 2. 出土銭貨の概要とその時期別特徴

### (1) 全国出土備蓄銭の概要と時期区分

全国各地から出土し、その銭貨構成が分析可能になっている出土備蓄銭の総量および地域・時期別の分布を、表1に示した。それによると、1000枚以上の出土量(1貫文)を持つ備蓄銭は216例、総枚数にして約350万枚である。それぞれの備蓄銭に存在する最も新しい鑄造年代を持つ銭貨(以後最新銭と呼ぶ)によって上限年代が求められ、それに基づいて8期に区分することができる。図1、図2は、これらの備蓄銭の地域・時期別の分布を示したものである。これによると、出土銭貨は地域的には畿内以东の東日本に集中する傾向が認められる。これが中世における銭貨使用の実態を示すかどうかについては、なお慎重な検討が必要である。これに対して、出土銭の時期別変遷は、極めて興味ある結果を示す。各時期ごとの出土量を見ると、1期～2期にかけて増加し、3期～6期にかけてが最も出土量が多く、終末の7期～8期にかけて急激に減少していることがわかる。これは何らかのかたちで中世における銭貨流通の内容が変化していたことを示すものである。

表1 全国出土備蓄銭一覧(1000枚以上)

地域	出土例数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
北・東北	29	6	8	3	7		3	1	1
北関東	24	2	4	1	1	2	6	6	2
南関東	40	3	2	1	6	1	18	6	3
中部	53	3	13	5	5	3	16	5	3
近畿	30	5	5	2	3		11	1	3
中国	12	3	3		2	1	3		
四国	9	1	6				1	1	
北九州	16	2	1		1	4	4	2	2
南九州	3						1	1	1
出土例合計	216	25	42	12	25	11	63	23	15

地域	銭貨枚数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
北・東北	540490	30740	57353	377577	53144		12467	1027	8182
北関東	555363	9091	32180	116996	13028	286074	41531	36327	20136
南関東	468681	36324	30184	4741	136851	8460	204633	35534	11954
中部	931331	22301	73629	132520	71219	280326	200751	34434	116151
近畿	461411	25335	99930	13861	211964		69559	14672	26090
中国	106436	32155	15616		17568	12141	28956		
四国	137665	4081	103705				3541	26338	
北九州	261996	18050	13688		14589	128418	54240	8881	24130
南九州	29928						4085	18123	7720
枚数合計	3493301	178077	426285	645695	518363	715419	619763	175336	214363

図1 備蓄銭時期別総枚数

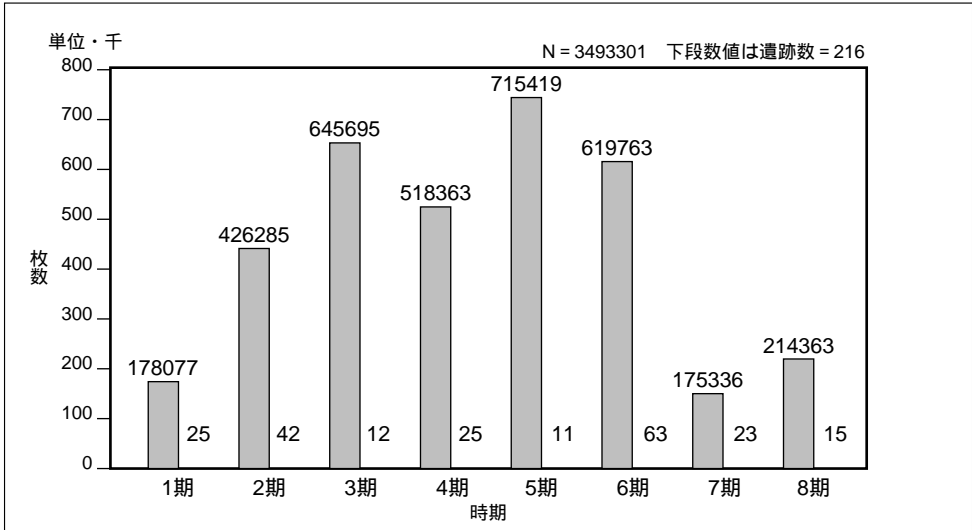
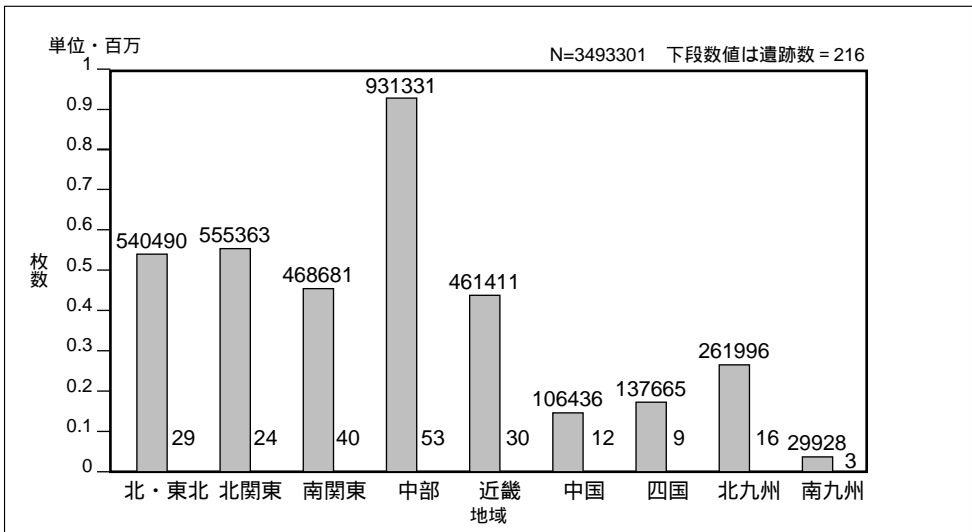


図2 備蓄銭地域別出土総枚数



備蓄銭の時期区分は、それぞれの備蓄銭に含まれる最新銭による上限年代によって定まるが（表2参照）それは一種の相対的な年代序列に近い。したがって実際の中世史の流れのなかに備蓄銭の動向を位置付けるためには、文献資料などと関連させながら一定の実年代の範囲を確定する必要がある。1期の備蓄銭は南宋末の鑄造年代を持つ銭貨が最新銭となるので、13世紀半ば以前にはさかのぼらない。この時点で日本では代銭納庄園の全国的展開、売地券の決済が銭建てになるなどの事態が確認できるので、備蓄銭1期の期間をほぼ13世紀の後半から14世紀第1四半期に求められる。備蓄銭2期は新安沖沈没船の積み荷であった8,000貫文の銭の組成と一致し、出土した木簡の年代から14世紀の第2四半期～第3四半期の年代を求められる。以上の点からみて、備蓄銭の開始時期が13世紀の後半に求められることがわかる。ただし最近の事例によると、これよりもさらにさかのぼる時期の備蓄銭の存在が確認されるようになってきた。北九州甘木市の真奈板備蓄銭（2305枚）は、南宋が最初に鑄造した建炎通宝（1127年）が最新銭となるもので、現在発見されている備蓄銭のなかでは飛び離れて古い上限年代を持つ。真奈板例は中国からの大量輸入銭としては最も古いものと考えられる。今後このような事例がどの程度増加するかは予測し難いが、13世紀後半としている備蓄銭展開期の年代観は今後多少とも押し上げられる可能性は十分考えられる。

備蓄銭の終末の時期については、従来からよく知られた例として越前一乗谷の井戸底から発見された一括銭貨がある。これは明の嘉靖通宝（1522年鑄造）を最新銭とすることから、16世紀前半の上限年代を持つことは明らかだが、これに加えて、この井戸跡の発掘所見から、井戸の埋没年代が信長の越前攻略とほぼ一致する16世紀後半に求められ、16世紀の後半、特に第4四半期の年代を与えることができる。この8期の備蓄銭の年代観については、最近発見された堺市熊野町出土備蓄銭の存在によって傍証することができる。熊野町備蓄銭の銭種組成は慶長年間（1596～1615）鑄造とされる慶長通宝（70枚）が存在する以外、一乗谷井戸底出土一括銭貨と一致しており、両者が時期的に近接した銭貨群であることを示している（表5参照）。熊野町備蓄銭は17世紀第1四半期の年代を持つものと考えられ、現在最も新しい備蓄銭である。正しくはこの備蓄銭は9期として分離される必要があるが、例数が少ないため現在は8期の備蓄銭と同じように扱っている。

以上のような事実に基づいて、備蓄銭の時期と年代とを結び付け、中・近世の歴史過程のなかに位置付けたものが図3である。3期～7期までの備蓄銭の年代については直接証明できる事実は存在しないが、十分な量を伴う永楽通宝を最新銭とする4期の備蓄銭を15世紀第2四半期～16世紀第1四半期までの期間に当てることによって、それぞれの時期の実年代への対比はほぼ妥当なものとなると考えられる。今後の調査によって備蓄銭の実年代についての情報がより豊かになれば、年代対比はより詳細に行えるようになる。

表2 出土備蓄銭種順位（上位40位まで）

順位	銭銘	枚数	%	王朝	初鑄年
1	皇宋通宝	395480	11.21	北宋	1039
2	元豊通宝	379147	10.75	北宋	1078
3	熙寧元宝	301110	8.54	北宋	1068
4	元祐通宝	278575	7.90	北宋	1086
5	開元通宝	255995	7.26	唐	621
6	永楽通宝	211231	5.99	明	1408
7	天聖元宝	156983	4.45	北宋	1023
8	紹聖元宝	130552	3.70	北宋	1094
9	政和通宝	124104	3.52	北宋	1111
10	聖宋元宝	120541	3.42	北宋	1101
11	洪武通宝	87512	2.48	明	1368
12	祥符元宝	79715	2.26	北宋	1008
13	景德元宝	71633	2.03	北宋	1004
14	天禧通宝	70275	1.99	北宋	1017
15	嘉祐通宝	64970	1.84	北宋	1056
16	咸平元宝	54826	1.55	北宋	998
17	治平元宝	53825	1.53	北宋	1064
18	祥符通宝	53706	1.52	北宋	1009
19	至道元宝	51312	1.45	北宋	995
20	元符通宝	47218	1.34	北宋	1098
21	景祐元宝	45912	1.30	北宋	1034
22	嘉祐通宝	40038	1.14	北宋	1056
23	大觀通宝	36743	1.04	北宋	1107
24	至和元宝	36049	1.02	北宋	1054
25	淳化元宝	27847	0.79	北宋	990
26	太平通宝	27324	0.77	北宋	976
27	治平通宝	16104	0.46	北宋	1064
28	淳熙元宝	16032	0.45	南宋	1174
29	明道元宝	15028	0.43	北宋	1023
30	嘉定通宝	11905	0.34	南宋	1208
31	乾元重宝	11676	0.33	唐	759
32	至和通宝	11257	0.32	北宋	1054
33	宋元通宝	11070	0.31	北宋	960
34	宣和通宝	10711	0.30	北宋	1119
35	慶元通宝	6455	0.18	南宋	1195
36	宣德通宝	6222	0.18	明	1433
37	紹熙元宝	4756	0.13	南宋	1190
38	正隆元宝	4744	0.13	金	1158
39	紹定通宝	4437	0.13	南宋	1228
40	淳祐元宝	4080	0.12	南宋	1241
	41位以下	40589	1.15		
	その他	772	0.02		
	銭銘不詳	148789	4.22		
順位	銭銘	3527250	100.00	王朝	初鑄年

表3 出土備蓄錢年代決定錢種一覽

王朝	初鑄年	錢種	存在量(枚数)	存在量(%)	時期決定
南宋	1253	皇宋元宝	3387	0.09602	1期
南宋	1260	景定元宝	3585	0.10164	1期
南宋	1266	咸淳元宝	3578	0.10144	1期
元	1310	至大通宝	1039	0.02946	2期
元	1351	至正通宝	129	0.00366	3期
漢陳友諒	1360	天定通宝	22	0.00062	3期
明	1361	大中通宝	1135	0.03218	3期
漢陳友諒	1361	大義通宝	9	0.00026	3期
明	1368	洪武通宝	87512	2.48103	3期
安南	1403	咸元通宝	5	0.00014	4期
明	1408	永樂通宝	211231	5.98855	4期
李朝	1423	朝鮮通宝	3987	0.11303	5期
明	1433	宣德通宝	6222	0.17640	6期
安南	1443	大和通宝	19	0.00054	7期
安南	1453	延寧通宝	12	0.00034	7期
琉球	1457	大世通宝	87	0.00247	7期
琉球	1461	世高通宝	122	0.00346	7期
安南	1470	洪德通宝	48	0.00136	8期
安南	1470	光順通宝	19	0.00054	8期
琉球	1470	金円世宝	1	0.00003	8期
明	1503	弘治通宝	36	0.00102	8期
安南	1498	景統通宝	2	0.00006	8期
安南	1509	洪順通宝	6	0.00017	8期
明	1522	嘉靖通宝	2	0.00006	8期
安南	1530	大正通宝	1	0.00003	8期
安南	1541	広和通宝	1	0.00003	8期
王朝	初鑄年	錢種	322197	9.13451	時期決定

表4 出土備蓄錢錢種構成比(全錢種)

%	錢種数	錢種	枚数	%
25.00	40	北宋錢	2714678	76.96
4.38	7	明錢	306158	8.68
1.88	3	唐錢	267673	7.59
14.38	23	南宋錢	67889	1.92
1.25	2	金錢	6159	0.17
0.63	1	李朝錢	3987	0.11
1.25	2	元錢	1168	0.03
6.88	11	安南錢	192	0.01
1.88	3	琉球錢	210	0.01
5.63	9	皇朝十二錢	83	0.00
0.63	1	無文錢	3880	0.11
36.25	58	その他	6384	0.18
0.00	0	不明	148789	4.22
100.00	160	合計	3527250	100.00



表 5

県名	遺跡	時期	遺跡名	1253 1260 1266	1310 1351 1361 1368	1403 1408	1423 1433 1443 1453 1457 1461	1470 1470 1470 1470 1503 1498 1509 1522 1530 1541	1606	A	B	B/A x 100
				皇宋 景定 咸淳 至大	至正 大中 洪武 咸元 永楽 朝鮮 宣徳 大和 延寧 大世 世高 光順 金円 洪徳 弘治 景統 洪順 嘉靖 大正 広和 慶長					総枚数	年決定銭種	決出現率
2	15	7	青森県 砂子瀬							1027	1	0.10
9	3	7	群馬県 宝泉							4217	1	0.02
9	5	7	群馬県 荒砥							2347	1	0.04
10	2	7	茨城県 那珂							10259	2	0.02
10	4	7	茨城県 水戸市 宮脇							5075	2	0.04
10	12	7	茨城県 土浦市 宮脇							2098	1	0.05
10	15	7	茨城県 つくば市 酒丸							12331	1	0.01
11	1	7	埼玉県 秋山 城							5226	1	0.02
11	19	7	埼玉県 本庄市 早大構内							8938	4	0.04
12	8	7	東京都 府中市 西町							3890	1	0.03
12	12	7	東京都 福生市 9号							5067	1	0.02
12	13	7	東京都 調布市 下石原							10015	2	0.02
14	16	7	神奈川県 平塚市 平安閣							2398	1	0.04
15	2	7	山梨県 塩山市 千野鳥居原							9370	1	0.01
16	7	7	長野県 竹原							2399	2	0.08
16	9	7	長野県 武石							6495	1	0.02
18	2	7	岐阜県 郡上郡 大間見 友久							10766	1	0.01
18	3	7	岐阜県 郡上郡 野口							5404	1	0.02
29	5	7	大阪府 堺市 家原寺							14672	1	0.01
36	2	7	徳島県 長生							26338	3	0.01
40	8	7	福岡県 朝倉郡 砥上							4478	1	0.02
41	2	7	大分県 高城 観音院							4403	2	0.05
46	1	7	鹿児島県 泉老神							18123	1	0.01
合計		23								175336	33	0.02
県名	遺跡	時期	遺跡名	1253 1260 1266	1310 1351 1361 1368	1403 1408	1423 1433 1443 1453 1457 1461	1470 1470 1470 1470 1503 1498 1509 1522 1530 1541	1606	A	B	B/A x 100
				皇宋 景定 咸淳 至大	至正 大中 洪武 咸元 永楽 朝鮮 宣徳 大和 延寧 大世 世高 光順 金円 洪徳 弘治 景統 洪順 嘉靖 大正 広和 慶長					総枚数	年決定銭種	決出現率
2	17	8	青森県 新城							8182	4	0.05
9	6	8	群馬県 伊勢崎							14251	12	0.08
10	5	8	茨城県 二和							5885	2	0.03
11	6	8	埼玉県 浄光寺							1828	1	0.05
13	3	8	千葉県 原市 菊間							3269	3	0.09
14	15	8	神奈川県 平塚市 上吉沢							6857	2	0.03
17	10	8	静岡県 大門							70605	1	0.00
22	13	8	新潟県 小重							28952	2	0.01
23	3	8	福井県 一乗谷(1)							16594	49	0.30
28	4	8	京都府 綾部市 寺町							12487	5	0.04
29	8	8	大阪府 堺市 熊野町一丁目							4851	70	1.44
30	4	8	兵庫県 岸田							8752	1	0.01
42	1	8	佐賀県 江北							19965	2	0.01
43	1	8	長崎県 郷の浦							4165	5	0.12
45	1	8	宮崎県 西臼杵郡 清水寺							7720	8	0.10
合計		15								214363	167	0.08

図3 出土銭貨からみた中・近世移行期の貨幣流通

1100

									甘木市真奈板備蓄銭( 建炎通宝最新銭1127 )
	南宋: 会子( 紙幣 )の発行が盛んになる( 1160前後 )								銭の病が起こる( 1179 ) 私鑄銭などの使用を停止する議論( 1179 ~ 1200 )
1200	第1期渡来銭流入 北宋銭 金: 銅銭使用禁止( 1215 )	備蓄銭の時期							売地券の決済が銭中心となる( 畿内1215 ~ 24 ) この頃足の単位を銭が継承する
		0 期							売地券の決済が全国的に銭建てとなる( 1260 ~ 90 )
1300	第2期渡来銭流入 北宋銭 + 南宋銭 元: 銅銭使用禁止( 1277, 1280 )	1 期	備蓄銭展開期		精銭体系			撰銭禁令の存在	代銭納庄園の全国的展開( 13世紀後半 ) 広島県草戸千軒備蓄銭( 梱包された銭塊 )
	新安沖沈没船銅銭8000貫文( 1323頃 )								京都市八条二坊・三坊出土模鑄銭鑄型 建長寺船銅銭300貫文をもたらす( 1325 ) 乾坤通宝( 銭・紙幣 )の発行計画( 1333 ) 天龍寺船銅銭5000貫文をもたらす( 1342 )
	元: 銭鈔二制を復活( 1350 ) 明: 宝鈔専用とし銅銭の使用を停止( 1394 )	2 期	大規模備蓄銭期						
1400	日明貿易の開始( 1401 ) 第3期渡来銭流入 北宋・南宋・明銭 南沙群島沈没船銅銭8万枚( 永楽銭61% )	3 期							函館市志海苔備蓄銭( 36万枚 ) 鎌倉市今小路西出土模鑄銭鑄型
		4 期							宝塚市堂坂備蓄銭( 19万枚 ) 祠堂銭金融の発達 博多遺跡群出土模鑄銭鑄型
1500		5 期							鎌倉市浄智寺門前備蓄銭( 18万枚 ) 新潟県湯沢石臼備蓄銭( 26万枚 ) 大内氏撰銭令( 1485 )
	明銭鑄造量の減少 渡来銭流入量の減少	6 期	備蓄銭普及期			永楽銭集中化現象		撰銭禁令の実施	室町幕府撰銭令( 1500 ) 清( 精 )銭額が基準額化されるようになる( 永正以降 ) 三重県伊勢宮出備蓄銭( 永楽銭68% ) 堺市内出土模鑄銭鑄型
1600	少量の安南銭・琉球銭の流入	7 期	備蓄銭衰退期					領国銀の流通	結城氏新法度( 1556 )、伊勢大湊聚銭帳( 1558 ~ 74 ) 織田信長撰銭令( 1569 )、調布市下石原備蓄銭( 78% ) 売地券の決済が銭から米に代わる( 1560 ~ 70 ) 長崎県吉岐郷の浦備蓄銭( 永楽銭91% )
		8 期							堺市熊野町備蓄銭( 慶長通宝 ) 永楽銭使用禁止、永楽1貫 = 鐙4貫 = 金1両( 1608 ) 金1両 = 永楽1貫 = 京銭4貫、金1両 = 銀50匁( 1609 ) 銭高下売り買いの禁止( 1618 ~ 74 )
	徳川幕府: 銅輸出の禁止( 1637 ~ 46 )								
1700									文銭発行以前に渡来銭の駆逐に成功する
									文銭発行( 1668 ) 古銭の流通停止( 1670 ) 元禄金銀発行( 1695 ) 古金銀・灰吹銀停止令( 1696 ) 新寛永通宝発行( 1697 ) 寛永鉄銭発行( 1739 )

## 永楽銭を多数含む備蓄銭（10位まで）

県名	遺跡	時期	遺跡名	永楽通宝	合計	永楽含有率
43	1	8	長崎県郷の浦	3827	4165	91.88
12	13	7	東京都調布市下石原	7868	10015	78.56
25	7	6	三重県榊原町宮出	8588	12619	68.06
40	8	7	福岡県朝倉郡夜須町砥上	3037	4478	67.82
9	6	8	群馬県伊勢崎	7121	14251	49.97
11	6	8	埼玉県浄光寺	712	1828	38.95
45	1	8	宮崎県西臼杵郡鞍岡村清水寺	2793	7720	36.18
14	15	8	神奈川県平塚市上吉沢	2371	6857	34.58
13	3	8	千葉県市原市菊間	844	3269	25.82
40	2	6	福岡県博多区	868	3883	22.35
県名				38029	69085	51.42

## 中世土地売券における米・銭・絹布の支払い変遷（鎌倉造文による）

件数			年代	%		
絹・布	米	銭		絹・布	米	銭
5	65	10	1185～	6.25	81.25	12.50
4	44	10	1200～	6.90	75.86	17.24
6	70	29	1210～	5.71	66.67	27.62
5	85	66	1220～	3.21	54.49	42.31
3	106	71	1230～	1.67	58.89	39.44
1	56	42	1240～	1.01	56.57	42.42
	39	68	1250～		36.45	63.55
	53	71	1260～		42.74	57.26
	59	118	1270～		33.33	66.67
	56	119	1280～		32.00	68.00
	43	105	1290～		29.05	70.95
	52	126	1300～		29.21	70.79
	45	135	1310～		25.00	75.00
	20	81	1320～		19.80	80.20

## (2) 出土銭各時期の特徴

出土備蓄銭を地域・時期ごとに区分しさらに詳しく検討すると、備蓄銭の性格が一樣ではなかったことがわかる。図4は各時期ごとに備蓄銭の総量を示したものである。これによると、1期、2期と銭貨総量は次第に増加し、3期～6期の最盛期を迎えるが、7期以降急激に銭貨量が減少している。このことから中世において最も銭貨の流通が盛んであったのは15世紀の前半から16世紀の前半に至る期間だったと考えられる。ところが、図5のように、各時期の備蓄銭を、その総量ではなく

図4 備蓄銭時期別総枚数

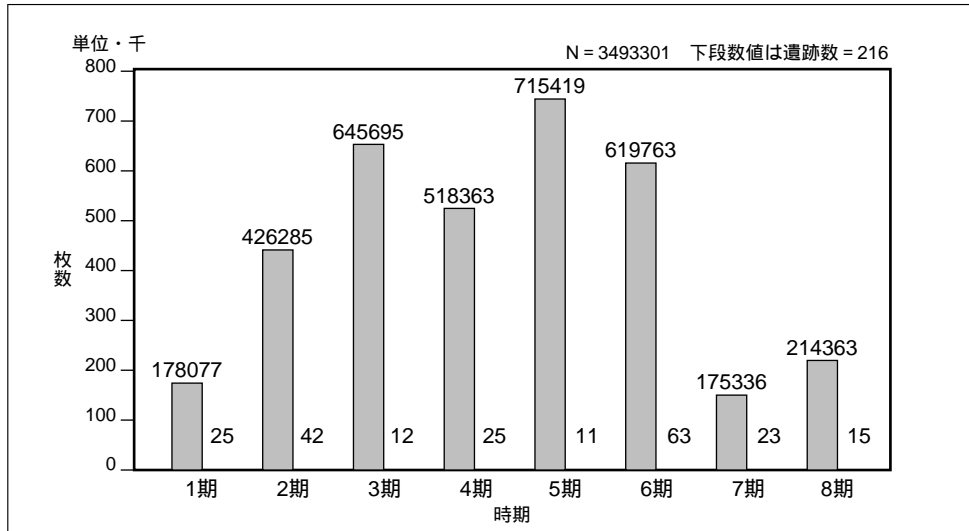
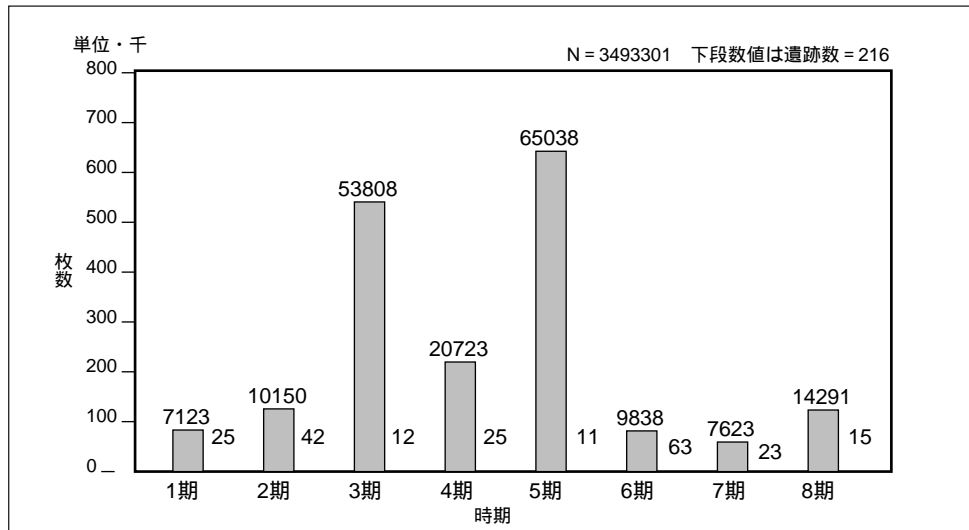


図5 備蓄銭時期別一遺跡当たり出土平均枚数



個々の備蓄銭ごとの平均値として求めてみると、同じ最盛期として捉えた3期～6期の備蓄銭にも、性格の違いがあることがわかる。すなわち3期～5期までの備蓄銭1例当たりの平均銭貨量は約2万～6万枚と異常に多い。これに対して6期の備蓄銭においては、総量においては3期～5期と拮抗しているものの、個々の備蓄銭の銭貨量の平均で見ると、1万枚以下と極めて貨幣量が減少する。この違いは、銭貨を保蔵しようとする行為そのもののなかに、大きな変化が現れたことを示している。

この点は図7に示した別途の分析結果によっても確認できる。これは全出土備蓄銭を銭貨量の規模によって5000枚以下、5000枚以上1万枚以下、1万枚台、2万枚台、3万枚台、4万枚台、5万枚台、6万枚以上10万枚以下、10万枚以上の9ランクに分けて、その頻度をとったものである。これによると最も多い備蓄銭の規模は5000枚以下のものであり、それに5000枚以上1万枚以下と、1万枚台の備蓄銭を加えると、実に189例、パーセントにして87%以上にも及ぶことがわかる。これは備蓄銭として最も一般的な規模は銭1貫文前後であったことを示している。ところがそのような一群とは別に、6万枚以上の規模を持つ大量備蓄銭が15例存在しており、それらの備蓄銭の銭貨総量は約129万枚に及び、全備蓄銭銭貨量の約53%を占めることがわかる。全体のわずか7%しか占めない15例の備蓄銭の銭貨量が、銭貨総量の過半数を超えているのである。これは図7の銭貨総量と備蓄銭の例数の数値を見れば明らかのように、中世の備蓄銭には、小規模な銭貨量しか持たない多数の備蓄銭と、異常に大量の銭貨量を有する少数の備蓄銭という対照的な二者が存在し、その中間の規模を持つ備蓄銭は極めて少なかったという事実を示している。しかもこれら大量の銭貨を有する備蓄銭のほとんどは、3期～5期の間に集中している。それゆえ大量の銭貨を有する備蓄銭は3期～5期の間に起こった特有な現象として捉える必要がある。さらに、5期を過ぎるやこのような大量備蓄銭は急激に消滅し、特に6期においては備蓄銭の事例そのものは最も多くなるにもかかわらず、個々の備蓄銭の銭貨量においては極めて小規模化する。この間の変化は、銭貨の蓄蔵について大きな変化が発生したと考えざるを得ない。

以上の点を踏まえて考えると、中世における銭貨使用の状況をいくつかの段階に分けることができる。まず1期、2期の備蓄銭は、出土量が暫時増加していく傾向が認められ、またその銭種構成を数量的に分析すると、銭貨量の多寡や地域間の違いを超えて均質な内容を持っていることがわかる。したがって、1期、2期はそれまでに交換財としての役割を果たしていた米や布に代わって、有効な交換媒体としての地位を確立していった過程として捉えられる。この場合、特に重要なのは、極めて遠隔の地にある備蓄銭同士の内容が均質であることで、これは広域決済用の財として極めて重要な性格であったと考えられるとともに、すでにこの時期から、銭貨の内容を均質化するような行為としての撰銭が実施されていた可能性を強く示唆する。このような法令に基づかない商取引の決済に関わるような撰銭を、ここでは撰銭慣行と呼ぶことにしたい。

3期～5期までの備蓄銭は既に述べたように事例数はそれほど多くないが、大量



図6 備蓄銭地域別一遺跡当たり出土枚数平均

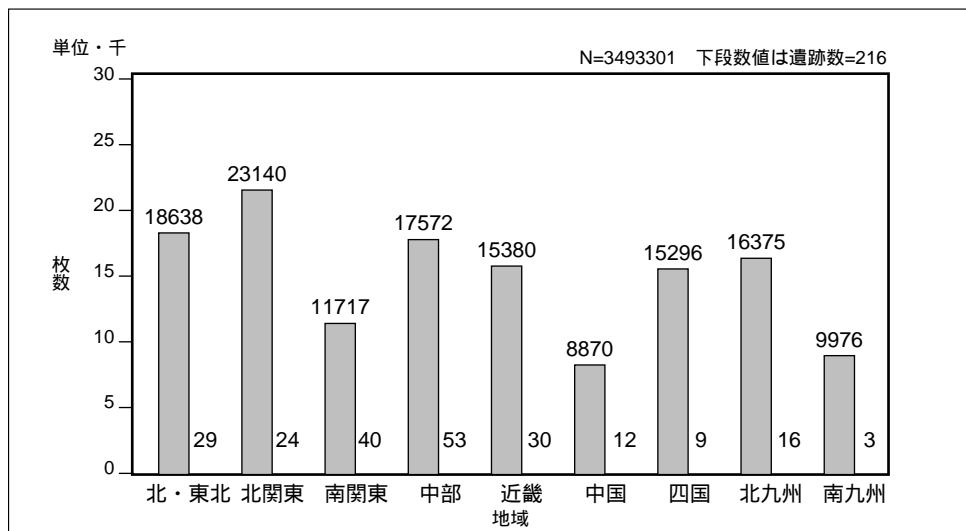
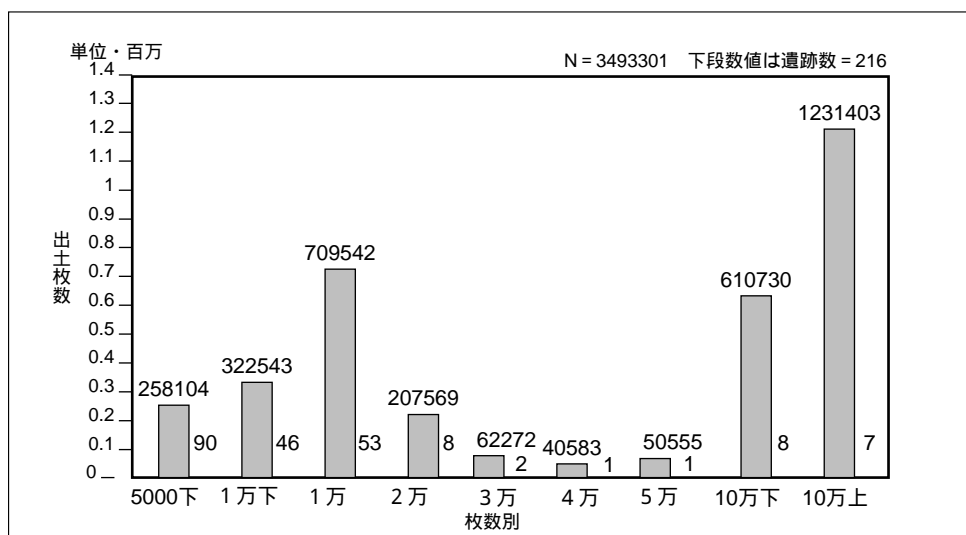


図7 備蓄銭枚数別出土総数



の銭貨を有する者が集中する点に特徴がある。これは銭貨の埋蔵という行為が、少数の主体によって行われ、しかもその規模が大きかったことを意味するとすれば、特定の少数の者に銭貨が集中貯蔵されるような状況が生まれてきたことを示すものである。したがってこれは、3期～5期において銭貨が価値保蔵手段として極めて有効な財であることが強く意識された結果を反映したものと見える。

これに対して6期の備蓄銭は対照的な性格を持っていたとみられる。すなわち備蓄銭の例数は最も増加するにもかかわらず、個々の銭貨量が急激に小規模化すると

いうことは、銭貨の埋蔵という行為そのものは普及したが、その規模は零細化したことを意味する。これは別の観点から捉えれば、銭貨の使用そのものが拡大された結果を示すものとも受け取れる。これまでに銭貨を隠匿できなかったような層まで、銭貨の蓄蔵が普及した結果を示す現象と解するのである。それゆえ、3期～5期にかけて大量の銭貨を備蓄していた主体と、6期になって大量に出現した小規模備蓄銭埋蔵主体とは歴史的に連続していたのではなく、異なっていたと考えられる。そしておそらくは3期～5期にかけての大量銭貨埋蔵主体は、銭貨に代わるより有効な価値保蔵手段を開発していった可能性が高い。このことは貨幣の面から捉えれば、銭貨の持つ価値保蔵手段の脆弱化とともに、日常的な交換のメディアとしての小額少額貨幣化が進行していく過程として理解できる。この6期に相当する16世紀になって撰銭禁令が頻発されるようになることも、日常的少額貨幣としての銭貨の持つ役割が大きくなってきたことの一つの現れと考えたい。

6期の傾向がさらに拡大されていったのが最終末の備蓄銭として位置付けられる7期、8期である。備蓄銭の例数、銭貨数量ともに小規模化し、銭貨そのものの品質も摩耗した銭貨が多くなり、貨幣としての乏質化が進行している状況が認められる。しかしその半面、従来の備蓄銭には認められなかった新しい状況が出現する。それは表6、7および図8に示されるように、備蓄銭構成銭種において、永楽通宝という特定の銭貨が増加する傾向が明確になってくることである。これは6期の備蓄銭において既に萌芽的に認められていたが、7期以降明確となる。永楽銭の備蓄銭全体に占める割合が20%を超えるものが多くなり、はなはだしい場合は30～60%になるものが現れ、最も極端な場合には80～90%に及ぶ例も存在する。これら永楽銭が集中する備蓄銭は畿内の希薄な地域をはさんで東西の日本に分布する、いわば一種のドーナツ状分布を示すが、わけても関東地方の備蓄銭に顕著に現れる。これは特定の銭貨を備蓄対象として強く意識した結果の現れとみられる。このような備蓄銭における永楽銭の集中的収集を以後永楽銭集中化現象と呼ぶ。この現象は後に述べる文献資料に見られる永楽銭の超精（清）銭化現象が、出土銭貨の銭種組成に反映された結果と考えられ、中世末における銭貨動態を考えるうえで重要な事実である。

以上のような出土備蓄銭の各時期ごとの特徴から、1期、2期を備蓄銭展開期、3期～5期を大規模備蓄銭期、6期を備蓄銭普及期、7期、8期を備蓄銭衰退期と捉え、1期、2期では銭貨が従来の米・布といった交換財に取って代わり、広域決済用の通貨として機能していた段階、3期～5期では以上に加えて銭貨の価値保蔵手段としての機能が大きくなり、銭貨経済が中世を通じて最も円滑に行われていた段階と考えられる。さらに6期以降は銭貨の乏質化の進行に伴い、銭貨に代わる価値保蔵手段が模索され、銭貨が近世以降担う日常的少額貨幣化への道を歩み始めると共に、1期～5期までの銭貨流通において重要な意味を持っていた精（清）銭の体系が崩壊する過程と捉えることができる。

表 6

永楽銭を含む備蓄銭の地域・時期別分布（6地域）

	4期	5期	6期	7期	8期	全期合計
北海・東北	7		3	1	1	12
関東	7	3	24	12	5	51
中部	5	3	16	5	3	32
近畿	3		11	1	3	18
中・四国	2	1	4	1		8
九州	1	4	5	3	3	16
合計	25	11	63	23	15	137

永楽銭を含む備蓄銭の地域・時期別出土銭貨総枚数（6地域）

	4期	5期	6期	7期	8期	全期合計
北海・東北	53144		12467	1027	8182	74820
関東	149879	294534	246164	71861	32090	794528
中部	71219	280326	200751	34434	116151	702881
近畿	211964		69559	14672	26090	322285
中・四国	17568	12141	32497	26338		88544
九州	14589	128418	58325	27004	31850	260186
合計	518363	715419	619763	175336	214363	2243244

永楽銭の地域・時期別出土枚数（6地域）

	4期	5期	6期	7期	8期	全期合計
北海・東北	4308		499	189	64	5060
関東	7388	6210	30945	16132	11936	72611
中部	3010	25339	23280	4016	12043	67688
近畿	1125		12907	1047	2328	17407
中・四国	1914	1527	3892	3225		10558
九州	275	14498	9295	3101	8825	35994
合計	18020	47574	80818	27710	35196	209318

永楽銭の地域・時期別出現率（6地域）

	4期	5期	6期	7期	8期	全期平均
北海・東北	8.11		4.00	18.40	0.78	6.76
関東	4.93	2.11	12.57	22.45	37.20	9.14
中部	4.23	9.04	11.60	11.66	10.37	9.63
近畿	0.53		18.56	7.14	8.92	5.40
中・四国	10.89	12.58	11.98	12.24		11.92
九州	1.88	11.29	15.94	11.48	27.71	13.83
平均	3.48	6.65	13.04	15.80	16.42	9.33

表 7

永楽銭を含む関東地方の備蓄銭の地域・時期別分布

県名	出土例数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
栃木	3		2				1		
群馬	6				1		2	2	1
茨城	15	2	2	1		2	3	4	1
埼玉	15	1	2	1		1	7	2	1
東京	11				3		5	3	
千葉	2				1				1
神奈川	12	2			2		6	1	1
出土例合計	64	5	6	2	7	3	24	12	5

永楽銭を含む関東地方の備蓄銭の地域・時期別出土銭貨総枚数

県名	銭貨枚数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
栃木	30296		17855				12441		
群馬	40292				13028		6449	6564	14251
茨城	484775	9091	14325	116996		286074	22641	29763	5885
埼玉	217825	26425	30184	4741		8460	132023	14164	1828
東京	162298				108386		34940	18972	
千葉	4336				1067				3269
神奈川	84222	9899			27398		37670	2398	6857
枚数合計	1024044	45415	62364	121737	149879	294534	246164	71861	32090

永楽銭の関東地方における地域・時期別出土枚数

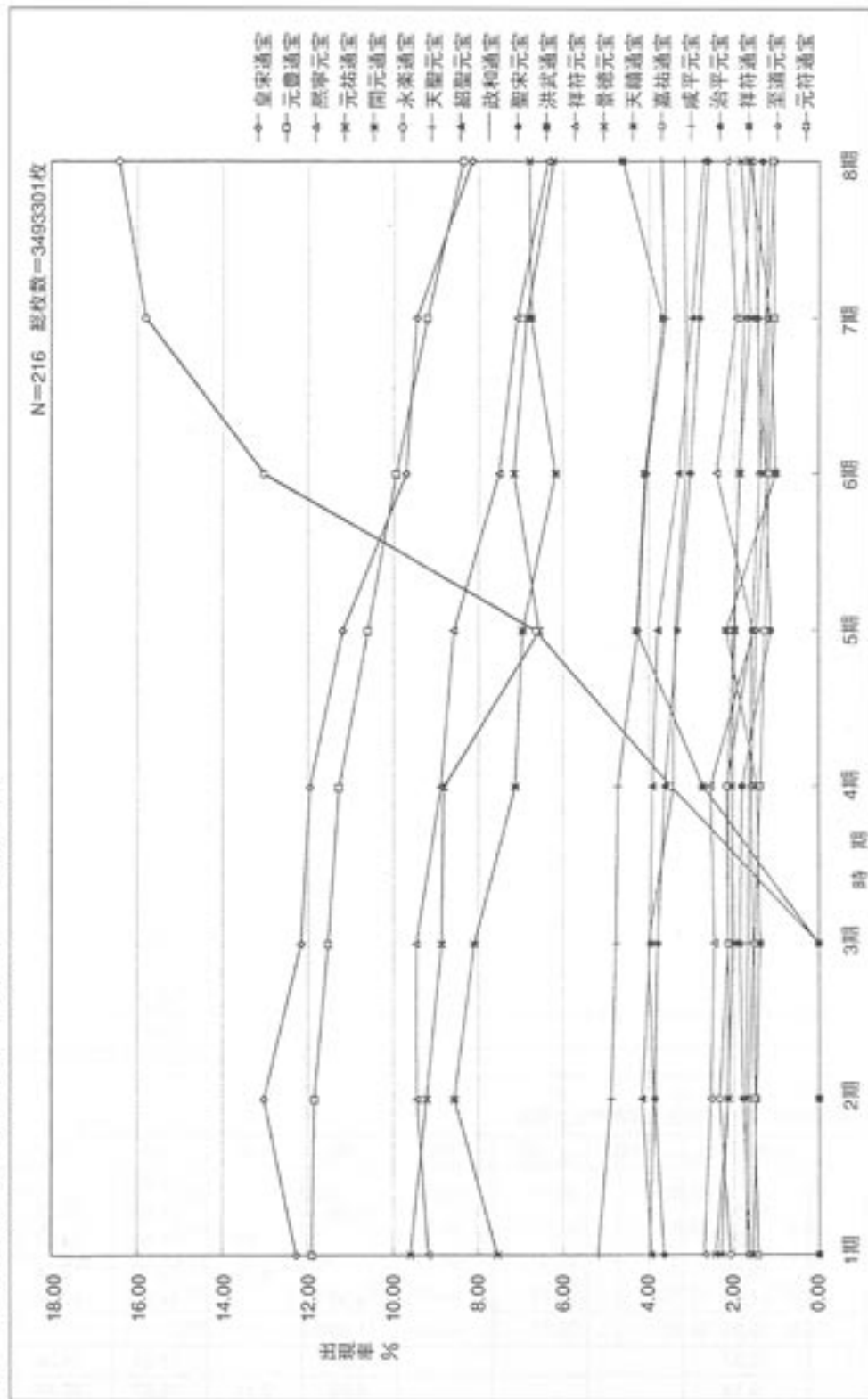
県名	永楽銭枚数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
栃木	1155						1155		
群馬	9636				909		763	843	7121
茨城	12897					5427	2401	4181	888
埼玉	19707					783	16495	1717	712
東京	18717				4663		5004	9050	
千葉	860				16				844
神奈川	9639				1800		5127	341	2371
枚数合計	72611				7388	6210	30945	16132	11936

永楽銭の関東地方における地域・時期別出現頻度

県名	永楽出現率	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
栃木	9.28						9.28		
群馬	23.92				6.98		11.83	12.84	49.97
茨城	3.75					1.90	10.60	14.05	15.09
埼玉	12.59					9.26	12.49	12.12	38.95
東京	11.53				4.30		14.32	47.70	
千葉	19.83				1.50				25.82
神奈川	12.97				6.57		13.61	14.22	34.58
平均	9.14				4.93	2.11	12.57	22.45	37.20

鮮明な図表をご覧になりたい方は本誌をご購入下さい。

図8 出土備蓄銭上位20種出現率(%平均)の時期別変遷





### 3. 中・近世移行期の銭貨動態

#### (1) 中・近世移行期の設定

既に述べたように、出土備蓄銭の分析により6期すなわち16世紀を境として、中世の銭貨流通の変質が顕現してくる。この点は文献資料からも追跡が可能で、16世紀を境に撰銭令の発布、精(清)銭額の基準額化、永楽銭の超精(清)銭化現象といった、従来には認められなかった銭貨流通上の新しい動きが鮮明になる。特に撰銭令は文明17(1485)年の大内氏撰銭令を皮切りに、室町幕府、戦国大名などによって繰り返し発布されたばかりでなく、17世紀の徳川幕府においてもしばしば発令され、その数は中世の撰銭令とほぼ同数存在している。撰銭令が中世独自のものでなく、古寛永通宝の発行と普及が完了する17世紀中葉に至るまで存在し続けたことは、この間の銭貨流通に共通した性格が存在していたこと、換言すれば、中世末から近世初頭に至る期間の銭貨流通を、一続きの時期として扱うことによって、より十分な理解が得られるものであることを示唆していると考えられる。従来はこのような中世の撰銭令と近世の撰銭令を一連のものとして銭貨流通史のなかで取り上げる視点が、やや希薄だったのではないかと思われる。そこで今回は大内氏の撰銭令が発布された15世紀末から、古寛永通宝の普及が完成し、撰銭の規定が幕府法令から姿を消す17世紀中葉までの期間を、銭貨流通史における中・近世移行期として捉え、この間の銭貨動態を分析する時代的枠組みとして設定したい(図3参照)。

#### (2) 精(清)銭体系の破綻と撰銭令

精(清)銭という言葉がいつ初めて使われたのかを、文献上明らかにすることは筆者の力量を超えた問題であるが、頻繁に登場するようになるのは撰銭令発布以後のことと考えて大過ないとするれば、精(清)銭という名称それ自体が、より劣位の銭貨を指す並銭や悪銭という対になる対象と共に用いられるようになったと考えられる。つまり、従来から使用してきた銭貨のなかに、品質格差や価格格差が明瞭に認識されるようになり、それらを区別して使用する必要が生じた時点で成立する概念であり、また実体でもあったのだろう。流通銭貨の間における明確な差別を示すこれらの言葉が定着する以前においては、少なくとも現に流通している銭貨が全体として均質な内容を持っていると認識し、それによって銭貨による決済行為が渋滞しなくてすむような状態が維持されていた段階が存在していたと考えられる。1期～5期にかけての備蓄銭はこのような性質を持つ銭貨であったと考えられ、それらの銭貨が6期以降劣質化が顕著になるに従って、かつての標準的な銭貨を指すものとして改めて精(清)銭と呼ばれるようになったのであろう。そのような理解に立って、1期～5期までを精(清)銭段階、6期以降を精(清)銭体系の破綻が顕在化しつつも、撰銭令の効力によって維持しようと試みる段階と規定することにしたい。

しかし上記のことは、1期～5期までの期間に流通していた銭貨に品質的・価格格的格差がまったく含まれていなかったことを意味するのではない。現に京都市八条

二坊・三坊からは、13世紀後半から14世紀初頭という年代を持った模鑄銭鑄型が発見されているし、鎌倉や博多においても15世紀代の年代を持つ模鑄銭鑄型が発見されている。中世日本における模鑄銭の鑄造は、大量の銭貨流通が開始された13世紀中頃と時を同じくして出現していたと考えてよい。それゆえ、質の悪い銭貨を選別する必要は撰銭令発令のはるか以前から存在していたに違いない。それにもかかわらず15世紀の末まで撰銭令が発布されなかったのは、これら模鑄銭の鑄造規模がそれほど大量ではなく、流通銭貨の質に大きなダメージを与えない程度の流通量であった可能性と、当時の流通市場における銭貨決済の際の慣習的方法によって、質的に劣った銭貨の処理が可能であったことの双方によると考えられる。その意味で、精（清）銭の体系は銭貨を使用する人々の間で保持されてきた一種の商慣行たる撰銭慣行に支えられていたと考えるのである。

16世紀以降になると、模鑄銭鑄造の質は、それ以前とは明らかに異なる様相を示してくる。堺市環溝遺蹟内出土の16世紀中葉～後半の年代を持つ模鑄銭鑄型は、それまでの模鑄銭鑄型が、鏡・刀装具・仏像などの鑄型を伴ういわゆる鑄物師関連の遺物と相伴していたのに対して、鑄銭関連の遺物のみを純粋に出土するものであり、模鑄銭の鑄造一本に絞った生産体制の存在が考えられる。この生産規模は後の近世銭座に比して貧弱ではあっただろうが、明らかに近世的な銭の鑄造体制につながる質を持つものと評価できる。このような状況が16世紀の中頃に確認できるとすると、日本における模鑄銭の流通量は、それ以前とは異なってきたと考えねばならない。おそらくこれが当時の流通銭貨の乏質化の原因の一翼を担うものであることは確実であろう。これに加えて、13世紀後半以来使用し続けてきた銭貨の疲弊と重なって、全体としての銭貨乏質化が進行したことが、撰銭令出現に至る銭貨側からの事情といえる。

撰銭令の出現は、流通銭貨の乏質化が上記のような慣習的解決方法だけでは、十分な結果が期待できず、法的強制力という外部的な力によってしか達成できないと判断されたときに起こることで、これは当時の銭貨流通上かなり広範に発生した状況に対応したものと考えるべきだろう。その一端として、本多博之によって明らかにされた精（清）銭額の基準額化の問題を指摘できる。本多は戦国期の西国において広い範囲にわたって精（清）銭額が並銭と呼ばれる現地流通通貨の額面として記載されている事実を明らかにした。つまり、精（清）銭で500文とある額が、実際には並銭と呼ばれる現地流通通貨2貫文で支払われている事実を指摘し、精（清）銭とは基準貨幣（銭）そのものとしての意味だけでなく、質的に劣る流通銭貨との換算を前提とした基準額としての意味も持っていたとしたのである。

この精（清）銭額が一種の基準額として用いられるようになる時期が、永正年間（1504～1520）という、室町幕府の撰銭令が頻発される期間と一致している点は重要である。豊前国に出現したかかる状況は、撰銭令という法令の明示されていない地域においても、流通銭貨の質的劣化の進行が、想像以上に広い範囲に存在していたことを暗示するものである。それと共に、撰銭令の中で行われる解決法として、優位な銭貨と劣位な銭貨との流通を、価格的なプレミアムを付けて解決するという

手法が、実は広く行われていた慣行を背景に持っていたことを示している。この点は最初の撰銭令である大内氏の撰銭令中に、「段銭の事八、わうこ（往古）の例たる上八、えらふへき事、もちろんたりといへども」とあることからわかる。したがって撰銭令が出現した意義は、撰銭の拘束力を大名や幕府の持つ法的強制力によって保証するという点にあった。もちろんその強制力の内容は権力側が一方的に決定・行使できるものではなく、現に行われている慣行の遵守に力点が置かれていたことは明らかである。

撰銭令は以上の点からわかるように、基本的には当時の銭貨流通の現状と慣行を追認し、それを権力が保証することによって銭貨流通の円滑化を図ることを第一義としていた。この役割は中世末から近世初頭にかけて連続的に施行された撰銭令にも共通しており、これらの撰銭令中に示されている銭貨名称を比較することにより、中世末から近世初頭にかけての銭貨流通の状況や、個々の撰銭令の持つ歴史的意味を、従来とは異なった視点から評価することができる。表8は以上のような観点に立って撰銭令に示された銭貨名称を分類し、時代順に配列したものである。銭貨名称は銭貨の形状、破損の状態、系譜関係などに基づいて大きくグループを設け、それぞれのグループの中で個々の銭貨名称が時代的にどのような変遷を遂げていたかを追跡できるようにしたものである。

最初に指摘できる点は、銭貨名称に中世にしか存在しないものと、近世にまで連続して系譜がたどれるものの二者が存在することである。連続しないものの代表は渡唐銭系として一括した銭貨群で、特に「根本渡唐銭」、「えいらく」、「こうぶ」、「せんとか」などの明銭のグループである。そしてこれらの銭貨群は多くの場合、撰銭令の中で条件付き使用とされている点に注目すべきである。したがって、これらの銭は撰銭による排除の対象ではなく、一定の条件の下に流通させることを目的としたものと解釈できる。その際、従来の研究の多くが、これらが忌避される銭であることをその理由とするものが多いが、筆者はむしろ勝手に選び取ること自体を禁ずるのが趣旨ではなかったかと考えてきた。つまり「ほしきままに銭を撰ぶ」という行為は、勝手に悪銭をはね除ける行為としてだけでなく、良質の銭だけを集めてもいけない、という両義的な文言と解するのである。これは種々な質を持った銭貨の集合を一定の価格的水準に保つ際に必要な措置だと考えるからである。したがってこれらの渡唐銭系の銭貨群は本質的には良質の銭貨であったと考えるべきであり、であるがゆえに近世の撰銭令にはまったく姿を見せなくなると考えられる。

中世と近世の間に連続性が認められる銭貨の代表は「われ」、「かけ」などの破損系として一括した銭種に多い。これはそれが銭貨自身の機能喪失に直接結び付くことだからであろう。近世の撰銭令においては、「われ」、「かけ」、「かたなし」の3種に統一され、中世との系譜も「かたなし」を除けば極めて一貫している。この近世の「かたなし」が中世のいかなるものに相当するかを見ると、「うちひらめ」が考えられる。「うちひらめ」は銭貨を打ち伸ばして平らになったものという意味だが、ある意味で形崩れした銭貨と考えれば、「かたなし」と共通した性格を持つと考えられる。中世と近世の撰銭令においてそれぞれ厳しく選別の対象となったこの

表8 撰銭令に見られる銭名一覧・分類

分類	新銭系						渡唐銭系				破損系							古銭系			中銭系			形状	材質	不明	出典								
	さかひ銭	日本新鑄の料足	きんせん	日本銭	新銭	なんきん	新鑄銭	根本渡唐銭	えいらく	こごふ	せんたく	よきえいらく	裏に文字ある銭	うちひらめ	われぜに・大われ	すこしかけたる銭	かけ銭	やけ銭	おほかけ	すり	大ひきき	かたなし	ふるせに・古銭					下々の古銭	地悪銭但古銭	地悪銭	地悪銭但中銭	中銭	ころ	薄銭	なまり銭
1485 (文明17)	x								x																										大内氏撰銭令
1500 (明応9)																																			追加法320条
1505 (永正2)		x																																追加法334条	
1506 (永正3)			x																															追加法335条	
1509 (永正6)				x																														追加法360条	
1512 (永正9)					x																													追加法385条	
1542 (天文11)						x																												追加法486条	
1558 (永禄元)																																		後北条氏発給文書	
1560 (永禄3)																																		後北条氏発給文書	
1566 (永禄9)																																		兼右側記	
1569 (永禄12)																																		四天王寺文書	
1573-91 (天正)																																		後北条氏発給文書?	
1606 (慶長11)																																		徳川禁令考3683	
1608 (慶長13)																																		徳川禁令考3684	
1609 (慶長14)																																		徳川禁令考3685	
1616 (元和2)																																		徳川禁令考3686	
1618 (元和4)																																		徳川禁令考3688	
1625 (寛永2)																																		徳川禁令考3689	
1636 (寛永13)																																		徳川禁令考3690	
1655 (明暦元)																																		徳川禁令考3692	
1661 (寛文元)																																		徳川禁令考3692	
1673 (延宝2)																																		徳川禁令考3695	



二つの銭貨が、まったく別物であったと考えることは困難である。破損系の他の銭種群が中世と近世との間に明瞭な系譜関係がたどれるのであるから、この両者は中世と近世とでは異なった名称で呼ばれた同一な性格を持った銭種と考えられる。

中世と近世との連続性を考えるうえで今一つ興味あるものは新銭系として一括した銭種群である。中世においてはさまざまな名称で呼ばれているが、これらは実体としては一つのものであったと考えられる。それは、これら新銭系の銭種名称が一つとして撰銭令の中で重複して存在していないという事実があるからである。例えば、「日本新鑄の料足」「日本銭」「新銭」などは名称の一部が重複しており、類似した性質を持つものと想像されるが、これらは決して同一の撰銭令のなかには共在しない。同一の撰銭令のなか存在する個々の銭貨名称は、それぞれ異なった銭種を指していたはずだから、これらが重複していないということは実体としては同一で、名称としては同義であったことを示すものである。この点は近世の撰銭令のなかでも確認できる。すなわち、「新銭」「新鑄銭」の両者は同一の法令のなかにも共存しない。中世の「なんきん」と「きんせん」も同様に同じ性格のものと考えてよい。以上のように考えてくると、この新銭系として一括した銭種は実体においては一つのもので、その特徴は日本において最近に鑄造された銭貨すなわち模鑄銭そのものを意味していたと考えられる。「さかひ銭」がいかなる銭貨を指すのかについて、従来は明確ではなかったが、最近の堺市内出土の模鑄銭およびその鑄型の発見によって、これがまさに「日本新鑄の料足」そのものであることが判明したことも、この点の解明に大いに資するものであった。

全体として表8を眺めると、中世においては撰銭の際の銭貨名称が多数挙げられており、近世になるとこれらが整理統合されていくことがわかる。その際の基準は、破損が著しいもの(かけ、われ、かたなし)、形状、材質が劣ったもの(ころ、なまり銭)、日本において最近に模鑄した銭(新銭、新鑄銭)の三者が基本となっていた。この中世から近世への移行を念頭において中世末に発布された有名な織田信長の撰銭令を検討すると、中世の撰銭令とも近世の撰銭令とも異なった性格があることがわかる。信長の撰銭令は、対象となった銭貨の種類が多いという点では中世の撰銭令に共通するが、注目すべき点はそこで取り上げたすべての銭貨を条件付きで通用させようとしていることである。特に他の中世の撰銭令において厳しい排除の対象となり、さらに近世においても一貫して撰銭の対象とされた「うちひらめ」(かたなし)、「われ」「おほかけ」「なんきん」(新鑄銭)などを、いくつかのプレミアムを付して流通させようとした点は問題である。このような事態になれば、銭貨の選別と評価は複雑化し、その流通は著しい混乱と停滞を余儀なくされたと考えられる。したがって、1670年代に銭貨によってこれまで決済されてきた売地券が、米や銀に置き換えられていったのもむしろ当然の帰結というべきである。その点で信長の撰銭令は従来いわれているような、銭貨流通における革新的な役割を持つものとして評価することは困難である。むしろ中世末期の銭貨流通の実状は、従来の撰銭令の手法では到底解決困難な事態に至っていたとみるべきであろう。このような全体的状況のなかで、かつての精(清)銭体系は破綻し、その代替として、鑄銭と



いう近世に連なる名称が用いられるようになるのである。

### (3) 永楽銭の超精(清)銭化現象と東国集中

撰銭令出現以降の精(清)銭が乏質化の進行に伴い貨幣的な価値を低下させていくなかで、それに対する防衛的な対策として、精(清)銭より優位かつ安定した貨幣を求める動きが顕在化してくる。結城氏新法度(1556)に見られる永楽銭の一銭使用の提唱は、こうした考え方の最も早いものといえる。これと連動するように、伊勢大湊の関料徴収に永楽銭が他の銭の7倍という高率で評価されるようになったり(1558~1574)、後北条氏領内において永楽銭が精(清)銭の2~3倍の価値を持つようになる(1569~1577)。さらに徳川氏も駿河領国時代から幕初期にかけて、永楽銭1に対して鑊銭4~6という比率を用いていた(1583~1603)。これらの現象を筆者は永楽銭の超精(清)銭化と呼んでいるが、これは当時の流通銭貨のなかに永楽銭をより上位の基準通貨として設定し、それによって銭貨の流通を安定化すると同時に、失われつつある銭貨の価値保蔵能力を維持しようとする試みといえる。

この試みは当時の銭貨流通圏全域において有効な方式として機能し得なかったものの、一定程度の効果を上げ得たと評価できるのは、伊勢以東の地域、特に関東地方の備蓄銭において、6期以降の備蓄銭に永楽銭の含有量が増大してくることからわかる。表6、7と図8は、その間の状況を全国レベルと関東地方のミクロな地域差として示したものである。より詳細な時期的・地域的動向がわかる関東地方について見ると、6期以降永楽銭の含有量は各備蓄銭のなかで増加の一途をたどり、8期においては平均で37%に達する。また、備蓄銭よりもさらに細かな地域間の銭貨動態を知り得る出土六道銭の銭貨組み合わせを検討すると、この間の動向はより一層鮮明となる。

表9は渡来銭のみからなる六道銭中に永楽銭がどのように存在しているかを、六道銭の銭種構成を数量的に分析した結果として示したものである。B欄に示された渡来銭のみからなる六道銭1090例のうち、約35%に当たる385例には1枚以上の永楽銭が含まれており、これを全永楽銭としてC欄に示した。さらにD欄には全永楽銭のうち、6枚の銭貨で構成される完全セットの六道銭のみ148例の地域別分布を示した。そして最後にこの完全セットの六道銭のなかで、6枚すべてが永楽銭のみによって構成される69例を永楽銭単一セット(永楽単一)としてE欄に表示した。これによって永楽銭を含む六道銭の分布が東日本特に関東地方に濃密であることがわかる。

六道銭として選択される銭種は、本来は埋葬に当たって手元にあった銭貨のなかから任意抽的に選ばれたと考えられるが、永楽銭完全セットのように6枚の銭すべてが永楽銭という単一の銭種で構成される場合には、そこに特定の永楽銭という銭を選ぶという意図が働いていたと考えざるを得ない。特に中世の銭貨流通においては、各種の渡来銭が多数入り交じった形で流通していたのであり、同一種の銭貨が6枚選ばれるというケースは永楽銭以外ほとんど存在しない。六道銭が死者の冥福を祈る信仰のいわば供物として収められたという事情を考えれば、永楽銭がそれ

に最もふさわしい良質の銭貨と考えられていたことを示すものといえる。

改めて表9の永楽銭の分布を眺めると、全永楽銭のレベルでは東西日本における永楽銭の密度の差が認められ、永楽銭完全セットおよび永楽銭単一セットのレベルでは関東地方の濃密な分布が確認される。全永楽銭のレベルで東西の永楽銭分布に差があることは、永楽銭が全体として東日本に偏在していたことを示すものといえる。そして永楽銭完全セット、永楽銭単一セットの関東地方への集中は備蓄銭に見られたと同様の傾向を示している。さらに、永楽銭単一セットが埼玉、千葉、東京などに集中する傾向は、出土備蓄銭では知り得なかった、永楽銭のより細かな地域分布のあり方を示すものとして注目される。おそらくこれらの地域を中心に永楽銭に対する評価が高かったことを示す考古学的証拠と考えるべきである。特にこれらの地域が結城氏、後北条氏などの永楽銭基準銭貨化を試みようとしていた大名の領国と重複する点は重要である。

永楽銭の考古学的分布を追跡することから、16世紀の東国、特に関東地方に永楽銭の集中が認められることが明確になった。これは各種の文献資料が伝える永楽銭基準通貨化が、これらの地域で限界はあったものの、一定程度の効果を上げていたことを示すものである。この動きは、全国的に進行する精（清）銭体系の動揺に対処し、その補完として出現してきたと考えるならば、精（清）銭体系に代わる新しい銭貨体系創出の東日本における対応の結果ということができる。そうであるならば、同時期の畿内以西の西日本においては、この精（清）銭体系の動揺はどのように克服されていったのだろうか。西国においても基本的には東日本と同様の銭貨が使用されていたのであるから、その乏質化は同じように進行していたはずである。とすれば西日本においても従来の銭貨に代わる価値保蔵手段を求める動きが存在したはずである。それにもかかわらず西日本には永楽銭のような基準通貨としての役割を担わされた銭貨がついに出現しなかった。これは、精（清）銭体系の動揺を克服する方向が、東日本とは異なっていたことを意味すると考えられる。そしてこの点が近世貨幣制度における東西の差異として引き継がれていくことになったといえる。

#### 4. 中世単貨体制から幕初期三貨体制へ

中世の銭貨は唯一の金属貨幣として、貨幣の持つ基本的役割を担われる存在であったが、乏質化の進行、模鑄銭の増加などに伴い、その役割を放棄することを余儀なくされた。これは中世の銭貨が担っていた貨幣的諸機能が分解され、それに代わる対象の模索と、銭貨が近世以降になって獲得する日常的少額貨幣化へと定着していく過程として示される。永楽銭の東国における基準通貨化は、そのような中世の銭貨の変質を、あくまで銭貨という単一の貨幣の枠組みの中で改善しようとする試みだったといえよう。その結果は、永高(永銭勘定)という一種の基準額として、関東を中心とした地域の近世初頭まで影響力を残すことにはなったが、中世末の銭貨が抱えた基本的な問題を解決することはできなかった。このことを最も痛感していたのは統一政権たる徳川幕府であって、これは政権獲得後まもなく永楽銭の流通を禁止したことによって明らかである。

徳川家康は関ヶ原の勝利直後に慶長金銀をいち早く鑄造するが、開幕5年後の慶長13(1608)年に永楽銭の使用を禁止した。しかしこれは単なる流通禁止ではなく、永楽銭の救済策ともいえる内容が盛り込まれていた。すなわち、永楽銭と鑄銭との換算基準を永楽銭1貫=鑄銭4貫としたうえで、金1両=鑄銭4貫と規定したことからわかるように、数量的に優る鑄銭を全国通貨として認知するだけでなく、金貨との換算比率を通して、永楽銭と鑄銭との換算を容易にする措置も講じられているからである。しかも翌年の慶長14(1609)年には、改めて永楽銭1貫=金1両という換算比率を明示してその徹底を図るという念の入れ方であった。これは明らかに永楽銭による資産保持者に対する保護を一つの目的にしていたと考えられる。

この慶長13、14年の幕府法令と、織田信長の撰銭令とで決定的に異なるのは、信長の撰銭令においては金と銭、銀と銭それぞれの換算比率が明示されていたものの、その際の金銀は信長自身が政策的に決定し、発行した貨幣ではなかったという点にある。幕府発行の金銀は一定の形態と品位を持つ、法貨としての資格を十分に持つものだったことが重要で、このような金貨と鑄銭との間に一定の換算比率が保証されたことが、信長の撰銭令発布時と基本的に変わらない質を持っていたはずの鑄銭が、公用通貨としての流通を保証されることになる最大の理由といえる。

さらにこの二つの幕府法令において、銀と銭との間に何の規定も示されていない点も重要である。特に慶長14年の定には、金1両=銀50匁という換算比率が明示されていたにもかかわらず、銭と銀を直接結び付ける基準は示されていない。わずかに上記の金銀比価から、間接的に銀と銭の換算比率が永楽銭1貫=銀50匁=鑄銭4貫と推定できるととどまる。なぜ幕府は銭と銀との換算比率を明示しなかったのであろうか。これは慶長13、14年の法令だけでなく、その後金と銭との換算比率についてしばしば言及される17世紀前半から中葉に至る幕府法令にも一貫して認められる。幕府にとって銭貨に関係する上位の貨幣は、銀でなく金でなければならない必要があったのであろうか。

この問題を考えるとき、中世末の西日本の銭貨流通において、永楽銭のような基

準銭貨がついに出現しなかった点は看過し得ない。この点は、東日本においては銭の単貨体系のなかで銭貨の問題を解決しようとしていたのに対して、西日本においては銭以外のものにその解決を求める方向が、既に定着しつつあったと考えられないであろうか。特に16世紀以降の銭貨の品質低下に伴う価値保蔵手段としての銭貨の信用の喪失は、何らかのかたちでの代替物の出現が模索されていたはずである。6期以降の備蓄銭が全国的に小規模化し、やがてその例数も減少していった事実は、銭よりも有効な価値保蔵手段が徐々に実現されてきた結果を暗示する。もしそうであるならば、その代替物は銀以外には考えられないだろう。

この点で幕府が最初に発行した銀貨が一定の品位を持ちながら丁銀・豆板銀という秤量貨幣の形態をとっていたことは注目すべきである。金貨においては一定の形態・品位と共に、計数単位を持つ貨幣として発行しておきながら、銀貨が秤量貨幣というかたちをとったのは、すでに秤量貨幣としての実質を備えた銀が広く流通していたからであろう。少なくとも西日本の銀鉱山において灰吹き法が定着し、産銀量が飛躍的に増大する16世紀後半以降、銀が実質的に銭貨の機能の一部を担い得る条件が成立していたと考えられる。これらの銀の実体については多くのことが明らかではないものの、17世紀における各地の領国銀が示す多様なあり方を見ると、西日本を中心とした地域では、近世領国銀の前身ともいえる、極印が打たれた各種の銀が流通する、銀・銭体制とでも呼べるような状況が成立していた可能性が考えられる。そして幕府丁銀はこれらに対抗するものとして鑄造されたのであろう。

このように考えてみると、幕初期の三貨体制は東日本の永楽銭優先の銭貨流通から、鑿銭主体の流通銭貨への移行を円滑化するために、金貨と銭貨との交換比率を公定することによって流通上の保証を図る一方で、既に一定の実質を持つに至っていた西日本の銀・銭体制に対して丁銀を発行するという、中世末期の東西日本の貨幣動態の地域的差異に対応する目的も併せ持つものであったと考えられる。その意味では、幕初期の三貨制度は、先行する時代の貨幣流通に内在していた地域性を考慮しつつ、そこでの貨幣使用の連続性を維持するという、現実的な対応のなかから生成されたという側面を併せ持つことにも注目すべきであろう。そしてこの東西両地域の差異が、金遣い・銀目建てとして近世前半の貨幣流通を特色付けるものとなっていくのである。



鈴木氏の論旨について、概ね報告順序に沿って、若干のコメントを加えていきたい。

まず、鈴木氏の出土銭時期区分の5期と6期との間、実年代ではおよそ1500年前後を画期とする、1件当たりの埋蔵量(枚数)の著しい減少に関して、鈴木氏が「3期～5期にかけての大量銭貨埋蔵主体は、銭貨に代わるより有効な価値保蔵手段を開発」と推定している点について、実は15世紀と16世紀の間には、商人の系譜においても大きな断絶が存在する。例えば15世紀の関東には、品川の鈴木氏に代表されるような、多くの有徳人(富裕な商人)がいたが、彼らの後裔は16世紀に入ると確認できなくなってしまう。また、16世紀の末から17世紀初頭には京都をはじめ、全国各地に豪商が成長し、統一政権や大名からさまざまな特権を得て活躍するが、彼らの確実な系譜を15世紀以前にさかのぼらせることはほとんどできない。したがって、鈴木氏のいう「3期～5期にかけての大量銭貨埋蔵主体」は、16世紀に入ると没落してしまっている可能性もあるわけで、「銭貨に代わるより有効な価値保蔵手段」の開発については、価値保蔵の主体そのものの交代という視点からもアプローチする必要が出てくるのではないか。

この15、16両世紀間の断絶については、前回の金融研究会における桜井英治氏(北海道大学)の報告のなかでも、割符や折紙銭の消滅というかたちで言及されていた。すなわち、この時期の埋蔵銭の量的変化は、単なる貨幣流通の変容にとどまらず、より広範な経済・社会の変動の一環として捉えられるべきものである。それは、15世紀中期までの中世的秩序から17世紀中期以降の近世的秩序へと、紆余曲折を繰り返しながら移行していく過程の一部であり、その意味で、鈴木氏が本報告における分析の対象を、15世紀末から17世紀中葉と設定したのは、まことに当を得た枠組みといえる。

続いて、鈴木氏の撰銭令分析に移ろう。まず、気を付けておかなければならないのは、議論の前提となるべき表8の銭名一覧表については、これを使うに当たってさまざまな留保を付しておく必要があることである。

第1に、表に収められた撰銭令が、この時代の撰銭令のすべてを網羅しているわけではないという事実がある。例えば戦国時代のものとしては、村の撰銭令という珍しい性格を持つ、永正元(1504)年5月1日の和泉国日根野庄入山田村の撰銭令(『政基公旅引付』同日条)や、寺院の撰銭規定としてよく整っている、天文14(1545)年12月13日の東福寺の「本寺出銭貢銭並常楽祠堂銭可撰条々」(『東福寺誌』所収)などを挙げることができる。また、江戸初期の撰銭令についても、『徳川禁令考』収載のものだけでどの程度カバーできているのか、気になるところである。一応の傾向を探るには、これだけのサンプルを揃えればひとまず十分といえようが、他にも史料があることは、常に念頭に置いておくべきであろう。

第2に、この表における分類は、必ずしも最終的に確定したものではないという

点である。例えば、形状の項に収められた「ころ」は、寛永15(1638)年の『毛吹草』という貞門俳諧の方式の書では、本表にある渡唐銭系のなかの、洪武銭のことでされており(巻四 名物 薩摩、岩波文庫所収)、破損系とされている「うちひらめ」は、私見では新銭系に入れた方が適切と考える(拙稿「中世貨幣の普遍性と地域性」、網野善彦他編『中世日本列島の地域性』名著出版、1997年)。また、「さかひ銭」を堺の銭鑄型に直接結び付けるのも、私としてはいささか躊躇を覚えざるを得ない。したがって、この表については、今後の議論のなかで、細部の修正があり得るのだという認識を共有しておいていただきたい。

さて、この表をもとにした鈴木氏の分析のなかで少し気になるのは、銭貨の品質の問題である。例えば、精銭体系の破綻の原因を専ら「流通銭貨の質的劣化」に求めるのは、果たして適当であろうか。当時の人々は、必ずしも銭の物理的性質の良し悪しだけで、価値の高低を決めていたわけではない。そのことは、明銭の位置付けに端的に表れている。

永楽銭などは出土銭のなかにあっても抜きんでて銭容の整った銭貨であり、鈴木報告における扱いも、そうした質の高さに引きずられた面が多少あるのではないかと想像するのだが、残念ながら15世紀末から16世紀初頭において、明銭が良質の銭貨として高い評価を得ていたという徴証を、史料上確認することはできない。例えば、前出の入山田村の撰銭令は、「料足の内、永楽は往古より用いくる所なり。然るに近来これを撰ぶ。尤も謂われなし。但し、百文の内、廿文を過ぐれば撰ぶべき事」と、永楽銭を忌避する人々の存在をはっきり物語っており、洪武銭については、明らかに悪銭である破銭と同列の「撰ぶべき」銭と指定してしまっている。

人が貨幣を受け取るのは、いうまでもなく、将来その貨幣を支払いに用いることができるという信用に基づく行為である。そして貨幣の品質は、その信用を左右する重要な要素であるのは間違いないとしても、必ずしも決定的な要素ではないのである。信用というのは、しばしば(第三者の目から見ると)不合理、あるいは不条理な何かのうえに成り立っていることがある。ここでは一つだけ、その好例を挙げておこう。

1996年頃の旧ザイルでは、1989年以前に発行された米ドル札の信用低下が顕著であった。しかも興味深いことに、紙幣の発行年によって信用の度合い、すなわち通用価値が異なっていたという(『毎日新聞』1996年10月13日朝刊)。まさに中世日本の撰銭を、そのまま現代アフリカに移したような状況が存在していたのである。これを報じた新聞コラムは、原因をリビア製の偽札の流入に求めているが、翌年5月にモブツ大統領が国を逐われて、国名まで変わってしまったという、その後の展開は極めて示唆的といえる。たとえ偽札の流入が本当にあったとしても、それは単なるきっかけにすぎず、背景には体制そのものの動揺、あるいは社会全体を覆う不安などといったものが存在したのではないだろうか。もし今後、現地や周辺諸国におけるフィールド調査が行われることがあれば、その辺りのメカニズムはより明確になるであろうし、調査の結果は戦国時代の日本における撰銭について考えるうえでも重要な材料を提供してくれる可能性がある。



話が少し飛んでしまったが、ここで再び撰銭令に戻って、次に信長の撰銭令の評価について考えてみたい。鈴木氏は、「うちひらめ」や「なんきん」のように一貫して撰銭の対象となっていた悪銭にプレミアムを付して流通させようとしたのを、非現実的な政策と捉えている。しかし、「うちひらめ」ないし「なんきん」の実体は、例えば堺などで生産された模造銭や無文銭に比定されるので、この鈴木氏の見方が正しいとすると、「厳しい排除の対象」となっていたこれらの私鑄銭が、16世紀半ばに至っても（使う当てもなく）造られ続けたという奇妙なことになってしまう。やはり、撰銭の対象とされたような悪銭も、（各種の撰銭令の規定にかかわらず）低い価値で流通に乗っていたのは動かせないであろう。つまり、信長の撰銭令は、本質的に単なる現状の追認なのであって、その意味では確かに「銭貨流通における革新的な役割」などまったくなかったといえよう。

そこで問題となるのが、江戸幕府の初期における貨幣法令の位置付けである。鈴木氏は「幕府発行の金銀は一定の形態と品位を持つ、法貨としての資格を十分に持つものだった」点に注目し、その金銀を媒介に、鑓銭が公用貨幣としての地位を保証されたと捉えている。しかし、既に数十年間にわたって使用されてきた金銀貨が現に流過程に存在すること、その後も長い間、領国銀が各地で発行され続けたことなどを勘案すると、幕府発行の金銀が国内標準の法貨として直ちに機能し得たかどうかは、いささか検討の余地があるように思われる。とすると、徳川貨幣令と信長撰銭令との対比も、金の通用に関わる文言だけを見れば大した差異がない以上、改めて慎重に行う必要が生じるのではないか。その場合、中世末期における金銀使用の実態を解明することが、今後の課題となるであろう。

ただし鈴木氏の、「幕初期の三貨制度は、先行する時代の貨幣流通に内在していた地域性を考慮しつつ、そこでの貨幣使用の連続性を維持するという、現実的な対応のなかから生成された」という指摘は重要で、今後、移行期の貨幣と近世貨幣との関連を研究するうえでの基本線となるに違いない。そこにあえて蛇足を付け加えるなら、このような現実的対応を強いられつつも、例えば金銀銭の精力的な鑄造・発行に端的に窺えるように、自身の貨幣政策を主体的に推進する意思を有していたことが、江戸幕府の画期的な点なのだと考える。このような意思の存在を、信長や秀吉、あるいは各地の戦国大名にまでさかのぼらせることができるのか、また、そのような政治意思がどのようにして形成されたのか、というような政治史的アプローチも、移行期の貨幣について考えるうえで大きな意味を持っているように思われる。

( 報告論文 )

# 近世貨幣の動揺

桜井信哉

キーワード：貨幣の機能、三貨制度、貨幣改鑄、大黒常是

江戸幕府の成立と共に、近世貨幣は商業取引において、価値尺度機能、交換手段機能、富貯蔵機能の3機能を果たし始めた。しかし、17世紀末、鉱山からの金・銀の産出量の減少と共に、近世貨幣の3機能は動揺し始める。貨幣改鑄により、従来、価値尺度機能を果たしていた重量単位は名目化し、貨幣単位が誕生した。また、改鑄は交換手段機能と富貯蔵機能を揺るがし、商人はさまざまな対策を採ることを余儀なくされた。

## 1. 価値尺度機能の動揺

前近代において貨幣の悪鑄は財政再建のための重要な手段であり、日本に限らず西欧においても財政難に際しては貨幣の悪鑄がしばしば行われた。貨幣を悪鑄する方法には、貴金属の含有比率を下げする方法もあるが、特に、貨幣を軽量化し、最終的に貨幣を計量する重量単位を名目化する方法、言い換えれば、重量単位を貨幣単位とする方法が重要であった。例えば、「ポンド」は元来、1ポンドの重さの銀と等しい商品の価値を表しており、もともとは独立した「ポンド」という貨幣単位があったわけではない。同じく日本においても、「円」の起源である「両」はそもそも東洋で古代から用いられた重量単位にほかならず、もともとは1両の重さの金と等しい商品の価値を表しており、独立した「両」という貨幣単位があったわけではなかった。単なる重量単位であった「両」が貨幣単位として本格的に独立し始めたのは18世紀の前半に金貨の悪鑄が行われてからであった。

.....  
本稿は、平成9年12月22日に日本銀行において開催された金融研究会「江戸期三貨制度について」に提出したものである。

桜井信哉 東京大学経済学研究科博士課程

近代経済学者の岩井克人氏はこのような点について、「西鶴の大晦日 貨幣の論理と終わらぬ時間」(『現代思想』第14巻・第10号)と題する論文のなかで以下のように述べている。「本来は金属の重さをあらわすべき額面数字がそれから独立してしまい、貨幣はその名目的な価値にしたがって流通することになるのである。ここに、われわれは、貨幣の実質的な価値とそれのたんなる表象であるべき名目的な価値とが乖離してしまうといういささか逆説的な事態を見いだしたことになる」。

さらに、岩井氏はこの問題の重要性について以下のように述べている。「貨幣が貨幣であるかぎり、その名目的な価値は実質的な価値からつねに乖離する可能性をはらんでいる」。ここでは、この岩井氏のいう、「名目的な価値」が「実質的な価値からつねに乖離する可能性」を歴史学的に実証的に示してみよう。

既に述べたように両は名目化され貨幣単位となったのだが、貨幣悪鑄による出目獲得の貪欲さにおいて悪名高い日本の近世貨幣政策の担当者らが「刃」という、銀貨の価値を計量し、我々にも馴染み深い重量単位を幕末まで名目化させることなく、貨幣単位としなかったことはなぜなのかという疑問が湧くことは当然であろう。

そこで、江戸時代の貨幣特権商であった大黒常是が大量に残した『御用留便覧』という古文書の読解を行ったところ、文政期に大黒常是が「刃」の名目化、すなわち貨幣単位化を試みた史実が判明した。

大黒家が文政3年1月に「刃」の名目化を試みた銀貨とは、「四十三刃銀」と「五十目銀」であり、その名目価値にもかかわらず、重さは16刃しかない銀貨であり、前者は贈答用、後者は商業用の貨幣であった。

以下の内容は『御用留便覧』の25巻「文政御吹直銀」の文政3年1月4日の記事に出てくる。常是の名代役木村金右衛門と勘定所の役人である高山弥十郎の間で交わされた会話は以下のようなものである。

金右衛門申上候者「先作右衛門儀柳生主膳正様御勤役中一枚四十三刃銀并五十目銀慶長銀之位二吹立掛目一枚十六刃二仕、四十三刃代り二通用仕候様二吹立文字銀を以吹元二仕候得者、格別之御益も有之。其上献上并被下銀一枚包等之御用弁二も相成、末々御差支二も無之趣意二奉存、其段奉願候儀も有之。右躰之儀当時御取用ひ二可相成儀も御座有間敷哉」之段申上候処、御聞届「其節之仕方書控も可有之間、書面為見候様二」と之儀故、「御覽二入可申」段申上候事。

この文政改鑄は12代目の大黒作右衛門常最の時の出来事なので、「先作右衛門」とは文化9年11月に家督相続した11代目の常富のことであり、また、「柳生主膳正」とは天明8年9月から文化14年2月まで勘定奉行を務めた柳生久道のことでありと考えられる。とすると、文化9年11月から文化14年2月までの間に常是はこの改鑄案を一度提案して受け入れられなかったことがわかる。以下は1月8日の記述である。4日に仕法書を出せと言われたのに応じて提出したものである。

一当四日申上置候四十三匁銀五十目銀吹立訳書巻冊差出候処、御一覽有之。「猶とくと見可申候。二品とも致度と申儀二候哉」と御尋二付、「其儀者何れ共被仰付次第可仕候。尤五十目銀之儀者十枚二而五百目二相成、十貫目都合二も相成候間、正銀之代り二而通用之儀二候故、銀相場二不拘申、且四十三匁銀之儀者一枚代り二相成候儀故、献上・被下銀二相成、御納戸納之上入目抜等之儀も無之、直二被下銀二相成候間、御用弁宜敷御座候。尤御益も宜敷御座候間、猶御覽之上御尋之儀も御座候八々、可申上」段申述候処、「何れとくと相調見可申」旨二而、御請取置有之。

これを読むと、勘定所が、2品とも鑄造したいのかと尋ねるなど、常是側の意見をかなり取り入れようという姿勢が見られ興味深い。また、「五十目銀」については銀相場に関係なく使えるという点を、「四十三匁銀」については献上・被下銀用に使い、「入目抜」などがいない点をアピールしている。「入目」とは「上納銀や献上銀枚包など御金蔵または御納戸に収納される包銀」に本目のほかに掛け足すものを指すが、「入目抜」とは、被下銀等に回すため、この入目を抜く作業を指すと思われる。常是にとってこの仕事が煩雑で面倒であったことがこの「四十三匁銀」提案の背景の一つになっている。

この提案は既に述べたように文化期にさかのぼるのみならず、天保期にも見られるものであり、大黒作右衛門家が20年以上、3代にわたり、勘定所に執拗に提案し続けた銀貨改鑄案であった。

天保期のこの系列の改鑄案は、5回も提案され、改鑄案の数にすると、延べ18件が勘定所に提案されている。提案された回数と件数の多さという点で天保期は際立っているが、そのほかにも、従来のように高額銀貨のみならず、5匁以下の少額の銀貨にまで匁の名目化意図が及んでいることを特徴として挙げることができる。以下ではまず少額面の五匁銀についてみてみよう。

#### 五匁銀枚数二直し

四万四千枚 但 一枚二付目方  
壹匁三分五厘つゝ

此金三千六百六十六両二分  
永百六十六文余  
但金一両二付  
十二枚替

この計算を見るとこの五匁銀は1枚約1匁3分であり、にもかかわらず12枚替えて金1両にあたりとされている。この記述からこの五匁銀は明和期に鑄造流通した五匁銀とはまったく性質の異なるものであり、名目化＝貨幣単位化した匁建ての小額計数銀貨案とでも呼ぶべきものであることがわかる。次に文化期から提案されている四十三匁銀についてみてみる。

## 内訳

新銀二十七貫八百四十三匁七分五厘

此丁数千八百十九枚余 四十三匁銀

此通用目七十八貫二百十七匁余

但一枚目方

十五匁三分宛

新銀二十七貫八百四十三匁七分五厘

此丁数千五百六十四枚余 五十目銀

此通用目七十八貫二百目余

但一枚目方

十七匁八分宛

## 通用目

二口合百五十六貫四百十七匁余

この計算を概説すると、まず55貫の銀原資を2等分し、片方を四十三匁銀、もう片方を五十目銀に鑄造するというものである。前者は1枚15.3匁、後者は1枚17.8匁で名目とはかけ離れているが、文化期以降に提唱された初期の四十三匁銀・五十目銀は「掛目一枚十六匁」とされていたから、おそらく重さは文化期のままで、品位だけ落としたものと考えられる。

この大黒の匁の名目化意図が提案された背景には、江戸時代の銀貨の鑄造をめぐる特殊な事情、すなわち、金貨を金座が単独で鑄造していたのとは異なり、銀貨は常是と銀座という二つの座が鑄造していたという事情が挙げられる。銀座は明和期の勘定所の改鑄計画に積極的に協力し、両建ての計数銀貨の鑄造・流通を成功させたことでますます常是を圧倒していった。銀座とライバル関係にあった常是は、19世紀に入ると、消極的な姿勢で失った貨幣改鑄上の仕事を奪い返そうとし、そのために、貨幣の新規通用物を積極的に提案していた。

この提案を財政難に苦しんでいた勘定所が受け入れなかった原因は複雑なものである。まず、匁の名目化案にはあまりにも利益率が高く非現実的と思われるものがある一方で、実際に天保期に実行された改鑄案とほぼ同じ利益率の改鑄案も存在する。すなわち、利益率が高すぎるために拒否したわけではないのである。また、勘定所よりも貨幣特権商の方が常に貨幣悪鑄に積極的であったわけでもなく、むしろ常是が勘定所を諫めている例も見受けられるほどである。最終的に導かれる結論は、勘定所と常是の間で現実的な貨幣政策は何かという問題に関する答えが異なり、勘定所が匁の名目化を認めてしまうと、銀貨の使用法がますます複雑になると恐れられたためであろうと推定できるのである。



## 2. 富貯蔵機能・交換手段機能の動揺

江戸時代の借用証文に貨幣の指定が見られることは、近世史研究者の間では常識であるといえる。例えば、『演習古文書選・近世編』の「六四 金子借用証文」として挙げられている史料には、文政4年4月に武蔵多摩郡下師岡村の「喜太郎」が借りた「金壹両」に「但文字金也」との指定がある。ここでいう「文字金」とは文政2年から通用になった草文小判・一分判のことである。もし、この当時、この文字金しか通用しておらず、将来もこの文字金しか通用する見込みがないのなら、あるいは、新しい貨幣が通用したとしてもその貨幣が従来 of 貨幣と同じように取り扱われるのであれば、このような指定はまったく無意味である。すなわち、このような指定は貨幣価値が地金の価値により保証されていた時代を証言するものなのである。

以下では、三井家が貨幣改鑄に際しどのような対応をしていたかを実証的に示すことによって、近世貨幣の地金としての性格を明らかにする。江戸期に新貨幣が出ると商人がその対応に忙殺されたことは、わざわざその対応の過程を記した史料集を作り後々の備えとしたことから明らかである。三井家の場合、その史料集の冒頭には以下のように記されていた。

一文政元年寅夏より於江戸表、弍歩判御吹増相成、依之去ル四月十日頃より三ヶ津八不及申、国々二至ル迄金相庭(=相場)大高下致シ、就右追々江戸表より通達之趣又八聞込候始終、其外右含を以、下シ代る物掛引并正金売買致候二付、以来為心得左二記置候事

新貨幣に関する情報を察知すると江戸店はすぐに京都店に書状で報告した。この書状を4月4日に受け取ったときの京都店の様子や、その後の反応は以下に見る通りである。

尤当春来カシサセマ入(六五・二~三匁)位二相庭持含有之。則右同日八、カシサイ入(六五・一匁)二御座候。尤弥右之通弍歩判御吹増二相成候八、何れ金相庭可致下落哉。然二世間へ其頃迄右吹増出来候義、何等通達無之哉、矢張金相庭狂ひ不申。依而此処能キ売庭二御座候処、同五日より七日迄三日之間平均カシサ、(六五匁)余二而漸々三千兩ならて売方出来不申残念千万奉存候。且其後時々氣向二應し追々売買等出来候分、委細次二記置候事

すなわち、金1両が銀65.1匁という金高・銀安の状態にあり、しかも、三井家のように幕府の情報を早く手に入れる手段もないために、当時の相場は安定していたという。そこで、これを機会に3000両も三井では金を売ったが、それでもその程度の量では「残念千万」だと記している。既に見た江戸から送られてきた書状では二分判が出るということが知らされているだけで、悪鑄が良鑄かなどについてまったく触れられていない。もちろん二分判の仕様などもわかっていない段階である。



しかし、三井はこの情報だけで悪鑄に間違いないと断定し、ためらいなく金貨を売り払い、しかも、あまり売れなかったことを大変後悔しているのである。

このような相場の高下は二分判の通用開始となる以前に引き起こされ、通用開始後はあまり目立った変化を引き起こさなかった。ついに江戸で新貨幣の引き替えが始まった。以下の記述は、貨幣改鑄があると貨幣の仕様についていかに商人が気にするかを示すものとして興味深い。

扱式歩判通用被仰出候前二、一切二而も差出候義堅く不相成段被仰出御座候由二而手二入不申。依而昨夕金方より二切差為上可申間、御一覽可成候。

すなわち、通用前から三井は新貨幣を入手しようと躍起になっていたが、今回は幕府が情報を漏らさないように努めたため、手に入れられず、特権商人も庶民と同じ日にしか手に入れることができなかつたのである。また、両替商は貨幣改鑄に際し為替と引き替える貨幣の割合をその都度検討した。

さて、この書状を受け取った京都店の反応も大変興味深い。

右之通通達有之。則式歩判二切到着致一覽候。尤金之位当地（京都）両替向二而聞合見候処、当時通用小判と八、七割サ歩（二五％）方も相劣り候趣之由二御座候。且切レ小判千両二而此度式歩判千三百両二相成候由。左候八、三割方相劣り候姿二有之候。併七月差入迄二も当地（京都）二而者引替所御触等無之二付、未通用致不申候故、与得相分りかたく、無程京大坂も御引替出来一統通用二相成候八、世上気受之處相知レ可申哉二存候。

このように「両替向」に問い合わせて、この受け取った実物の二分判の品位について調べている。江戸時代において貨幣の品位は極秘事項であったからもちろん公表などされていない。しかし、商人は貨幣を地金価値と無関係に取引していたわけではなく、このようになんらかの手段で品位を調べていたことがわかるのである。特に従来の小判1000両で1300両の二分判ができると計算しているところなどは、幕府の懐に入る額を計算しているわけであり、大変興味深い。

三井家のような、京都で商品を仕入れて江戸で売る商人にとっては、金相場下落は商品の値上げを意味した。そのため、三井家でも二分判の吹き増しに際し江戸への下し代物の値上げを検討したが、銀相場の上昇した割合をそのまま値段に転嫁することは難しかった。

貨幣の悪鑄は貨幣の交換手段としての機能を低下させ、商売をやりにくくさせた。三井家では取引先の地域での新しい貨幣の通用状況などの情報をやりとりして商売に支障が出ないように工夫をした。

小判・一分判の改鑄となると三井家では二分判の吹き増しの際の相場変動を慎重に検討し、二分判と異なり通用開始後も金相場が大幅に下落することを予想的中させた。しかし、手持ちの金貨を大量に売り出すことは実際上難しく、結局、金貨

で大量の商品の仕入れをすることで妥協した。丁銀・小玉銀の改鑄となるとさすがの三井家でも予想することができず、既に流れていた噂も虚説として退けていた。江戸店は幕府が江戸城の御金蔵の貨幣の入れ替えをしていることを内密の情報として伝えたが、京都店の判断ミスを変えるには至らなかった。

以上、貨幣改鑄に関する情報を熱心に収集すること、悪鑄される貨幣を売り払うこと、商品の値段を変えなければならないこと、新しい貨幣の人気の度合いの情報をやりとりすることなど、すべて近世貨幣がその地金価値により通用していたことが原因である。

(桜井報告へのコメント)

住友史料館主席研究員 安国良一

桜井氏は、既に「江戸時代における貨幣単位と重量単位 - 大黒作右衛門の『匁』の名目化 = 貨幣単位化意図を事例に -」(『社会経済史学』第62巻第4号、1996年)において「匁」の貨幣単位化構想を明らかにした。今回の報告は、その成果を踏まえ、貨幣改鋳の影響について、貨幣の経済的機能ごとにその動揺という視点から論じた点に特徴がある。

コメントでは報告に対する若干の疑問を提示し、併せて研究会テーマである江戸期三貨制度に及ぶ問題について言及したい。

重量単位の名目化は価値尺度機能の動揺を表す一事象であるが、貨幣の価値が「重量×含有貴金属の品位」で決まる以上、必ずしもイコールではない。従来の研究では、金銀貨の品位の低下や軽量化が問題にされてきたが、ここで重量単位の名目化・貨幣単位化を強調するのはなぜか、また貨幣史研究上、新たにどのような意義を持つのか。

「匁」の貨幣単位化は最終的に勘定所側の判断によって途絶したが、勘定所と常是の貨幣構想には具体的にどのような相違があったのか。このことは、計数銀貨の鋳造量が増加していくなかで、幕末に至るまで秤量銀貨が存続したのはなぜか、という問題にもつながる。近世の貨幣制度が三貨の鼎立という形態をとらざるを得なかったこと、またそれが幕末まで維持されたことと関連する重要な問題である。

提示史料(文政4年の借金証文)における「但文字金也」の解釈について、時期的にみて文政金(草文字金)のことではなく、元文金(真文字金)を指すのではないか。元文金から文政金への改鋳は文政2年に開始されたばかりであり、旧貨もまだ相当流通していたから、このように注記したのは価値の高い(含有金量の多い)元文金であったためと思われる。もし文政金であれば、新金または通用金と称するのが普通ではないか。ただし元文金を指すにしても、報告者の論旨を否定するものではなく、むしろ補強するものであることを付言しておく。

第2章で論じられた富貯蔵機能・交換手段機能の動揺の具体的内容は、改鋳による一時的な影響を示すにすぎず、必ずしも「近世貨幣の動揺」につながらないのではないか。「貨幣の経済的機能の動揺」=「近世貨幣の動揺」と認識しておられるのか。私見では、このような動揺を一時的なものとして吸収できることが三貨制度の特色=柔構造を示すものと理解している。また、経済的機能の側面から近世貨幣の動揺なり変容をみる場合、金銀貨が価値尺度機能以下の3機能を統一的に体现していた状況から機能ごとに分化し始めることを評価すべきだと考える。

近世の金銀貨が地金の価値によって通用していた側面があることは事実であり、それが貨幣改鋳時に旧貨の退蔵などのかたちをとって現れることもあった。しかし近世貨幣史の展開を考えるうえでは、貨幣として成り立たしめているそれ以外の要素の方を問題にすべきではないか。その場合、貨幣の経済的機能のみに捕らわれる必要はない。広く政治的・社会的・思想的な背景のもとで、さまざまな制度的枠組みの歴史的展開や貨幣使用の意味を問うことが重要である。

(報告論文)

## 江戸期貨幣制度のダイナミズム

岩橋 勝

キーワード：三貨制度、金遣い圏・銀遣い圏、金貨本位制、金銀比価、  
 銭貨流通、銭遣い、銭匁勘定

## はじめに

江戸時代の金・銀・銭貨よりなる貨幣制度、いわゆる「三貨制度」については本金融研究会においても、この2年来、直接・間接に取り上げられた。すなわち、前時代(室町・戦国期)との関連、江戸幕府による幣制統一に際してのわが国金銀保有量の推移や対外的側面、経済発展や幕藩財政事情悪化に伴う紙幣(私札・藩札)や三貨改鑄の問題、幕末期開港に伴う金銀比価混乱とそれに起因する貨幣増発・インフレ的状况の問題などの検討を通して、三貨制度成立の意義や江戸期幣制の特色が論じられた。

本稿は同研究会におけるそれらの議論を踏まえ、なおより深く検討すべきと思われる次のような問題に対し、一定の私見を付加せんと試みるものである。

まず第1に、三貨制度成立の意義ないし評価である。近年、中世～近世移行期の使用貨幣については相当に注目が集まるに至った。しかし、古代・中世を通して基本貨幣であった銭貨が江戸期に入ってなぜアジア世界ではユニークな三貨体制に帰着したのかという設問に関しては、少なくとも戦国末期までに金遣い流通圏、銀遣い流通圏が成立し、徳川幕府がそれを追認し、併せて、基本貨幣の一つでもある、小額貨幣としての銭貨を遅れて公鑄供給した、と理解するのが一般的であるように思われる。

この考え方は、初期徳川幕府の軍事力や財力を持ってすれば、17世紀半ば頃までには、一気に徳川絶対王政が確立可能であったかもしれないにもかかわらず、家康による「元和偃武」体制を持続させるため、あえて「幕藩体制」を継続したという事情に通じる(尾藤[1981]、岩橋[1988b])。

本稿は、平成9年12月22日に日本銀行において開催された金融研究会「江戸期三貨制度について」に提出したものに、若干の修正を加えたものである。

岩橋 勝 松山大学教授

しかし、たしかに幕府は政策的意図をもって三貨体制を選択したのだろうか、あるいは、例えば、金貨本位制を江戸初期から確立しようと意図したが、現実がそれを許さなかったと解釈するべきなのだろうか。

第2は、「三貨制度」の下で、その一角を占める銭貨の流通の意義である。銭貨は金・銀貨との比価が極めて小さかったにもかかわらず、江戸期において金・銀貨と並ぶ独立した価値尺度を持ち、独自の銭相場が立った。ここまでは共通の認識が得られているが、具体的な流通の実態に関する評価となると一様ではない。

例えば、ある地域で一般的には金・銀貨建てとなってしまうべき土地取引のような高額単位が銭貨建てとなっている場合、決済が金貨ないし銀貨で行われておれば「銭遣い」とはいえないという解釈が意外に根強いが、これは、江戸や大坂のような典型的な金遣い・銀遣い地域で、銭貨が端数処理の際に補助的に使用された事実と混同するものであろう。この事例の場合、地域内の「銭遣い」は認めたくえて、隔地間決済手段としては金・銀貨を用いる「重層的流通構造」と解釈する向きもある。

さらに、西南日本の銀遣い地域と目される諸藩の多くで、銀目で発行された藩札が、その地の銀銭相場にかかわらず、1匁が固定額の銭量を表す「銭匁札」にいつしか転化してしまう事例が少なくなかったが、このような「銭匁札」も銀札と見なしてよいのであろうか。近年、銭遣いに関して公表された少くない地域事例分析を総括するとき、これら銭貨流通の多様性を三貨制度のなかでどのように位置付けることができるのであろうか。

第3に、19世紀に進行した「銀目の空位化」と「金貨本位制」の問題である。1772年から発行された南鐐二朱銀がパイオニアとなった計数銀貨が全国的に出回り、定着化するにつれ、世上に流通し得る銀貨の正貨である丁銀・小玉銀が以降減少化に向かい、安政開国直前には幕府正貨金銀総額に占める構成比率が8%以下となっていたことは既に知られているところである。18世紀後半まで金貨とほぼ等分に流通していたこれらの秤量銀貨は、幕末にかけて計数銀貨に鑄直され、従来の銀貨が「金貨」に転じていくことをもって「金貨本位制」が進んだと評価されている。そうしたなかで、残存する丁銀・小玉銀の多くも退蔵され、市中で決済手段として使用されることは少なくなったのに銀目の取引は依然として続いたことをもって、「銀目の空位化」が生じたと理解されている。

にもかかわらず、大坂を中心とする「銀遣い圏」が「金遣い圏」に移行しつつあったとか、包摂されたというような解釈は、これまで出されていない。この問題は、実は江戸後期の東北や西南日本などで「銭遣い」が根強く残っているのに、決済手段としては金・銀貨が使用されている状況をどのように解釈すべきか、という課題を解くカギにもなりそうである。江戸期三貨制度のダイナミズムを考察せんとするとき、このような史実をどのように解釈すればよいのだろうか。

以上、設定した課題は一見広範にわたるように見える。しかし、本稿の課題は極めて限定されていて、銭貨流通の実態を江戸全期について観察することにより、三貨制度のダイナミズムを探ろうとするものである。従来の貨幣史が「貨幣改鑄」や「貨幣の形態」の変遷の歴史に偏しがちであるのに対して、流通実態から通時的・



共時的に分析を試みたい。

## 1. 三貨制度成立の意義

徳川幕府成立の前夜まで基本貨幣であった銭貨が、なぜ江戸期に入って金・銀・銭（当初は銅）の三貨体制に移行したのかについて、これまで与えられてきた説明をまとめると、若干のバイアスはあるが、次のようになる。

まず、古代から長く続いた銭貨のみの単貨制度が16世紀になぜ動揺し、崩壊したかについては、供給地であった中国大陸において、基本的に明代の鑄銭量が少ないため私鑄銭が横行した。そのためわが国への渡来銭も公鑄銭である制銭が少なく、悪貨である私鑄銭が多く流入することとなったので、国内において撰銭が不可避となり、銭貨の価値尺度機能が揺らいだためとされる（足立 [1992]）。では、徳川幕府成立後、なぜ単貨制度に戻さないで、三貨制度となったかについては、銭貨体制が揺らいでいた16世紀に、より安定した価値尺度を求めて東日本、西日本のそれぞれに金遣い圈、銀遣い圈が成立し、幕府がその状況を追認して金銀貨を公鑄すると同時に、小額貨幣としての銭貨も追加的に公鑄したというように概括することができよう（三上 [1996]、滝沢 [1996]）。

以上の説明によれば、まず、江戸期三貨制度の下でも銭貨が流通したことをもって、中世までの銭貨流通が江戸期にそのまま連続したようにみえるが、浦長瀬隆氏の研究 [1985] によっても明らかにされたように、16世紀末にいったん断絶があるようだ。

今、別の観点からこのことを確認してみよう。おおまかな動向としてしか活用はできないが、この期の京都を中心とした銀銭相場を見ると、慶長8（1603）年頃までは相当に不安定で、しかも銭安だった（表1参照）。すなわち、慶長2～3年の相場は銀1匁につき銭300文前後で、極めて銭安となっており、同6～8年にはやや戻しているものの、まだ150文前後で推移した。ところが同10～13年には80文前後の水準となり、翌14年以降は概ね50文台で安定的に推移し、寛永通宝を新鑄した寛永13（1636）年前後には40文近くにまで銭高に転じている。これらはすべて鑄銭の相場であり、慶長8年頃までいかに不安定であったかがわかる。この期の銀の需給関係も決して安定的ではなかったとみられるが、同じ期間の銀建て米価は10匁強～20匁の幅内にあって、銀の側でとりわけ大きな価値変動があったようには思われない。

以上のような銀銭相場の動きから、どのような状況がイメージされるだろうか。

慶長初年の異常なほどの銭相場の低水準は、おそらく前世紀末から続いているもので、支払い手段が主として銭から米・銀に移行する過程で、銭貨を死蔵するよりマシとばかりに、人々が大量に市場に放出したために生じた現象と思われる。ところが同6年、徳川家康が慶長金銀を鑄造し、それらを補うべく、小額貨幣として鑄銭を位置付け、とりわけ同13年に「通用銭」を鑄銭に限定して金貨との交換比率を



表1 京都銀錢相場 1597～1634

(銀1匁文)

年	銀錢相場	年	銀錢相場
慶長2 (1597)	333.3	元和7 (1621)	58.8～62.7
3 (1598)	285.7	8 (1622)	62.5～75.0
4 (1599)		9 (1623)	54.4～58.8
5 (1600)		寛永元(1624)	54.6～55.6
6 (1601)	151.0	2 (1625)	55.2～58.3
7 (1602)	154.0	3 (1626)	57.1～58.8
8 (1603)	144.9～151.9	4 (1627)	60.0～62.6
9 (1604)		5 (1628)	53.3～60.6
10(1605)	76.9～83.3	6 (1629)	56.7～60.3
11(1606)	76.9	7 (1630)	50.0～55.6
12(1607)		8 (1631)	55.6
13(1608)	68.4～82.0	9 (1632)	52.5～55.6
14(1609)	54.0～59.0	10(1633)	49.5～55.6
15(1610)	49.0～58.9	11(1634)	44.0～45.5
16(1611)	51.3	12(1635)	41.7
17(1612)	50.0	13(1636)	41.7
18(1613)	47.6～50.0	14(1637)	40.0～41.7
19(1614)	47.6～50.0	15(1638)	43.5
元和元(1615)	49.3～53.9	16(1639)	62.5
2 (1616)	62.5～75.0	17(1640)	62.1
3 (1617)	60.0～66.7	18(1641)	83.3
4 (1618)	62.5	19(1642)	83.3
5 (1619)		20(1643)	71.4
6 (1620)	57.8～64.5		

出典:京都大学近世物価史研究会編『十五～十七世紀における物価変動の研究』(読史会、1962)

公定する幕令が出るに及び、がぜん鑄銭の価値が以降安定するようになったのである。

さらに、寛永通宝が新鑄される年の数年前あたりより錢相場が上昇気味であり、その新鑄後、確実に10年ほど以前の水準に戻しているのは、寛永通宝が単にとりあえず錢貨不足を打開するために新鑄されたものであることを物語っていよう。つまり、寛永13(1636)年に徳川幕府による初めての錢貨大量鑄造が行われたことをもって、「三貨体制」枠組み作りの完了と見なされやすいが、実質的な画期はそれにさかのぼる慶長13(1608)年に求めることができる。

次に、「三貨体制」成立の意義を評価しようとするとき、単に3種の貨幣が並行して流通したという以上に、金・銀・錢それぞれが独立した価値尺度を持ち、相互の間で相場が変動したという事実は重要である。徳川幕府が金貨については切り遣いから品位・重量一定な計数貨幣へ、銀貨については品位一定な秤量貨幣へと制度化を図り、錢貨についてはまず前時代の多種流通銭を金貨との交換率を明示するこ

とにより撰銭の煩わしさから解き放し、次いで独自の計数銭貨（寛永通宝）を公鑄することによってスムーズな流通性を確立し得たことは大きな功績であったが、これらをもって「貨幣制度の統一」といえるだろうか。貨幣供給に当たっての幕府の意図と限界を検討してみよう。

幕府が当初から「三貨体制」を積極的に確立しようとしたのか、あるいは実質的に金貨本位制を確立しようとしたが、やむなくそうなったのかに関しては、直接探るすべはない。しかし、二つの状況証拠から前者であったのではないかと思われる推論を示そう。

第1は、当初の公定金銀相場が金1両 = 銀50匁であったにもかかわらず、ほとんどそれは実現されることなく、銀60匁前後で推移したことである。なぜ公定相場が50匁となったのか。これは17世紀初頭の国内市場相場に基づくものであろう。W. S. Atwellによれば16～17世紀後期の金銀比価は、中国が1 : 8前後であったのに対し、日本は1 : 10前後で推移した（Atwell [ 1982 ]）。慶長金銀の純分含有量比で示すと、50匁相場で1 : 9.7となり、幕府が相場を公定化するに当たって、国内金銀比価の影響があったことは間違いない（表2）。

東アジアの金銀需給の枠組みが大きく変化しなければ、日中間の交易拡大により、国内金銀比価は中国のそれにサヤ寄せして金安に向かうはずであった。事実、この期に国内での大量銀産掘に裏付けられた銀流出により金の流入が続いていた。しか

表2 16～17世紀の金銀比価

	中国	日本	スペイン
1566			12.12
1568	6.00		12.12
1571		7.37	12.12
1572	8.00		12.12
1575		10.34	12.12
1581		8.92	12.12
1588		9.15	12.12
1589		11.06	12.12
1594		10.34	12.12
1596	7.50		12.12
1604		10.99	12.12
1609		12.19	13.13
1615		11.38	13.13
1620	8.00	13.05	13.13
1622		14.00	13.13
1627-44	10.00-13.00		13.13-15.45
1643			15.45

出所:Atwell[ 1982 ]

し、国内産銀の国内への供給ベースも激しかったため、金流入があったにもかかわらず金高に向かい、1620年代より1:14となった。この比価はまさに金銀相場60匁に相当し、元禄改鑄期まで安定的に維持された。このように幕府が当初設定した公定相場より金高でほとんど終始推移するような状況では、仮に金貨本位で貨幣の制度化を図ろうとしても、金貨が流通過程で退蔵される結果となり、その実現化は困難であったと思われる。

第2に、幕府が金貨本位制を志向していたと思われる状況証拠として、金貨は切り遣いから計数貨幣化を図ったのに、銀貨は秤量貨幣にとどめたことと、銀貨の大量流出を容認していたことを挙げることができる。慶長銀貨がなぜ金貨と同様に計数貨幣でなく秤量貨幣となったか、これまで必ずしも説得的な説明が与えられているわけではない。一般的な説明は、上方を中心とする切り遣いの銀遣いを追認せざるを得なかった（日本銀行調査局[1973] pp. 253-256）ということであるが、そのような状況下で銀貨の計数貨幣化を図れば、かえって複本位制が決定的となり、しかも金高・銀安傾向が継続するなかで銀貨のみ流通するようになり、金遣い経済圏が銀遣い経済圏に呑み込まれる心配もあったのではないか。

さらに、1660年代の日中間金銀比価格差の解消により慶長金貨も貿易決済手段として輸出されるような状況も生じたが、その量は元禄改鑄期までの推定鑄造額の十数パーセントにとどまった。ところが、知られているように、慶長丁銀のこの間の流出量は、推定鑄造額120万貫目のうち、100万貫目以上と、異常なものであった（岩橋[1976]）。1660年代に銀流出制限により幕府は乗り出すが、このような銀の大量流出は国内の相対的な金貨不足を背景に、金の流入を図る目的もあったのではなからうか。

以上のように、幕府は当初から金貨本位制を志向していたフシがあった。しかし、貨幣およびその素材をめぐる当時の客観情勢は、まず国内の金産出はすでにピークを過ぎ、ついで銀の大量流出の見返りとしては生糸・絹織物が中心であって、金がさほど多く流入したわけでもなかった。金貨素材の絶対量が不足し、基本的に金高・銀安の状況が続くなかで金貨本位制を強行すれば、創成期徳川幕府の経済基盤であった関東を中心とする金遣い経済圏が、上方を中心とする銀遣い経済圏に呑み込まれる懸念があった。このため、まず、江戸期単貨制度の設定は見送られたのである。

では、銭貨はなぜ三貨制度の一角を形成することになったのだろうか。小額貨幣が持つ補助貨幣的機能のみ銭貨に求めるならば、金・銀二貨制でもよかったであろう。次節に見るように、江戸期の銭貨は隔地間とはもかく、地域内では不可欠な通貨であった。地方においては、隔地間取引の決済手段として高額貨幣＝金・銀貨を用い、地域内の日常的な流通手段としては、銭貨が最も一般的に用いられた。銭相場とは、何よりもまず、このような高額貨幣と小額貨幣との間に成り立つ交換比率であり、金銀間でも交換比率が変動したことから、金・銀貨に対する銭貨の個々の相場が成立することとなったのである。

このように、三貨体制成立の意義を評価せんとするとき、まずは高額貨幣と小額

貨幣を安定供給することが求められ、その体制は比較的早期に実現できたといえるが、現実には高額貨幣を一つの種類の貨幣にまとめ切れなかった点は「制度の統一性」に欠けたといわなければならないであろう。けれども、中世末までの貨幣流通体制に比べれば、大きな進化があり、しかも江戸期経済の発展に比較的柔軟に即応する貨幣制度であったと評価できる。

## 2. 銭貨流通の実態

三貨制度の中で、銭貨はその基本単位（文）の価値が極めて小さく、高額貨幣の金貨に対してはもとより、切り遣いの銀貨に対しても端数処理の際の補助的な貨幣として有用かつ不可欠であった。銀貨のうち小玉銀で最も小粒なもので1匁前後であったので、17世紀におけるおおよその実勢相場（金1両＝銀60匁＝銭4貫文）によれば、銭貨の価値にして少なくとも60文以下は銀貨では決済できなかった。金貨は最小額のものが1分判であったので、銭貨で1貫文以下の価値相当額の決済は、金遣い圏でもどうしても銭貨が必要であった。この端数処理の際の銭貨必要量の大きな差異により、金遣い圏では銀遣い圏に比べて大量の銭貨需要があったはずである。

このような小額貨幣機能を基本とする銭貨が、どうして金・銀貨に対し、独立した銭相場を持つことができたのだろうか。この問題に関しても、これまで説得的な説明が与えられているわけではない。素材としての金銅比価ないし銀銅比価を表しているのか、あるいは「銭経済圏」というものがあって、「金経済圏」や「銀経済圏」に対する経済力の関係が銭相場に反映されているのか、正面から議論されることも少ない。ただ少なくとも基本的に、金貨本位制でなく、金銀相場が成立している社会で、銭貨がまったく補助貨幣として使用される、つまり、金貨に対しても、銀貨に対しても換算比率が常に一定ということとはあり得ない。言い換えれば、金銀相場が立つかぎり銭相場の変動も不可避だったのである。

銭貨は極めて小額な貨幣であったから、決済の際の端数処理や、都市庶民および農民が日常生活で使用する小口の取引でのみ使用されたと見なされやすい。江戸・大坂やその周辺地域についてはたしかにその通りであるが、それら以外の東日本や西日本では、明らかに金遣い・銀遣いであってしかるべき取引規模でも銭貨が用いられる事例が、近年、多数発表されるようになった。そして、そのような地域は金遣い・銀遣いと対置し得る「銭遣い」圏に比定できるとの見解（早期のものとして、藤本 [1972]、岩橋 [1980]）も出されている。

「銭遣い」概念については、これまでその定義がやや曖昧で、議論が錯綜するクライがあった。すなわち、「銭遣い」が存在したかどうかを判定する基準として、

主たる交換手段が銭貨である、取引の基準貨幣（価値尺度）が銭貨である、交換手段も基準貨幣も共に銭貨である、という三つのケースが考えられる。筆者も当初、大口取引での銭貨使用ないし一般的交換手段としての銭貨使用（のケース）が銭遣いの基準であるような表現を用いた（岩橋 [1981a] p.68）こともあったが、

その後述べているように「(江戸後期の)貨幣流通上における価値基準と一般的交換手段の乖離という状況をもふまえ、『錢遣い』とは一般的交換手段として錢貨が用いられるということ以上に、価値基準として錢貨が用いられる貨幣経済と解釈しておきたい」(同、p.71、すなわち のケース)。

ここで、「錢貨が用いられる」とは、「錢建てで取引が行われる」ということであって、例えば金・銀貨が決済に用いられてしかるべきような大口の取引で、大量に錢貨が使用されたという意味ではない。主要な決済手段が錢貨でなければ「錢遣い」ではないというなら、江戸後期の「銀遣い」圏では、多く「金貨」(計数銀貨も含む)が流通貨幣となっており、銀遣いは多くの地域で消滅した、ということになってしまう。幕末まで金銀相場が成立していたのは、銀貨が流通貨幣としての地位を失っても、なお上方経済を中心とする「銀建て」取引が続いたことを意味する。錢建てで取引されても、実際の取引ではそのときの相場で金貨が銀貨で決済されたものと考えられるので、「錢遣い圏」は存在しなかった(三上[1996] p.127)と考えられやすいが、このような状況こそがまさに「錢遣い」の一般的なあり方だったのである。

なぜ金貨ないし銀貨で決済しなければならないような大口取引を錢建てで行ったのか。その理由は二通り考えられる。一つは、どのような貨幣流通圏でも日常消費生活物資のような極めて小額な商品等の支払いには、藩札や私札が流通していないかぎり錢貨を使用せざるを得ず、その地域で取引がより活発となれば、小口の錢建て取引の集積として、大口取引でも錢建てで行った方が換算の手間が省けて便宜である。もう一つは、江戸前期には地域内での大口取引がさほどの量でなかったので金・銀貨のような高額貨幣で決済されたが、中期以降の取引量の増大に高額貨幣の供給が追いつかず、ために大口の取引も、特に1770年代に進んだ錢貨大量発行に支えられて、錢勘定でせざるを得なかったことである。このうち、これまでの観察によれば、東北南部藩や出雲地方、および薩摩藩領では前者であり、西南日本を中心とする「錢刃遣い」地域では後者であったようである。

この地域の2類型は極めて暫定的なものであり、そのタイプを分ける基準は相対的なものである。金・銀・銭に対する人々の選好度、地域への供給状況に加えて、前時代からの何らかの慣行の根強さも作用したかもしれない。これは、小口の取引であっても極力金貨や銀貨を基準としようとする地域(河内・信州の例)と、明らかに金・銀貨が用いられてしかるべき取引でも錢貨が用いられる地域(南部の例)とがあって、このようなマージナルな部分で、いわゆる「金遣い」「銀遣い」「錢遣い」が確かめられるのである。

1 刃当たり錢量が固定しており、一見、銀建てのようにみえる「錢刃」勘定は、元文改鑄(1736~)を契機に始められるところが多かった。享保以前に「錢刃」勘定がなかったわけではないが、延宝3(1675)年から同勘定の確認できる周防山口では、1 刃錢量は時々の銀銭相場に対応して、80文とか50文というように変動しており、取引に当たり銀刃と錢刃の区別をあえて行う必要のないものであった。18世紀後半に「80文銭」勘定が一般的となる萩藩では、その定着化は元文期から始まった。



その支藩の岩国藩は「76文銭」勘定であったが、やや遅れて安永期（1770年代）に定着している。伊予松山藩（60文銭）や土佐藩（80文銭）では宝暦年間（1750年代）に、伊予の今治（66文銭）、西条（67文銭）両藩では明和頃（1760年代）定着化が始まっている。銭匁勘定の慣行が相当に古いと思われていた九州の、南部を除く各地でも、享保以前に銭匁勘定の事例の見られるケースは少ないようである（岩橋 [1983b、1986、1988a]）。最近分析した豊後日田の事例（19文銭）では元文期以前に銭匁勘定を見出すことはできず、延享3（1746）年が初例であった（表3参照）。

表3 豊後日田、千原家金融取引

(時期別・取引証文別・基準貨幣別、期間別件数と1件平均額)

証文種別	貸付証文				質証文				拝借証文		
	銀 (匁)	金 (両)	丁銭 (文)	銭匁 (匁)	銀 (匁)	金 (両)	丁銭 (文)	銭匁 (匁)	銀 (匁)	金 (両)	銭匁 (匁)
1期 1714～1739	2 (191)				8 (180)						
2期 1740～1749			1 (1,250)	2 (320)				4 (603)			
3期 1750～1759	6 (3,610)	1 (10)	41 (11,239)	17 (364)			12 (31,693)	3 (1,537)	3 (9,667)		
4期 1760～1769	13 (728)		88 (22,330)	32 (1,442)	1 (375)		21 (17,369)	2 (310)	17 (38,382)		
5期 1770～1779	9 (4,300)		48 (14,783)	26 (757)			12 (21,318)	4 (379)	18 (6,677)		
6期 1780～1789	16 (999)		11 (29,984)	24 (604)			4 (49,963)	1 (790)	60 (7,319)	2 (8,210)	
7期 1790～1799	4 (2,000)		7 (25,414)	25 (1,736)			5 (54,424)	2 (3,938)	26 (2,275)	3 (20)	
8期 1800～1809	1 (600)		2 (4,750)	12 (527)			12 (57,407)	4 (1,183)	1 (3,897)		
9期 1810～1819	6 (917)		4 (22,800)	20 (1,506)			3 (48,467)	4 (45,096)			
10期 1820～1829	6 (1,367)		2 (19,250)	13 (3,720)			5 (72,854)	6 (4,928)			
11期 1830～1839	33 (3,932)	9 (53.6)	15 (65,126)	77 (7,416)			3 (34,267)	16 (4,427)			
12期 1840～1849	11 (1,600)	33 (103.0)	1 (500,000)	32 (10,828)				4 (22,968)			
13期 1850～1859	16 (2,177)	73 (87.1)	10 (110,413)	42 (7,197)		1 (20)	1 (185,500)	10 (18,698)			
14期 1860～1868	11 (905)	112 (499.3)	9 (206,500)	61 (16,650)				5 (7,594)	3 (1,050)		
15期 1869～1871	2 (10,500)	47 (746.6)		19 (16,452)				2 (150,000)	1 (2,000)		

史料:千原家文書(九大文化史研究所蔵)



銭匁勘定の定着化はこのように地域によって一様ではなく、しかも地域内でも、例えば土佐のようにまず城下町で始まり、次いで農村部で変化が始まった。この際に、米ないし銀貨による取引からまず変動銭匁勘定に代わり、次いで80文銭勘定に移行して（表4参照）、表5に示したように、萩藩（佐川家）や岩国藩（小田家）でも同様であった。

なぜ18世紀半ばから後半にかけて、このような変化が生じたのだろうか。この変化は2段階からなっており、まず銀匁表示の取引が、銀銭相場によりその都度銭量の変動する、銀建てでの実質価値に差異のない「銭匁」勘定に代わり、次いで1匁当たり銭量の固定した「銭匁勘定」に定着した。銭匁勘定成立の要因として、貨幣使用者である民衆が金・銀貨よりもより価値の安定していた銭貨建てで取引を行うようになったとの見解がある（安国 [1994]）。しかし、銭貨にこのような機能が求

表4 土佐国、各土地売券・貸付証書類の基準貨幣

(件数)

家別	公文家 (安喜郡西分村)	松本家 (安喜郡羽根浦)	北川家 (安喜郡野根村)	岡家 (安喜郡田野浦)	三谷家 (長岡郡西峰村)	才谷家 (高知城下)
証文種別 (総件数)	土地売券 (144件)	土地売券 (77件)	土地売券 (62件)	貸付証文 (52件)	貸付証文 (24件)	土地売買控帳 (66件)
期間	元禄6 天明4 天保14       天明3 天保13 元治元	元禄9 文政3 天保14       天明3 天保13 慶応2	元文4 天明6 天保15       天明2 天保11 慶応4	元文2 寛政7     万延元 天明3 天保6	宝永3 天保4     天明6 慶応3	正徳4 寛保3     享保18 宝暦
米	34 4 0	9 0 1	2 3 0	1 0 0	0 0	17 16
銀	6 5 25	13 0 0	1 0 0	15 1 0	6 <sup>2)</sup> 0	7 0
八十銭	0 57 13	2 16 33 <sup>1)</sup>	1 27 26	4 30 1	2 <sup>3)</sup> 14	0 26 <sup>4)</sup>
金	0 0 0	0 0 3	0 0 2	0 0 0	0 2	0 0
計	40 66 38	24 16 37	4 30 28	20 31 1	8 16	24 42

注：1) 70文銭1件を含む。 2) 銀札1件を含む。 3) 64文銭および70文銭。 4) 60～72文銭各種を含む。

表5 周防における売券・借用証文額面の基準貨幣の推移 (件数)

時期	佐川家				小田家				
	米・麦	銀	80銭	札銀	計	米	銀	76銭	計
貞亨以前	15	20		1	36				
元禄 享保		53			53	3			3
元文 宝暦	1	2	11		14	3	7*		10
明和 享和			41		41	1	12		13
文化 文政		8	37		45		21		21
天保	1	2		4	7		12		12
弘化以降						1	14		15
計	17	85	89	5	196	1	7	66	74

注：\*印は40～68文銭3件を含む。出所：岩橋 [1986]

められているとすれば、金銀相場の不安定は元禄 享保初年の方がはるかに激しいものであったから、銭匁勘定はもっと早期に成立してしかるべきであった。

とはいえ取引当事者が、より価値の安定した貨幣を選好したであろうことは間違いないであろう。問題はなぜこの時期に銭貨が選考されたかである。これは、銭貨が地域内貨幣であり、銀貨は隔地間でも決済手段として使用される貨幣であった事実に関連しているように思われる。地域内経済が進展するにつれて、小口の銭建て取引はますます増加したはずである。当初、隔地間取引にも結び付いた、実質銀建てである変動銭匁勘定を始めたが、地域内経済の規模が大きくなり、貨幣循環の環ができ上がるとともに内実の固定した「銭匁勘定」の方が便宜となったと思われる。一過性の取引ならばともかく、土地を質物とする貸し付けや頼母子講のような金融取引においても銭建ての銭匁勘定が一般的となっていくのは、地域内で銭貨が価値尺度であった何よりの証左となる。

銭匁の内実銭量が、例えば同じ周防でも萩藩では80文であったが、岩国藩では76文、伊予国内でも松山藩は60文、今治藩は66文、西条藩は67文、小松藩（松山藩の支藩ではない）では60文というように分かれており、一方、一国全域が高知藩領であった土佐ではすべて80文であったように、支配関係と関連していたことは間違いない。ただし、筑前福岡藩では東部が80文、西部が60文であった（藤本 [1972]）ようで、例外もあるが、このような事実は銭匁勘定における内実量決定に当たり、藩札の流通が関わっていたことを示唆する。

事実、藩札流通政策の動向と銭匁内実量との関連の判明する松山藩では、それまでしばしば試みられた藩札発行の失敗にめげず、宝暦13(1763)年に発した銀札通用令の中の「銀札1匁二付六拾文」という規定が、「60文遣い」の出発点となったようである（岩橋 [1983b]）。しかし、萩藩では19世紀にかけてようやく流通が領内で定着するようになった藩札発行以前に、「80文遣い」が少なからず用いられるようになっており、ここでは元文4(1739)年に出た畠方貢租の貨幣納銀銭換算比率が契機となったようだ。高知藩でも、藩札が定着する以前から「八銭勘定」が広がったようである。

けれども、銭匁勘定の認められるすべての西南諸藩で銀札が銭札化し、藩札1匁の銭量が固定化したことで共通している（図1、松山藩の例参照）。すなわち、当初銀札として発行された藩札1匁の価値が、正貨である丁銀から乖離したのである。この動きは概ね18世紀後半における銭相場の下落期（図2および図3参照）に生じたので、藩札（銀札）の実質変動銭匁札から固定銭匁札化は、藩札の価値下落を意味した。藩当局が領内での藩札受け入れと引き替えに、札価下落のリスクが現実化しつつある固定銭匁札化を黙認したとみることができる。藩札の銭匁札化が始まって以降の諸地域では概ねその流通が円滑となり、領内の日常消費物資の値段は銭匁建て、つまり銭建てで表示されることが一般化した。そして、上に挙げたような銭匁遣いの地域で従前にまま見られた銀遣いは、ほとんど消滅する。これらの事実は、このような地域が主として金・銀貨を決済手段とする地域外との取引とは異なっており、もともと銭遣いが主流であったから生じたのである。

図1 伊予国松山藩札の性格変化

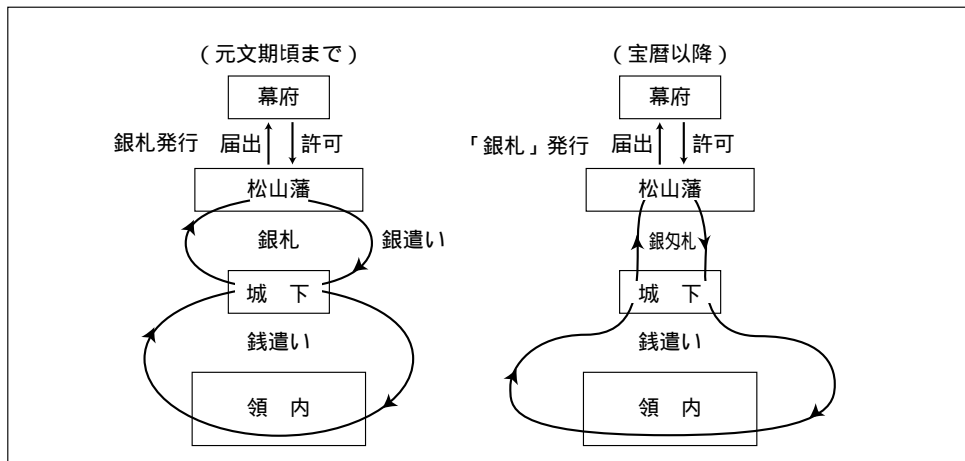


図2 大坂金相場・銀相場、1750～1860

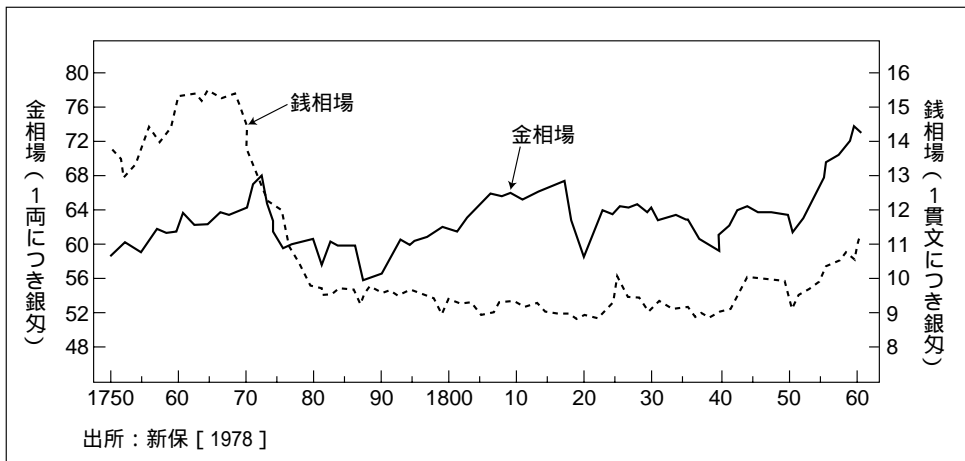
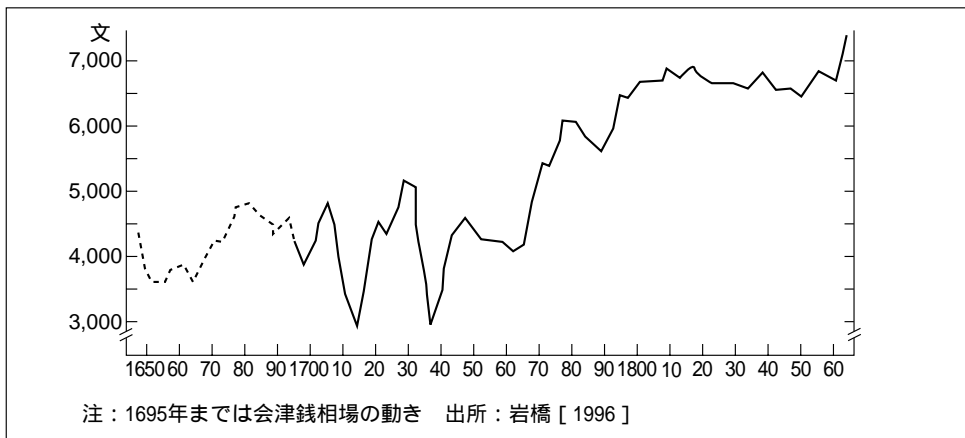


図3 江戸銭相場 (金1両に付)



上方経済により近接した播州では西南地域とは異なって、銀札と銭匁札とが併存した。播州で銀札が主流である地と、どちらかといえば銭匁札の強い地に分けることができるが、ほとんど併用されている地もあり、一様ではない(岩橋[1984a,b])。岡山・広島藩領のように、銭匁遣いがまったく確認できない地域もあるが、少なくとも播州では上方経済圏の影響を強く受けて、銀遣いと銭遣いが併存した地域といえる。断片的な事例しか確認できていないが、19世紀初頭より銭匁遣い記録が散見される紀州田辺地方も同様ではないかと推定される(田辺市[1996])。播州のような事例は、銭匁札が出回ったからその地域が銭遣いである、とは単純にいけないことを示すとともに、大坂に近接した地域でも銀遣いと並んで銭遣いを選好する所が、局地的に存在したことを示している。

### 3. 金貨本位制への道

19世紀は、表6に示したように、「小額貨幣の時代」と見る事が可能である。「小額貨幣」概念は、ここでは丁銀や小判・1分判のような高額貨幣以外のものとし、安政改鑄までは「2朱」相当額以下の金・銀貨、以降は貨幣価値の下落を考慮に入れて「1分」以下、さらに明治初年では「2分」以下としている。三貨のうち、もともと小額貨幣の主流であった銭貨は、明和 - 天明期(1760~80年代)の約20年間に鉄銭と四文銭という新種銭貨を、従前発行累計額の2倍近くが供給された(表7参照)。この間の銭相場下落は当然である(図2参照)。しかし、その後の銭貨供給は天保銭(当百銭)発行によっても1割程度、銭貨総量を増加させたにとどまった。地方経済の発展による銭貨需要の高まりを考慮すれば、銭相場が上昇してしかるべきである。にもかかわらず安定的に推移した。これはそれまで小額貨幣の役割をほぼ一身に担っていた銭貨に代わり、2朱や1朱の額面を持つ小額金・銀貨が文政期、天保期と増鑄されたからである。さらに、これらに比べれば発行量ははるかに少ないが、領国内流通のレベルで見れば、銀札・銭匁札の定着も銭貨の節約化をもたらしたのであろう。

幕末期に向けて、高額で、基準貨幣であった小判・丁銀は減少していき、小額貨幣の総貨幣量に占めるシェアは天保改鑄期にすでに50%を超え、安政開国期には70%近くとなっていた。これまで、これら小額金・銀貨発行による出目益の意義が強調されるあまり、総貨幣量における小額貨幣の意義が等閑視されてきたようである。小額貨幣/高額貨幣比の上昇は、まず庶民経済発展の反映であり、次いで地域間取引や江戸・上方内における取引の決済に当たり、小判・丁銀のような高額貨幣が節約されるような決済方法、すなわちブッククレジットや為替・手形使用などの「信用」取引に依存していったことを含意する。

19世紀に進行した三貨制度上の、より大きな変容は、金貨本位制の進展である。このことは単に金位の計数銀貨が増大し、秤量銀貨が減少して、流通貨幣の多くが「金貨」中心となったことにとどまらず、取引に際しての基準貨幣が多く金貨に傾

表6 徳川期小額貨幣構成推計

(単位 万)

年	小額金貨	小額銀貨	銭貨	藩札	小額貨幣計	総貨幣量	小額貨幣のシェア	江戸米価推
1771 (明和8)			380	約100	480	3,251	14.8%	100.0
1818 (文政1)		593	654	約100	1,347	3,680	36.6	81.7
1832 (天保3)	292	1,681	712	約145	2,830	5,443	52.0	101.8
1858 (安政5)	1,290	81 (2,053)	約720	約160	2,250 (4,222)	6,150	36.6 (68.7)	173.4
1869 (明治2)	1,060 (6,480)	1,194 (5,240)	約730	約2,400	5,400 (14,850)	16,127	33.5 (92.1)	917.4

典拠：金銀貨は岩橋勝「徳川時代の貨幣数量」(梅村又次ほか編『日本経済の発展』近世から近代へ、日本経済新聞社、1976)、藩札は新保博「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」(『三田学会雑誌』73巻3号、1980)117頁、銭貨は日本銀行調査局編『図録 日本の貨幣』4(東洋経済新報社、1973)、および江戸米価指数は岩橋勝「近世日本物価史の研究」(大原新書社、1981)巻末付表から算出。

注：1858年のカッコ内数字は「小額貨幣」を金1分以下とした場合の貨幣量ないしシェア。  
1869年のカッコ内は同じく金2分以下とした場合の数字。

表7 銭貨鑄造量の推移、寛永 天保

時期	鑄造期間(年間)	鑄造量(万貫文)	累計(万貫文)(指数)	対前期比率(%)
寛永	4	275	275	
明暦 万治	4	50	325	+18
寛文 天和	16	197	522 (100)	+61
元禄 宝永	9	208	730 (140)	+40
正徳	5	68	798 (153)	+9
享保	20	200	998 (191)	+25
元文 延享	12	676	1,674 (321)	+68
明和 天明	17	525		
"	21	2,215	4,414 (846)	+264
文政	5	32	4,446 (852)	+1
天保	7	397	4,843 (928)	+9

典拠：日本銀行調査局『図録 日本の貨幣』3(1974), pp. 245-246およびpp. 338-340。

注：、はそれぞれ1文銭、4文銭を表す。

表8 近江八幡町、鏡村米入札記録

(安永2年12月8)

入札価格(匁)	両替相場(匁)	(永)両建入札価格(文)	その順位	入札者
壹 51.26	65.0	789	1	ⓧ
弍 50.60	64.8	781	2	又治
五 50.76	65.5	775	5	惣右工門
四 50.55	65.0	778	4	ト八
六 50.55	65.5	772	6	七右工門
六 50.37	65.5	769	8	太郎三郎
七 50.38	65.5	769	7	欠兵工
八 47.11	65.2	723	10	庄七・政兵工
七 50.32	65.5	768	9	且七
三 51.00	65.5	779	3	親右工門

注：1 入札価格左の漢数字は原史料のまま示したが、落札価格の順位を示すと考えられる。

2 両建入札価格は筆者の計算。 出所：岩橋[1981b]



斜していったことを意味する。

具体例をやや詳しく、銀遣いの地域と見なされる近江八幡町で見てみよう。ここでは、すでに18世紀後半において、次のように米の入札に際して金建てで勘定していた(岩橋[1981b])。

表8は近江仁正寺藩領の蒲生郡鏡村からの年貢払い米100俵を、安永2(1773)年12月8日に八幡町で、藩当局の委託を受けた御用農村商人が入札させたときの記録である。入札には八幡商人のほか、近傍農村米商人も参加した。この入札では10名の商人が参加し、米1石当たり銀51.26匁から47.11匁にわたる価格をつけた。ここで注目すべきは「両替相場」が入札者によって異なり、64.8匁から65.5匁に及んでいることである。入札に際し、なぜ両替相場の併記が必要であり、しかもなぜ個々、異なった両替相場を明示する必要があったのだろうか。

同じ史料で、明和5(1768)年の蒲生郡須恵村米50俵の入札記録のうち、次のような払い米例が示されている。

すへ 五十  
 六十七匁五分七厘 長右工門落  
 金六十四匁かへ  
 六十七匁六分八厘 藤左工門  
 六十四匁式分かへ  
 六十七匁五分式厘 太郎三郎  
 六四式かへ  
 〆十月廿三日入札付

この事例では、最も高く入札した藤左工門ではなく、次位の長右工門に落ちている。入札価格を併記された両替相場で金建てに換算すると、長右工門の方が金1両と永55.8文で、藤左工門よりわずかに永1.6文高くなったのである。

宝暦8(1758)年から安政6(1859)年までにわたる八幡での払い米記録のうち、実質的な落札価格の順位を明示したケースはまれにしか得られない。表8の安永2年の場合は10人すべてがわかり、この場合も銀目での順位よりも金建てでの序列の方が正しいことがわかる。このように、米価表示は銀目であるのに、その売買は既に18世紀後期に金建てに変容していたことが明らかで、その都度明示される両替相場が極めて重要であった。入札者ごとに両替相場を個別化したのは、入札業務の専門性の保持、すなわち素人商人の参加を排除し、同時に、卸売価格の秘密性を保持することを図ったためと考えられる。ただし、両替相場個別化は払い米業務の円滑化を図るためと、化政期(1804~1818)に向けて取引量そのものが増加したためか、次第に入札者間で統一化が進み、天明3(1783)年以降はすべての銘柄が入札期ごとに同一相場で表示されるようになった。

銀遣い取引の拠点であった大坂や、近接した周辺農村部ではどうであったろうか。近江八幡のケースのように、取引に際してどの貨幣を用い、どの貨幣を基準とした

か、具体的な流通の姿を紹介した研究は意外に乏しい。わずかに、まず田谷博吉氏が幕末期大坂両替商帳簿の分析から、次のように流通実態を示した。すなわち、19世紀になると大坂でも本来の通用貨幣である丁銀・小玉銀に代わって、金位の小額貨幣（2朱銀、1朱銀、2分判など）が主流通貨となった。しかし、金銀相場は慶応4（1868）年「銀目停止」まで続けられた。この際の「銀」とは「銀手形」（預かり手形）のことで、「銀手形」を現金化するときは丁銀・小玉銀ではなく、金位の小額貨幣が渡され、どうしても正銀を望むものは特別な打銀を支払う必要があった。しかも、この正銀を保有するものは一般の両替商である本両替でさえもまれとなり、わずかにそのうちの中核的存在であった十人両替に限られるようになったという（田谷 [1972]）。

このような19世紀大坂の貨幣流通の実情によると、実体貨幣が「金位の小額貨幣」である「銀貨」との間に立つ「金相場」とは一体なんであろうか、という新たな疑問が導出される。ただ、少なくとも、銀遣いの本拠地である大坂でも19世紀には金貨が主流通貨となり、実体のない銀貨は基準貨幣としてもその座を下りざるを得なくなっている状況が展望される。

摂津西部農村でも状況は類似していた。新保博氏の分析によれば、19世紀八部郡花熊村で取引された菜種の決済は大部分銀目の手形によって行われているにもかかわらず、現実の流通貨幣は丁銀・豆板銀（小玉銀）ではなく、定位貨幣（小額金貨・計数銀貨）であって、端数処理に銭貨が用いられた。菜種の販売代価は銀目で表示され、支払われた銀目手形を換金するとき、時々金相場によって額面銀額を両建て（金建て）に換算し、定位貨幣が用いられた（新保 [1974]）。つまり、田谷氏の言う金位の小額貨幣で支払われたわけである。近江八幡のケースのように、売買当事者が実質、金建てで値建てをしていたという直接の証拠をつかむことはできないが、現実に銀目の手形であっても、その額に相応する秤量銀貨が手に入れられなくて、金位の小額貨幣が支払われるかぎり、この取引は実質「金遣い」ということができよう。事実、新保氏も次のように概括している。「銀目でしめされた価格は決して現実の価格水準をあらわすものではなく、金相場で換算した両建価格こそ現実の価格水準をしめすものとみななければならない」。

次に、西南日本での金貨本位制の動向を見よう。

まず表9によって、周防柳井津の商人小田家決算帳簿における貨幣資産構成と債権残高構成を見る（岩橋 [1978]）。前節で触れたように、岩国藩領では18世紀中期以降、76文銭勘定が行われていた。延享 寛延期の貨幣有高を見ると、70%余が銭貨、次いで銀貨が多く、金貨は10%前後、ないしそれ以下となっている。ところが、19世紀の10年代では札（岩国藩札）が半分前後を占めるようになった。現銭のシェアはすでに小さくなっており、幕末に向かって無視できるほどの保有量となる。正銀は文政期には3割を超えるシェアを占めることもあったが、天保期に減少化し、以降は皆無となった。逆に、主流通貨となったのが金貨で、おそらく金位の小額貨幣であろう。

このような貨幣資産構成とはほとんど無関係のような推移を示したのが、債権内

表9 周防柳井津、小田家貨幣持高と取引残高

(各年末現在、単位 76文銭)

年	貨幣持高					取引「掛方」残高		
	金( 匁 ) (%)	銀( 匁 ) (%)	銭( 匁 ) (%)	札( 匁 ) (%)	計( 匁 )	正銀建( 匁 ) (%)	銭建( 匁 ) (%)	計( 匁 )
文化13	3,375 ( 9 )	1,1729 ( 31 )	4,030 ( 11 )	18,686 ( 49 )	37,820	62,482 ( 27 )	172,307 ( 73 )	234,789
文政 4	7,806 ( 34 )	3,182 ( 14 )	591 ( 2 )	1,1609 ( 50 )	23,188	38,689 ( 23 )	130,652 ( 77 )	169,341
10	11,270 ( 25 )	17,500 ( 39 )	181 ( 0 )	15,998 ( 36 )	44,949	64,126 ( 37 )	108,418 ( 63 )	172,544
天保 4	14,948 ( 61 )	1,216 ( 5 )	309 ( 0 )	8,067 ( 33 )	24,540	206,675 ( 63 )	119,812 ( 37 )	326,487
10	13,929 ( 53 )	1,372 ( 5 )	1,274 ( 5 )	9,618 ( 37 )	26,193	225,252 ( 70 )	98,413 ( 30 )	323,665
弘化 1	13,895 ( 58 )	526 ( 2 )	554 ( 2 )	9,103 ( 38 )	24,078	270,537 ( 69 )	112,935 ( 31 )	393,512
嘉永 2	16,964 ( 64 )		742 ( 3 )	8,622 ( 33 )	26,328	432,373 ( 74 )	152,609 ( 26 )	584,982
安政 3	88,461 ( 95 )		796 ( 1 )	4,254 ( 4 )	93,511	380,965 ( 77 )	115,400 ( 23 )	496,365
文久 2	159,977 ( 96 )		419 ( 0 )	6,893 ( 4 )	167,288	394,896 ( 82 )	85,163 ( 18 )	480,059
明治 1	21,932 ( 67 )		620 ( 2 )	10,048 ( 31 )	32,601	883,277 ( 94 )	56,930 ( 6 )	940,207

注：カッコ内数字は各年における構成比

出所：岩橋 [ 1978 ]

容である。文政期以降、金貨が急速に出回ったにもかかわらず、金建てでの債権は皆無で、銀建てないし銭建てであった。しかも、銀貨流通が消滅していくのに反比例するように、銀建ての債権が増加した。これは、流通貨幣のいかにかわらず、小田家の債権記帳が地域内取引は銭建て、地域外取引は銀建てで行い、幕末に向けて地域外取引が増加していったためであろうと思われる。いずれにしろ、柳井津におけるこのような動向は、表面的には銀遣いが続いているのに、流通貨幣の金貨化により、実質的には金遣いとなっている大坂や花熊村の状況に類似している。

九州の事例の一つ見ておこう。

表3は、九州天領代官所の置かれていた豊後日田の商人、千原家の金融取引の実態をまとめたものである。ここで基準貨幣についてのみ注目すると、同家が代官所ないし関係武士から、主として利殖を目的に、半ば強制的に預けさせられた際に記された「拝借証文」では大半が銀建てであるのに対して、より一般的な金融取引である「貸付証文」や「質地証文」では、19世紀30年代までは銭建てが主流となっていた。必ずしも網羅的ではないが、証文の取引額に併記して、実際に授受された貨幣が明示される場合があり、判明するかぎりについて表10にまとめて示した。そうすると、「貸付」の場合に銀建てでの融資も無視できなかったが、その際、多くは銭貨が渡され、現実に銀貨が地域内で一定量流通していたわけではなかった。因みに、千原家の貸付先は概ね日田町内や近辺の日田郡内に集中していたといつてよい。

この様相は19世紀40年代以降、変化した。「貸付」に際して金建て取引が急速に増加したのである。貸付取引件数の半分以上が金建てとなった。ただし、表10に見るように、金建てであっても銭貨が授受されたり、この時期に「銀勘定」されている事例もある。しかし傾向的に、幕末期にかけて銭建てから金建てに移行していったことは確認できよう。「質地証文」の場合には幕末期に至ってもほとんど金建てが現れないのは、農村部でそれほど銭遣いが根強かったことを示している。

表10 千原家取引での基準貨幣と授受貨幣乖離の事例

年月	証文額面	授受貨幣
1756.12	銀977匁	但、60文銭
58. 4	銀215匁	但、丁銭
61. 5*	銀375匁	38文銭にて受取
66. 7	銀600目	55文相場
81. 8	銀2貫目	但、銀2貫目代丁銭210貫文
1804. 3	銀600目	但、19文銭
32. 9	金5両	19文銭、1,800目請取
49.12	金43両	此銀 3貫92匁33
50. 6	銀500目	但、銀1匁二付 114文 5歩
51.12	銀750目	「此金 ……」(額明示なし)
54. 5	金30両	代丁銭240貫 720文
62.12	銀300目	但シ67匁金(67匁=1両替)
67.10	①9 216貫目	但シ正金請取
68.12	金300両	但シ森札27貫目

注：\*印は質地証文。他はすべて貸付証文

表11 豊後日田、幕末期武士家計年間支払い貨幣内訳

1865年1月～12月

	件数	平均額	その代銭(①9 匁)	最高額	最低額
19文銭	40	1,138匁	1,138	8,000匁	90匁
有田札(76文銭)	34	1,011匁	4,043	3,000匁	25匁
金	15	27両2歩	9,882	93両3歩	2歩
城内手形(ないし銀)	5	169.5匁	821	680匁	17匁
久留米札	3	180匁	947匁	340匁	51匁
米	2	25石	28,807	44石1斗	6石

史料：千原家文書、元治2年「戸田様 銭御通(①9)」

表12 土佐国吾川郡村医師の年間薬礼金内訳

1841

貨幣種別	金額
南鐮弍朱金	61片
金1朱	1片
金2朱	1片
小弍朱	217片
金貨小計	34両ト3歩3朱(⑧0 2,800匁)
佐川国産方札	⑧0 901匁
商人預札	⑧0 82匁
正銭	⑧0 74匁
不明	⑧0 50匁25
八十文銭小計	1,107匁25
合計	約 ⑧0 3,907匁

出所：岩橋[1988a]

日田町では、このように幕末期に向け、ようやく金遣いが浸透してきたが、表11に見るように、地域内の金銭勘定は銭貨（ないしその代替物としての札）建てが主流であったようである。周防柳井津・小田家のように、ほぼ全面的に銭から金に移行しなかったのは、この地域にもある程度の十分な「金位の小額貨幣」が出回ったが、主流通貨である銭貨を排除するほどの圧力に乏しい量にとどまったためと思われる。

四国でも若干の事例について見る。

まず、伊予東部（東予）の天領松山藩預所に属した宇摩郡上野村の庄屋・河端家が雇用した奉公人請状に記載された「給銀」は、18世紀後半は銀建てであったのが、19世紀に入ると「銭匁」建てが一般化した。近辺が西条藩領に入り込んでいたこともあり、その67文遣いと、松山藩領の60文遣いが混用されている。さらに、1820年代以降は両藩藩札建てが一般的となり、文政元（1818）年から慶応3（1867）年まで請状の残存する計78件中、金建てで給銀が取り決められたのはわずか1件のみであった（岩橋 [1997]）。概して、中予・東予では18世紀後半よりそれぞれの藩札が銭遣いと結び付いて浸透し、地域内通貨として金貨が日常的に流通するような事例はさほど多くなかった。言い換えれば、地域内通貨として藩札がスムーズに流通している所では金位の小額貨幣に対する需要は乏しかったのである。

銭匁札の出現以前に銭匁勘定がたしかに確認できる、数少ない事例となる土佐藩領では、19世紀に一般的となる80文銭遣いが定着するのは宝暦頃（1750年代）で、藩札はたびたび計画され、発行もされたが、ついに定着することはなかった。代わって、19世紀初頭より藩家老や重臣の知行地で準藩札的に発行された各種の「八銭札」がある程度浸透したが、一方で鑄貨も広く流通した。極めて断片的事例との誇りは免れないが、表12に示した高知城下から西へ15キロメートルの農村医師が1841年に受けた1年間の薬礼の内訳を見ると、流通貨幣の種類は多様であった。すなわち、計数銀貨あり、定位金貨あり、準藩札あり、私札あり、そして正銭があり、地方における庶民経済の場で流通した「小額貨幣」とはこのようなものであったのである。ここで、全受領額の7割余を「金貨」（大半が「小2朱」、すなわち文政2朱銀）が占めているにもかかわらず、全体は80文銭でめられているのは、土佐地方で銭匁遣いが定着していた証左であろう（岩橋 [1988a]）。伊予と異なり、藩札が一般化しない地域では、日田地方のように、金位の小額貨幣がある程度需要されたのである。

以上、江戸後期に進んだ金貨本位制の状況を概観したが、地域内流通で銀貨が基準貨幣であった所では、まず交換手段として金位の小額貨幣が浸透していき、次いで次第に銀貨に代わって基準貨幣（価値尺度）となっていく状況が展望できる。これらの小額貨幣は19世紀に入ると、それまで小額貨幣の中核であった銭貨をも代替するようになり、これが18世紀までたびたび貨幣流通上の問題となった銭貨不足を解決する結果ともなり、さほど銭貨の増鑄がなかったにもかかわらず19世紀の銭相場を開国期まで比較的安定させ得る要因ともなった。



## おわりに

本稿は、可能なかぎり地方レベルの貨幣使用実態の推移に注目しつつ、高額貨幣と小額貨幣、および隔地間取引の決済手段と地域内通貨という対比を試み、江戸期貨幣制度のダイナミズムの一端を追求した。「三貨制度」を従来のように「関東の金遣い」「上方の銀遣い」というような「地域内通貨」の視点で見れば、東北や西南日本では「錢遣い」が存したことが明らかであり、隔地間決済手段としては、少なくとも江戸後期では金・銀貨にこだわらず「高額貨幣」が用いられた。しかも、信用制度の進展により、幕府は高額貨幣供給が節約でき、主に小額貨幣中心に供給できたので「出目益」追求も容易となった。

江戸後期は金貨本位制が進んだが、大坂で基準貨幣としての秤量銀貨がほとんど稀少となったのに「銀遣い」経済がギリギリまで存続し得た理由、また19世紀の日本を取り巻く東アジアは銀本位であったにもかかわらず、なぜ国内で1世紀も金貨本位が進行していたのか、これらは後の課題である。

## 参考文献

- 足立啓二、「東アジアにおける銭貨の流通」荒野泰典ほか編『アジアのなかの日本史』3、東京大学出版会、1992年
- 岩橋 勝、「徳川時代の貨幣数量」梅村又次ほか編『日本経済の発展』日本経済新聞社、1976年
- 、「近世後期西南地域における貨幣流通」秀村選三編『西南地域史研究』第2輯、文献出版、1978年
  - 、「徳川後期の『銭遣い』について」『三田学会雑誌』第73巻3号、1980年
  - 、「再び徳川後期の『銭遣い』について」『三田学会雑誌』第74巻3号、1981年a
  - 、「近世日本物価史の研究」大原新生社、1981年b
  - 、「南部地方の銭貨流通」『社会経済史学』第48巻6号、1983年a
  - 、「伊予における銭勾遣い」地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』雄山閣、1983年b
  - 、「播州における銭勾札流通」近畿大学『商経学叢』79、1984年a
  - 、「播州における銭勾遣い」松山商科大学『人間と社会の諸問題』、1984年b
  - 、「近世銭貨流通の実態 防長における銭勾遣いを中心として」『大阪大学経済学』第35巻4号、1986年
  - 、「近世中後期土佐における貨幣流通 いわゆる八銭勘定を中心として」秀村選三編『西南地域史研究』第6輯、文献出版、1988年a
  - 、「徳川経済の制度的枠組」速水融・宮本又郎編『経済社会の成立』岩波書店、1988年b
  - 、「小額貨幣と経済発展」『社会経済史学』第57巻2号、1991年
  - 、「近世銭相場の変動と地域比較 東日本を中心として」『福岡大学商学論叢』第40巻3号、1996年
  - 、「近世東予における農民移動と土地集積」景浦勉編『伊予近世社会の研究(下)』財団法人関奉仕財団、1997年
- 浦長瀬隆、「16世紀後半西日本における貨幣流通」『ヒストリア』106、1985年
- 新保 博、「徳川時代後期西摂農村における貨幣流通」『兵庫県の歴史』11、1974年
- 、「近世の物価と経済発展」東洋経済新報社、1978年
  - 、「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」『三田学会雑誌』第73巻3号、1980年
- 滝沢武雄『日本の貨幣の歴史』吉川弘文館、1996年
- 田辺市『田辺市史』第8巻、史料編5、1996年
- 田谷博吉、「幕末期關西の流通貨幣」大阪府立大学『歴史研究』14、1972年
- 日本銀行調査局、『図録 日本の貨幣』2、東洋経済新報社、1973年
- 野口喜久雄、「江戸時代の日田商業と経営」『大分工業高等専門学校研究報告』第1号、1964年
- 藤本隆士「近世西南地域における銀錢勘定」『福岡大学商学論叢』第17巻1号、1972年
- 、「近世における貨幣流通の一考察」九州大学『経済学研究』第49巻4号、1984年
  - 、「徳川期における小額貨幣」『社会経済史学』第57巻2号、1991年
- 尾藤正英、「徳川時代の社会と政治思想の特質」『思想』685、1981年
- 三上隆三、『江戸の貨幣物語』東洋経済新報社、1996年

安国良一、「貨幣の機能」『岩波講座日本通史』12、近世2、1994年  
山本有造、「貨幣制度・貨幣政策」西川俊作ほか編『日本経済の200年』日本評論社、1996年  
Atwell, W. S. “International Bullion Flows and the Chinese Economy circa 1530-1650,” *PAST and PRESENT*, No.95, 1982.

(岩橋報告へのコメント)

京都大学人文科学研究所長 山本有造

1. 第3セッションへ提出された岩橋論文は、江戸期貨幣制度全般を視野に入れた壮大な論文であり、コメントすべき事象も多岐にわたる。また岩橋氏の最近の「銭貨流通論」はかなり通説破壊的であり、その意味・内容が一般に必ずしも正確に理解されているとはいえない。実のところ筆者(コメンテーター)自身も、岩橋説を正しく理解できているか否かについて必ずしも自信を持てる状態にはない。そのためここでは、「銭貨流通の実態という観点から江戸期『三貨制』の生成・展開を考察する」という本論文の趣旨に沿って、まず岩橋氏の主張の要点を筆者なりに整理し、次いでそれに基づいていくつかの質問を行うことにしたい。

2. 岩橋氏の本論文における主張を「岩橋の命題」と名付け、取り敢えず次のように整理する。

[命題1] 幕府はその初期から「金本位制」の確立を意図したが、現実がそれを許さなかった。

[命題2] 「地域内通貨」の視点で見れば、江戸期日本は「金遣い圏」「銀遣い圏」「銭遣い圏」に3分される。

2-1 これらの差異は(一般的支払い手段、決済手段としての差異ではなく)取引の価値基準における差異による。

2-2 「銭遣い」については、金銀遣いに対する小額補助貨幣としての役割を否定するものではないが、重要なのは「銭建て取引」の広範な存在である。

2-3 ただし地域と時代によってはこれらが「重層的」に存在する場合がある。

[命題3] 「銭遣い」=「銭建て取引」は(ほぼ元文改鑄期を始期とし明治期に入るまで<sup>1</sup>)東北・西南地域に広く分布した。

3-1 江戸期「銭遣い」は「高額銭文遣い」と「銭匄遣い」の2類型に分けられる。またこれらは地域的な2類型とも考えられる。

3-2 江戸期の「銭遣い」は中世におけるその直接の延長と考えるべきではない。

3-3 概して、「銭遣い」の成立には、各地域における経済発展の段階と貨幣供給のあり方が関係すると思われる。

3-3-1 「高額銭文遣い」は主に「(藩)札遣い」の行われぬ地域において行われた。

3-3-2 「銭建て取引」の典型例ともいえるべき「銭匄勘定」の定着化は、18世紀半ばに始まり明治初期まで続いた。<sup>2</sup>

[命題4] 19世紀に入ると徳川幣制は明らかに「金本位制」の方向に変容した。

1 当初、コメンテーターは「元文改鑄から天保・安政期まで」と理解していたが、岩橋氏の指正を受けた。

2 当初、コメンテーターは「幕末期に入り分解を始める」と理解していたが、岩橋氏の指正を受けた。

3. さて、以上に関して論ずることは多いが、ここでは時間の制約をも勘案して3点に絞って質問および意見を述べたい。

その1) 命題1、命題4についてはコメンテーターもほぼ同様の意見を持っており、当面問題のないものとする。命題2、命題3について、コメンテーターの理解・整理は基本的にこれでよいが、誤りがあれば指教を得たい。

その2) 命題3の3-3は、コメンテーターがかなり恣意的に要約したところである。しかし仮にこの論点において誤りがないとすれば、「錢遣い」各地域における貨幣供給の実態(例えば金銀正貨と錢貨の供給状況、「正貨遣い」と「札遣い」のあり方等)についてはさらに詳細な実証研究と類型的整理が必要ではないだろうか。概して、これまでの「錢遣い」研究には、こうした地域ごとの貨幣供給実態についての検証が少ないように思われる。

その3) 岩橋氏が現在ご苦勞中のように、「錢遣い」の実態の多様性についてはなお実例を多数集める段階であり、帰納的要約の段階には至っていないといつてよいであろう。したがって事実在即した疑問は多いが、ここではその1点を指摘する。

「錢匄勘定」の固定化過程については本論文でも関説されているが、その固定化したレートが19文から90文(場合によっては100文)と極めてバラツキの大きいことが気にかかる。60~70文というところに多数は分布しており、それがあつた時期の銀錢相場が固定化した結果であらうことは想像できるが、ここから大きく乖離するレート(例えば19文、あるいは100文)の固定化は何を意味するものであつたらうか。あるいは同一藩内で複数のレートが並存する状況をどのように理解すればよいのであつたらうか。

4. 本稿により、「錢遣い」を中心とする最近の岩橋氏の所論を要約的に学ぶことができたことを感謝する。これをさらに発展させた岩橋氏の「江戸期三貨制度の研究」をまとめて読む日の近いことを期待したい。